

新庄村地域防災計画

（風水害等対策編）

令和 2 年 3 月

新庄村防災会議

目 次

第 1 編 総則	1
第 1 章 計画の主旨	1
第 2 章 防災会議	3
第 3 章 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱	4
第 4 章 村の概要	14
第 2 編 災害予防計画	19
第 1 章 防災業務施設・設備等の整備	19
第 2 章 防災業務体制の整備	24
第 3 章 自然災害予防対策	33
第 1 節 治山対策の推進	33
第 2 節 造林対策の推進	35
第 3 節 砂防対策の推進	36
第 4 節 河川の防災対策の推進	37
第 5 節 農地等の防災対策の推進	37
第 6 節 地盤沈下対策の推進	39
第 7 節 文教対策の強化	40
第 8 節 文化財の保護	42
第 9 節 危険地域からの移転対策	43
第 4 章 火災予防対策の推進	44
第 5 章 ライフライン施設の防災対策の推進	45
第 1 節 水道施設の防災対策の推進	45
第 2 節 下水道施設の防災対策の推進	46
第 3 節 電力施設の防災対策の推進	47
第 4 節 LP ガス施設の防災対策の推進	48
第 5 節 通信施設の防災対策の推進	51
第 6 章 複合災害対策	52
第 7 章 防災活動の環境整備	53
第 1 節 防災訓練の実施	53
第 2 節 防災知識の普及啓発	56
第 3 節 自主防災組織の確立	59
第 4 節 企業防災の促進	61
第 5 節 住民及び事業者の地区防災活動の推進	62
第 6 節 災害教訓の伝承	63
第 8 章 要配慮者等の安全確保計画	64
第 9 章 防災対策の整備・推進	68
第 1 節 調査研究体制の確立	68
第 2 節 防災研究成果の活用	68
第 3 節 食料・飲料水・生活必需品の確保	68
第 4 節 公共用地等の有効活用	70
第 5 節 被災者等への的確な情報伝達活動	70
第 3 編 災害応急対策計画	72

第1章 防災組織・防災体制	72
第2章 防災活動	87
第1節 予報及び警報	87
第2節 通信連絡	89
第3節 情報の収集・伝達	94
第3章 災害広報及び報道	130
第4章 リ災者の救助保護	133
第1節 災害救助法の適用	133
第2節 避難及び避難所の設置	136
第3節 消火活動	144
第4節 救助	148
第5節 食料の供給	151
第6節 飲料水の供給	153
第7節 被服・寝具・その他生活必需品の給与または貸与	154
第9節 遺体の捜索・検視・処理・埋葬	157
第10節 防疫・保健衛生	159
第11節 廃棄物処理等	161
第12節 住家被害認定調査及びり災証明書の交付	165
第13節 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去	168
第14節 文教災害対策	170
第5章 社会秩序の維持	173
第6章 交通規制	174
第7章 道路啓開	176
第8章 輸送	177
第9章 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策	179
第1節 ガス施設応急対策	179
第2節 上水道施設応急対策	181
第3節 電気施設応急対策	182
第4節 電気通信施設応急対策	184
第5節 下水道施設応急対策計画	186
第10章 防災営農	187
第11章 水防活動	189
第12章 雪害対策	191
第13章 自衛隊の災害派遣	192
第14章 応援・雇用	197
第15章 ボランティアの受入、活用	199
第16章 義援金品等の募集・受付・配分	201
第4編 災害復旧・復興計画	202
第1章 復旧・復興計画	202
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定	202
第2節 被災者等の生活再建等の支援	203
第3節 公共施設等の復旧・復興計画	205
第4節 激甚災害の指定に関する計画	206
第5節 復興本部の設置及び復興計画の策定	207
第2章 財政援助等	208

第1節	災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画	208
第2節	災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画	210
第3節	義援金品等の配分計画	214
第5編	その他災害対策編	215
第1章	事故災害予防対策	215
第1節	道路の防災対策の推進	215
第2節	林野火災予防対策の推進	216
第3節	危険物等施設の防災対策の推進	218
第4節	爆発・火災等労働災害予防対策	219
第2章	事故災害応急対策	220
第1節	道路災害対策	220
第2節	航空機事故災害対策	222
第3節	林野火災	225
第4節	危険物等災害対策	227
第5節	高圧ガス災害対策	229
第6節	火薬類災害対策	231
第7節	放射性物質災害対策	233
第8節	集団事故災害対策	235

第1編 総則

第1章 計画の主旨

第1 計画の目的及び基本理念等

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、新庄村防災会議が作成するものであり、本村の地域に係る防災に関し、村及び村内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という）が処理すべき事務または業務の大綱、村民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定める。

こうした防災対策の実施に当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映することが重要であり、地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

なお、大規模災害の場合、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目指す。

また、災害対策の実施に当たっては、国、岡山県、村、指定公共機関が、それぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、国、県、村を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、国、公共機関、県、村、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じる。

さらに、国、県が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていく。

【資料】新庄村防災会議条例

【資料】新庄村防災会議委員

第2 計画の性格

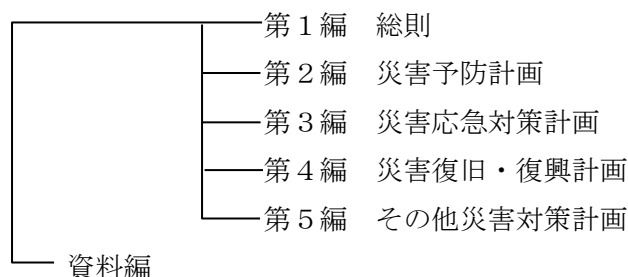
新庄村地域防災計画は、「風水害等対策編」、「地震災害対策編」をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「岡山県水防計画」とも十分な調整を図る。

本計画は「風水害等対策編」であり、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち風水害等に関し、関係各機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を示すものである。

第3 計画の構成

この計画は、「総則」「災害予防計画」「災害応急対策計画」「災害復旧・復興計画」及び「その他災害対策計画」の5本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を別冊で作成する。

新庄村地域防災計画（風水害等対策編）



第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

第5 災害の想定

本計画の作成にあたっては、本村における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化、産業集中、過疎化による農地・山林の荒廃等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案した上で、発生しうる災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎とした主な災害は、次のとおりである。

- 1 暴風等による災害
- 2 大雨等による災害
- 3 上記のほか異常気象による災害
- 4 大規模な火災
- 5 危険物の爆発等による災害
- 6 可燃性ガスの漏洩・拡散等による災害
- 7 有毒ガスの漏洩・拡散等による災害
- 8 道路構造物の被災等による道路災害
- 9 航空機事故における災害
- 10 その他特殊災害

第6 用語の定義

本計画において、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、災害時要配慮者等、用語の意義は、それぞれ資料編に定めるところによるものとする。

【資料】用語の意義

第2章 防災会議

本計画における防災会議は、「第3編第1章第1防災会議」に定めるところによる。

第3章 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱

村及び損区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、さらには関係する県及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務または業務について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1 実施責任者

1 新庄村

村は、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 岡山県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 自衛隊及び指定地方行政機関等

指定地方行政機関は、村の地域並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、村及び消防機関の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、村及び消防機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

4 村区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、村その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

第2 新庄村の処理すべき事務または業務の大綱

1 新庄村

- 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- 自主防災組織の育成を行う。
- 災害に関する予警報等の発令及び伝達を行う。
- 災害情報の収集及び伝達を行う。

- 災害広報を行う。
- 避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始の発令を行う。
- 被災者の救助を行う。
- 被災者の広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- 県に対する災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じよう要請等を行う。
- 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- 被害の調査及び報告を行う。
- 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- 水防活動、消防活動を行う。
- 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- 被災者に対するり災証明の調査及び発行に関すること。
- 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持に関すること。
- 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。

2 消防団

- 消防団員の教育及び訓練を行う。
- 消防資機材の整備、備蓄を行う。
- 消防活動を実施する。
- 災害情報等の収集及び必要な広報を行う。
- 災害の防除、警戒、鎮圧を行う。
- 要救助被災者の救出、救助を行う。
- 避難及び救護の協力を行う。

3 教育委員会

- 学校等における防災教育及び訓練を実施する。
- 学校施設等の災害予防対策及び災害応急対策を行う。
- 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。

第3 岡山県の処理すべき事務または業務の大綱

1 岡山県

- 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- 災害に関する予警報等の発令及び伝達を行う。
- 災害情報の収集及び伝達を行う。
- 災害広報を行う。

- 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- 水防法、地すべり等防止法に基づく立ち退きの指示を行う。
- 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- 公共土木施設、農地及び農林水産施設等に対する応急措置を行う。
- 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付を行う。
- 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。
- 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 指定行政機関に対する災害応急対策等のための職員の派遣要請を行う。
- 市町村町に対する災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。
- 内閣総理大臣に対する他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
- 市町村が実施する被災者の広域一時滞在の調整、代行を行う。
- 指定行政機関又は指定地方行政機関に対する災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じる要請等を行う。
- 市町村が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に、物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。
- 県の管理する漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
- 有毒ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策安全確保を行う。

2 県警察（真庭警察署）

- 災害警備実施計画に関する業務を行う。
- 災害警備用装備資機材の整備を行う。
- 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。
- 救出救助及び避難誘導を行う。
- 行方不明者の捜索及び死体の見分、検視、身元確認等を行う。
- 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- 犯罪の予防・取締り、その他治安の維持に関する業務を行う。
- 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

第4 自衛隊及び指定地方行政機関等の処理すべき事務または業務の大綱

1 自衛隊（陸上自衛隊13特殊隊 日本原駐屯地）

- 被害状況の把握を行う。
- 避難の援護救助を行う。
- 遭難者等の捜索、救助を行う。
- 水防活動を行う。
- 消火活動を行う。
- 道路または水路の応急啓開を行う。
- 診療・救護・防疫を行う。
- 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- 炊飯及び給水の支援を行う。
- 救援物資の無償貸付けまたは譲与を行う。
- 危険物（火薬類）の除去を行う。
- その他自衛隊の能力で処理可能な防災活動を行う。

2 指定地方行政機関

(1) 中国四国農政局

- 農地防災事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- 農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。
- 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。

(2) 近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

- 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹並びに溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
- 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
- 国有林内河川流域及び貯木場における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ばさないよう処置する。
- 応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体に用材等の供給の要請を行う。

○災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

(3) 中国経済産業局

○所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

○電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。

○被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。

○中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

(4) 中国四国産業保安監督部

○所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

○火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。

○鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

(5) 中国運輸局（岡山運輸支局）

○所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

○バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。

○陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達の幹碇、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。

○特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。

(6) 大阪管区气象台（岡山地方气象台）

○気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。

○気象、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。

○気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備等の充実を図る。

○航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。

○気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。

○国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。

○県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

○市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。

(7) 中国総合通信局

○災害時に備えての電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための指導及び電気通信の監理を行う。

- 非常通信協議会の育成指導を行う。
- 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理を行う。
- 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対し、貸与要請を行う。

(8) 岡山労働局（県内各労働基準監督署）

- 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- 被災者の医療対策のための必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院、労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
- 二次的災害を防止するため危険・有害物の漏洩防止等保安装置、労働者の退避等の必要な監督・指導・調査に関すること。
- 作業再開時の必要な指導に関すること。
- 災害応急・復旧工事等に対する指導監督、労働者の安全確保に関すること。
- 被災事業場労働者に対する労災保険の給付に関すること。
- 労働保険料の納付猶予及び換価猶予に関すること。
- 災害原因調査を行う。

(9) 中国地方整備局（岡山河川事務所、岡山国道事務所）

- 気象、水象について観測する。
- 吉井川、旭川、高梁川、金剛川、百間川、小田川直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。
- 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、岡山地方气象台と共同して洪水予報を行う。
- 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、洪水浸水想定区域の指定及び見直しを行う。
- 一般国道2号、30号、53号、180号直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。

3 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社（各郵便局）

- 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- 被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。
- 災害ボランティア口座寄附金の配分を行う。
- 被災者救援の寄附金送金の郵便振替の料金免除を行う。
- 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いを行う。
- 簡易保険福祉事業団に対する災害救援活動の要請を行う。
- 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資を行う。

(2) 西日本電信電話株式会社（岡山支店）

- 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- 気象等の警報を市町村へ連絡する。

(3) 株式会社NTT ドコモ中国（岡山支店）

- 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- 防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設の優先的に利用させる。
- 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
- 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

(4) 日本赤十字社（岡山県支部）

- 必要に応じ、所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。
- 緊急救護に適する救助物資（毛布・日用品等）を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。
- 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。
- 輸血用血液製剤の確保供給を行う。
- 義援金の募集を行う。

(5) 日本放送協会（岡山放送局）

- 気象等の予警報及び被害状況等の報道を行う。
- 防災知識の普及に関する報道を行う。
- 緊急警報放送等、避難勧告等災害情報の伝達を行う。
- 義援金品の募集及び配布についての協力行う。

(6) 中国電力株式会社（津山営業所）

- 電力施設の防災対策及び防災管理に関すること。
- 災害時における電力の供給確保に関すること。
- 被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること。

(7) 日本通運株式会社（岡山支店）

- 災害時における県知事の車両借り上げ要請に対する即応体制の整備を図る。
- 災害時における物資の緊急輸送を行う。

(8) 西日本高速道路株式会社（中国支社）

- 災害防止に関すること。
- 交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関すること。
- 災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関すること。
- 災害復旧工事の施工に関すること

(9) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）

- 原子力災害の防止及び応急対策を行う。

4 指定地方公共機関

- (1) 各民間放送会社（山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山エフエム放送株式会社）
 - 日本放送協会に準ずる。
- (2) 各ガス事業会社（岡山ガス株式会社）
 - ガス施設の災害予防措置を講じる。
 - 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して早期供給再開を図る。
 - 電気事業者との応急復旧の調整を行う。
- (3) 一般社団法人岡山県トラック協会
 - 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄実施する。
 - 災害応急活動のため各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。
 - 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
 - 災害時の遺体の搬送に協力する。
- (4) 岡山貨物運送株式会社
 - 日本通運株式会社に準ずる。
- (5) 公益社団法人岡山県医師会
 - 医療及び助産活動に協力する。
 - 防疫その他保健衛生活動に協力する。
 - 災害時における医療救護活動を実施する。
 - 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。
- (6) 公益社団法人岡山県看護協会
 - 公益社団法人岡山県医師会に準ずる。
- (7) 一般社団法人岡山県LPガス協会
 - LPガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。
 - 災害時におけるLPガス供給の確保を図る。

第5 村区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等の責務

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、村その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

1 公共的団体

- (1) 自治会・地域自主組織
 - 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達を行う。
 - 水防、その他災害に対する応急措置に協力する。
 - 災害時における避難・救助活動に協力する。
- (2) 自主防災組織
 - 防災訓練、防災知識の普及等自主防災活動を行う。

- 防災用資機材の整備を行う。
- 災害時要配慮者等避難者の誘導及び救出救護を行う。
- 被災者に対する避難所運營業務等災害対策全般を行う。

(3) 新庄村社会福祉協議会（日赤奉仕団）

- 災害時における災害時要配慮者対策を行う。
- 被災者等に対する炊き出し等に協力する。
- 被災者に対する看護を行う。
- 災害時におけるボランティアの結成及び受け入れ、活動体制の整備等を行う。
- 被災生活困難者に対する生活福祉資金の融資を行う。
- 義援金の募集、配分を行う。

(4) 真庭農業協同組合、真庭森林組合等

- 村が行う農林関係の被害状況調査、災害応急対策等に協力する。
- 農林産物等の災害応急対策についての指導を行う。
- 飼料、肥料等の確保またはあっせんを行う。

(5) 真庭商工会

- 村が行う被害状況調査、災害応急対策等に協力する。
- 村災害対策本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等について協力する。
- 災害時における物価安定についての協力、徹底を行う。
- 救助用物資、復旧資材確保について協力する。

(6) 真庭市医師会

- 災害時における医療救護活動に協力する。

(7) 交通指導委員会

- 村が行う災害時における交通対策に協力する。

(8) 防犯連合会

- 災害時における防犯対策を行う。

(9) 民生・児童委員

- 通常時における要援護高齢者や障害のある人の把握を行う。
- 災害時における災害時要配慮者対策に協力する。

2 防災上重要な施設の管理者

防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等に関し村が行う防災活動について、積極的に村及び防災関係機関等に協力するものとする。

(1) 病院等医療施設の管理者

- 避難施設の整備と避難等の訓練を行う。
- 被災時における収容者の収容保護を行う。
- 災害時における負傷者等の医療、助産、救助を行う。

- (2) 社会福祉施設の管理者
 - 災害時における施設入所者の安全確保を行う。
- (3) 金融機関
 - 被災事業者等に対する資金の融資、その他緊急措置を行う。
- (4) 学校、保育所
 - 避難設備の整備と避難等の訓練を行う。
 - 施設の防災管理及び児童、生徒の安全確保を行う。
 - 被災時における教育の対策を行う。
 - 被災施設の災害復旧を行う。
- (5) 危険物等の取扱い施設の管理者
 - 施設の防災管理を行う。
 - 災害時における危険物の保安措置を行う。
- (6) 店舗、民宿等不特定多数の者が出入りする施設の管理者
 - 施設の防災管理、施設に出入りしている人の避難誘導等の安全確保を行う。
- (7) 水路管理者
 - 水門、水路の防排除施設の整備と防災管理を行う。
 - 水路等の施設の被害調査を行う。
 - 湛水防除を行う。
 - 水路等の施設の復旧事業を推進する。
- (8) その他の防災上重要な施設の管理者
 - 前記(1)～(7)の各施設に準じた防災対策、応急対策、復旧・復興対策を実施する。

第6 村民・事業所の責務

村民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努める。

また、事業所においても、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

- 普段から災害に対する知識を深め、防災訓練等を通じて災害時の行動力の向上に努める。
- 災害備蓄等、災害への備えをする。
- 災害時に自らの生命、身体及び財産を守る。地域の中で応急対策に協力する。

第4章 村の概要

第1 自然的条件

1 地勢

本村は、岡山県の北西部に位置し、東は真庭市、西は新見市及び、鳥取県日野町、南は新見市及び真庭市、北は真庭市及び鳥取県江府町に隣接しており、総面積は 67.1 km²で、標高 1,218mの毛無山をはじめ総面積の 91%を山林が占めている。

また、岡山県の三大河川の一つである旭川の源流域の新庄川があり、この新庄川が地域の中央部を支流と合流しながら南下している。豊かな森林資源に合わせ、流域には「不動滝」や「野土路の水」など多くの観光資源があり、南部には「がいせん桜」、新庄川を沿って平坦地が広がり、農用地及び商業地、工業地が形成されている。

2 気候

①年間降水量 2,000mm～2,500mm

②年間平均気温 12.3℃

③特徴 中国山地に位置するため、夏季は短く冷涼であり、冬季は積雪期間は長いが最近の温暖化現象のため少ない。

第2 社会的条件

1 人口・世帯数

本村の人口は、昭和 30 年をピークとして減少傾向にあり、平成 27 年国勢調査の人口は、866 人となっている。また、世帯数は 330 世帯となっている。

2 年齢構成

平成 27 年国勢調査の 65 歳以上人口は 362 人と、総人口の 41.8%を占めており、平成 22 年の前回調査より 3.6 ポイント増加している。老年人口の比率は、岡山県の比率 28.7%を大きく上回っている。

また、平成 20 年 4 月における要介護者及び要支援者の人口に対する割合は、6.6%と岡山県の 4.1%より高く、これらの災害時要配慮者への対策が重要となる。

3 産業

平成 27 年国勢調査の産業別就業人口は、第 1 次産業 32.5%（岡山県 4.8%）、第 2 次産業 14.3%（岡山県 27.4%）、第 3 次産業 53.1%（岡山県 67.8%）となっている。第 3 次産業が増加傾向にあるものの、農林業中心の第 1 次産業が岡山県全体に比べ高くなっている。

4 交通

道路は、東西に延びて鳥取県米子市及び岡山県真庭市に繋がっている国道 181 号、真庭市の南部及び真庭市北部と繋がっている県道北房川上線がある。古くから出雲街道があり、山陰・山陽を結ぶ交通の要衝であった。鉄道はなく、交通面では道路交通に大きく依存している。

第3 災害履歴

1 風水害

昭和 30 年以降の本村に災害救助法が適用された災害やその他の災害で人的被害、住家被害を中心とした主な風水害は次のとおりである。

(1) 昭和 34 年 7 月 5 日 局地豪雨

7 月 5 日 16 時～7 月 6 日 2 時の間に 220mm の雨量を記録し、1 時間最大雨量は 7 月 5 日 19 時 40 分の 81.5mm に達した。本村に隣接している真庭市蒜山地域では被害は、死者 1 名、住家全半壊 12 戸、住家流出 4 戸、床上浸水 113 戸、田畑流出 810ha、道路決壊 47 ヶ所、橋梁流出 48 ヶ所、堤防決壊 39 ヶ所の大きな被害となった。

(2) 昭和 38 年 7 月 11 日 集中豪雨

県下 1 市 12 町 2 村に災害救助法が適用され、死者 1 名、住家全壊 43 戸、半壊 172 戸、床上浸水 3,721 戸の大きな被害となった。村内においても多くの農作物被害、田畑の流出や冠水被害、一部で土木被害をもたらした。

(3) 昭和 47 年 7 月 9 日～13 日 集中豪雨

梅雨前線が停滞し活発化したため、7 月 9 日～7 月 13 日の間に 405mm の雨量を記録し、県下 4 市 17 町に災害救助法が適用され、死者 16 名、負傷者 43 名、住家全壊 270 戸、半壊 516 戸、床上浸水 3,588 戸の大きな被害をもたらした。北房町、落合町においても災害救助法が適用され、死者 2 名、負傷者 9 名、住家全壊 9 戸、半壊 39 戸、浸水家屋 2,162 戸とあわせ、各所において道路決壊、橋梁流出などの土木被害をもたらした。また、災害救助法が適用されなかったその他の合併前の真庭市旧町村内においても河川氾濫、道路決壊、田畑の流出冠水の被害を受けた。

(4) 昭和 56 年 7 月 13 日 局地集中豪雨

7 月 13 日 13 時～23 時の間に 268mm の雨量を記録し、1 時間最大雨量は 14 時～15 時にかけて 77mm に達し、美甘村や湯原町において死者 2 名、負傷者 3 名、住家全壊 23 戸、半壊 63 戸、床上浸水 125 戸の大きな被害となり、湯原町には災害救助法が適用された。

(5) 平成 3 年 9 月 27 日 台風 19 号

台風 19 号により、最大瞬間風速 25m/秒以上の暴風が吹き荒れ、落合町においては、半壊 1 戸、一部損壊 31 戸、家屋損傷 558 戸、農業施設の損壊、多くの林業被害、北房町では、全壊 1 戸、半壊 3 戸、家屋損傷 276 戸、川上村においても、家屋損傷 39 戸の被害を受けた。

(6) 平成 10 年 10 月 17 日 台風 10 号

台風 10 号による 10 月 16 日から 18 日にかけての集中豪雨により、県中北部を中心に大きな被害を受けた。

岡山県においては死者 5 人、全壊 19 棟、床上浸水 2,668 棟となり、1 市 3 町に災害救助法が適用された。合併前の真庭市旧町村内においても多くの農作物被害、田畑の流出や冠水被害、土木被害、道路決壊、床下浸水等の被害をもたらした。落合町においては土石流が発生した。

(7) 平成 16 年 10 月 20 日 台風 23 号

平成 16 年はこれまでの最高となる 10 個の台風が日本に上陸し、岡山県においても 5 市 4 町が災害救助法の適用を受けた 8 月 30 日の台風 16 号、9 月 7 日の台風 18 号、10 月 20 日の台風 23 号により大きな被害を受けた。

台風 23 号による暴風雨は、岡山県全域で死者 7 名、負傷者 34 名、全壊 13 戸、半壊 54 戸、一部破壊 5,193 戸、床上浸水 352 戸、床下浸水 1,465 戸の被害をもたらし、合併前の真庭市旧町村においても負傷者 5 名、半壊 19 戸、一部破壊 292 戸、床上浸水 1 戸、床下浸水 5 戸、公共建物被害 20 棟、道路損壊 49 箇所、がけ崩れ 5 箇所、水道断水 200 戸、電話不通 800 戸、停電 5,200 戸の被害を受けた。

また、岡山県北一帯においては、森林が風倒木の大被害を受け被害面積は津山市、勝山町、東栗倉村、富村、鏡野町、久世町、奈義町など 54 市町村で 5,483 ヘクタールに及び農林激甚災害の指定を受けた。

2 その他災害

(1) 平成 17 年 12 月からの大雪

12 月 24 日には真庭市蒜山上長田で、12 月の最深積雪が歴代 1 位（98 cm）となり、記録的な大雪となった。

村では平成 17 年 12 月 25 日に新庄村災害対策本部を設置して不測の事態に備える体制整備を行い、消防団が独居老人や高齢者世帯等の雪降ろしのため出動した。

蒜山地域を中心に積雪による住家の一部損壊 18 戸、非住家の全壊 11 棟、半壊 3 棟の被害が発生した。

(2) 平成 20 年 2 月からの大雪

村では平成 20 年 2 月 29 日に新庄村災害対策本部を設置して不測の事態に備える体制整備を行い、消防団が独居老人や高齢者世帯等の雪降ろしのため出動した。

(3) 平成 27 年 1 月の大雪

1 月 21 日から降り続いた雪により、村内中心部で最深積雪 1.2m を記録。29 日に消防団、村役場職員及び村議会議員合わせて 82 名が独居老人や高齢者世帯等約 30 軒の雪降ろしを実施した。

(4) 平成 30 年 7 月豪雨

6 月 28 日から 7 月 8 日にかけて、台風 7 号および梅雨前線等の影響により西日本を中心に全国的に広い範囲で集中豪雨が発生した。

村においても 5 日から 7 日まで降雨が続き、累計雨量 371mm を記録。床下浸水 1 件並びに道路被害、河川被害及び農地の被害が多数発生した。村では 6 日 17 時 40 分に災害対策本部を設置し、18 時 20 分に避難勧告を発令、村民 45 名が避難した。また、6 日・7 日の 2 日間で消防団員延べ 100 名が水防活動を行った。

出典：災害履歴の被害件数等については、岡山県地域防災計画（資料編）、おかやま防災ナビ、災害発生状況等を取りまとめた。

なお、自治体の名称は災害発生時のものを使用している。

第4 災害の危険性

本計画は、新庄村における地勢、気象等の自然的条件に加え、人口、産業等の社会的条件並びに過去における災害履歴を勘案したうえで、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り等の自然災害と火災、爆発、交通事故等の人為災害など、発生し得る災害を想定する。

特に村内で懸念される災害は、がけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害である。

以下に、土砂災害防止法に基づき岡山県が定める土砂災害（特別）警戒区域について示す。

1 土砂災害警戒区域等

県は、土砂災害防止法の規定に基づき、土石流及び急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地について基礎調査を行い、その結果に基づき、土石流及び急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域として指定することができる。

(1) 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土石流及び急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、以下のような危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

ア 市地域防災計画へ土砂災害警戒区域の警戒避難体制（情報の収集・伝達、避難など）に関する事項の記載

イ 要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法の整備

ウ 危険箇所や避難場所等、警戒避難に必要な情報を記載したハザードマップ等の印刷物の配布による周知の徹底

(2) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土石流及び急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、以下のような特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

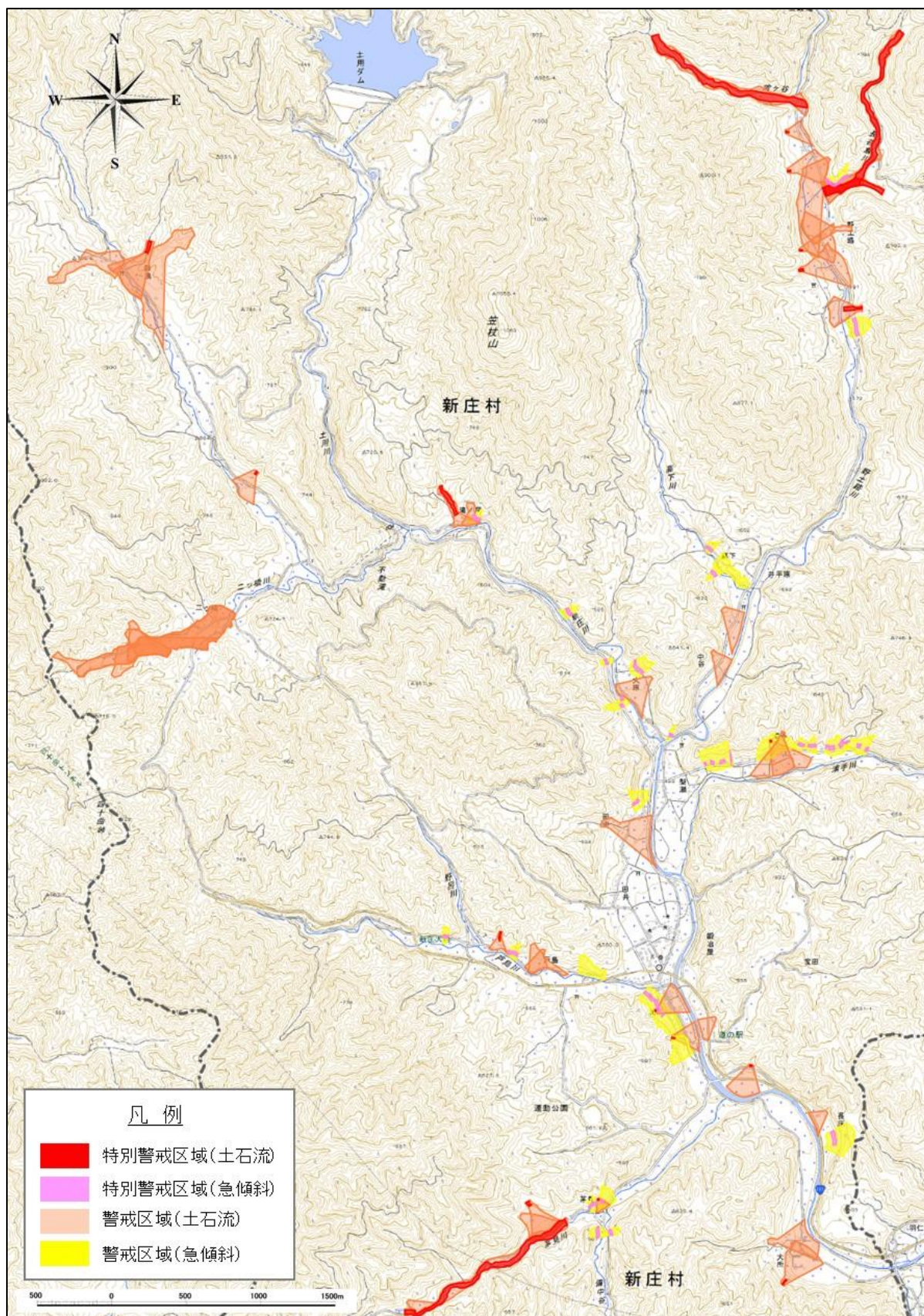
ア 住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発を行う場合の県知事による許可制

イ 居室を有する建物に対する土砂災害に対し安全かどうか確認するため建築確認申請

ウ 居住者等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある建築物に対する移転等の勧告

エ 勧告による移転等に伴う融資や補助による支援

(土砂災害警戒区域・特別警戒区域図)



第2編 災害予防計画

第1章 防災業務施設・設備等の整備

村及び防災関係機関は、それぞれ処理すべき業務が、迅速・的確に実施できるよう、施設・設備等を整備充実する。また、保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を推進する。

実施機関	全課・真庭市消防本部・新庄村内科診療所
------	---------------------

第1 気象等観測施設・設備の整備

気象、水象等の自然現象の観測または予報に必要な気象観測施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

第2 消防施設・設備の整備

1 消防機関等による整備

消防機関等は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄に努める。

2 消防団による整備

村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。

3 事業者による整備

事業者は、火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

【資料】消防団の資機材

第3 気象等観測施設・設備の整備

1 災害情報伝達のための通信施設の整備

村は、住民等への情報伝達手段として、現在整備されている光ファイバー網を活用した防災情報ステーションに加え、音声告知放送・ケーブルテレビジョン等による新庄村防災情報伝達システムの整備を進め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

- (1) 非常災害時に、村（災害対策本部）が中心となり、消防、警察などの防災関係機関や診療所、銀行、農協、電力・ガス会社などの生活関連機関とが相互に通信できる体制の整備を図る。

- (2) 住民への情報の伝達手段として音声告知放送及びケーブルテレビジョン等の活用を図る。また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、非常時の連絡手段の確保に努める。なお、防災関係機関は、それぞれの業務に適した通信手段の整備・拡充を図る。

2 医療情報システムの的確な運用

村、消防機関、真庭市医師会及び医療機関等を相互に結ぶ災害・医療情報システムの的確な運用により、災害時において医療機関の空き病床状況、医療従事者の状況、道路の状況等を迅速かつ的確に把握できる体制を構築する。

村及び医療機関は県・国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持するよう努める。また、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

3 防災情報システムの活用

村、真庭市消防本部等は、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施するため、県が保有する気象情報及び河川情報を早期に提供する岡山県総合防災情報システムの活用を図るとともに、平素からシステムにアクセスし、迅速的確に運用できるよう活用方法等の習熟に努める。

4 電気通信設備の推進

電気通信事業者は、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信ふくそう設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努める。

第4 水防資機材の備蓄

1 水防資機材の備蓄

村は、水防機具及び資材を整え備蓄しておくものとする。特に重要水防箇所、危険箇所等については、具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい、土のう袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫の整備、点検及び改善を行う。

2 協力体制の強化

村は、資機材の確保のため、水防区域近在の関係業者を登録し、手持資機材量を調査しておき、緊急時の補給に備えるものとする。

第5 救助施設・設備等

大規模な災害が発生した場合、多数の要救助者、傷病者の発生が予想されるため、消防機関、医療機関等の関係機関と連携を図り体制の整備を図る。

1 救助

(1) 組織体制の整備

村は、災害時に救助活動の調整が円滑に行われるよう、村の組織体制の整備、連絡体制の整備に努めるとともに、大規模な災害時には、重機等が必要となるため、建設業者等の関係機関と協定を締結する等、救出体制の強化に努める。

また、大規模な災害時は自主防災組織による救出活動が重要となるため、自主防災組織への救出・救助に関する知識の普及に努める。

(2) 住民等による救出活動のための条件整備

村は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救助・救急の意識啓発、知識の普及及び訓練を行う。

(3) 救出用資機材の整備

村は、消防関係機関と連携し、人命救助に必要な資機材（救助工作車、照明車、救命ボート、担架、救命胴衣等）の整備に努めるとともに、災害時にそれらの資機材を有効に活用できるよう点検を行う。

2 傷病者の搬送

(1) 搬送体制の整備

村は、道路が寸断された場合の搬送方法、災害時における搬送方法の確保体制等について、真庭市消防本部（美新分署）との連携を密にし、効果的な搬送体制の確立に努める。

(2) 広域災害救急医療情報システムの運用

村は、県、真庭市消防本部（美新分署）、真庭市医師会及び各医療機関と連携し広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するのに必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に活用することとする。

(3) ヘリコプターによる搬送

村は、地域内にヘリコプター等航空機搬送が可能となる緊急離着陸場及び場外離着陸場の指定に努める。

3 医療体制の整備

(1) 組織・体制の整備

村は、災害時に各医療機関における適切な医療活動の実施、救護所の設置、医療救護班の編成ができるよう、村内の医療機関、消防機関、医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化して、村内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。

(2) 災害・緊急医療情報システムの運用

村は、村内の医療機関、真庭市消防本部（美新分署）、真庭市医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化する。

医療機関は、広域災害救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、災害時に登録済み情報が活用できるよう、平時から最新の医療情報を入力する。

(3) 災害・救急医療拠点病院の活用体制の整備

村は、県が指定した次の災害拠点病院(基幹災害医療センター、地域災害医療センター)を明確にし、災害時の円滑な医療体制の整備に努める。

災害拠点病院は、災害・救急医療情報システムや緊急電話等により、近隣医療機関との間で傷病者の受け入れ、搬出が円滑に行われるよう連携の強化に努めるものとする。

名称	配置	病院	機能	整備
基幹災害医療センター	県下で1病院	岡山赤十字病院	・高度の診療機能 ・広域搬送の対応機能 ・医療救護チーム派遣機能	・耐震補強・備蓄倉庫・自家発電装置
地域災害医療センター	二次医療圏で1病院	県内9病院	・応急用資機材貸出し機能 ・研修機能(基幹災害医療センターのみ)	・受水槽・ヘリポート ・研修スペース(基幹災害医療センターのみ)

【資料】地域災害医療センター

(4) 医療機関における耐震化、診療確保体制の整備

医療機関は、次の災害予防対策の実施に努める。

- ア 施設の耐震診断の実施と、その耐震化の整備
- イ 貯水槽、非常用発電等の整備
- ウ 医療設備の転倒防止のためボルト止め等の実施
- エ 災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施
- オ 携帯電話の設置など通信体制の多重化の整備

(5) 一般村民への災害医療の普及・啓発

村、県、消防機関及び日本赤十字社岡山県支部は、救急蘇生法、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等に関して、村民への普及・啓発を行う。

また、併せて駅等不特定多数の人が利用する施設の従業員向けに応急手当の普及・啓発を行う。

4 医薬品等の確保

(1) 医薬品等の確保

村は、災害時を想定した医薬品の備蓄を進めるとともに、村内各医療機関及び医師会、薬局等に対し、医薬品等の備蓄等に努めるよう要請する。

(2) 必要な医薬品等の種類

災害時に必要となる医薬品はおおむね次のとおりである。

時期	品目
発災後1～2日	包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬等
発災後3日以降	上記に加え、風邪薬、胃腸薬の一般常備薬等

5 その他の施設・設備等

災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等の整備、改善及び点検を実施する。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的を実施する。

第2章 防災業務体制の整備

村及び防災関係機関等は、災害が発生した場合に迅速かつ的確に対応できるよう防災業務体制の整備に努める。

実施機関	全課
------	----

第1 職員の参集・活動体制の整備

1 参集基準の明確化

村及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、参集基準及び参集対象者を見直し、明確化を図り、職員の非常参集体制の充実に努める。特に休日、夜間、早朝等の勤務時間外の対応について明確にしておくものとする。

その際、職員の安全確保に十分配慮する。また、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練・研修等の実施に努める。

2 マニュアルの作成・見直し

村及び防災関係機関は、災害時の応急活動に関するマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練等を行い、実情に応じて見直しを図り、非常参集体制の充実に努める。

3 応急対策への対応力向上

村及び防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

4 退職者及び民間の人材の活用

村は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

5 資機材等の使用方法等の習熟

村及び防災関係機関は、災害時に迅速に資機材を活用できるよう、資機材の活動手順、使用方法等の習熟に努める。

第2 情報収集・連絡体制の整備

1 防災情報システムの活用

気象情報及び河川情報を早期に提供する県の総合防災情報システムを活用できるよう、システムの内容、活用方法等の習熟に努める。

2 非常連絡体制の整備

村及び防災関係機関は、災害時に電話が不通になった場合においても関係機関、職員等と連絡ができるよう、非常通信体制の整備に努める。

3 災害時の情報収集体制の整備

災害時において、迅速かつ的確な応急活動を実施する上で、被害状況等の情報は必要不可欠であるため、災害時における情報の収集体制の充実に努める。

第3 防災関係機関相互の連絡体制の整備

- 1 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時には状況が刻々と変改していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係持続的なものにするよう努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から県、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、村は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

- 2 村は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- 3 村は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- 4 村は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 5 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等に

ついて必要な準備を整える。

- 6 村は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難勧告等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。
- 7 村は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- 8 村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。
- 9 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底するなど必要な準備を整えておく。
- 10 村は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難勧告等の情報が共有できるよう連絡体制を整備しておく。
- 11 村及び防災関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。
- 12 村は、災害時に災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

村は、効率的な災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第4 指定避難所及び避難路等整備計画

村は、想定される災害の種別や影響、被災者の生活環境の確保も考慮した上で、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先及び避難生活が可能な施設として、必要な規模・数の指定避難所、及び避難のための避難路をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等により住民への周知徹底に努めるとともに、円滑に避難を行うための案内を表示する標識等の設置に取り組む。

また、平常時には施設設備の整備状況や避難生活のための備蓄物資等の在庫状況を把握し、必要

な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。

なお、災害時の緊急・一時的な屋外の避難先である指定緊急避難場所について、村の風水害時には、指定避難所が指定緊急避難場所の役割・位置付けも兼ねるものとする。

1 指定避難所の整備等

(1) 指定避難所の指定

村は、公民館、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、地形や想定される災害に対する安全性等に応じ、必要な規模・数の避難施設を選定し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所としてあらかじめ指定する。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造、設備、管理体制等を有する屋内施設であって、想定される災害による影響のない安全区域内及び二次災害のおそれのない場所に立地し、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを基本として指定する。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。現在、村においては、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、「メルヘンの里ふれあいセンター」を福祉避難所として指定している。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係機関や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(2) 指定避難所の周知

指定した指定避難所については、ホームページやハザードマップ、広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、指定避難所は、災害種別ごとに指定がなされていること及び避難の際には被害の状況に応じて、避難する指定避難所を適切に選択する必要性が発生する可能性があることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、指定避難所の標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定避難所であるかを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使った標識の見方に関する周知に努める。

(3) 指定避難所の施設設備の整備及び生活物資等の確保

村は、指定避難所として指定した建物の被災を未然に防止するため、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握し、特に、昭和 56 年 5 月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は、早急に耐震診断等を行い、耐震対策が必要な建物については補強・改修等を行うことを管理者に働きかけるなどにより、安全性を確保する。

また、指定避難所の施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するための設備の整備に努めるものとする。

指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、

非常用電源、燃料、携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

また、緊急の際の避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所や福祉避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所の学校等の施設において、備蓄のためのスペースの確保・整備等を進める。

なお、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や災害配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて家庭動物の受入れや飼養について、担当部局や運営担当（施設管理者など）との検討や調整を行う。

村は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、通信設備・手段の整備等を進めるものとし、例えば、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。また、西日本電信電話株式会社岡山支店と締結した「特設公衆電話の設置・利用に関する協定書」を速やかに履行し、避難所特設公衆電話の設置を図る。

(4) 避難所開設マニュアルの策定

村は、災害時における避難所開設手続について、次の事項等を内容とするマニュアルの策定に努めるとともに、避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図るものとする。

- (ア) 避難所の開設、管理責任者・体制
- (イ) 開設にあたっての当該施設の安全性の確認方法
- (ロ) 本部への報告、食料・毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- (エ) その他開設責任者の業務

2 避難路の整備等

(1) 避難路の指定と周知

想定される災害の種類や状況を考慮した上で、地域の実情に即し、住民の理解と協力を得て避難路を指定する。指定に当たっては、避難路が災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定し、住民への周知を図るとともに、避難路には指定避難所への案内標識等を設置するよう努める。

(2) 避難路の整備

道路は、交通施設であるだけでなく、消防活動・延焼防止等の防災空間としての機能をはじめ多くの機能を持つ施設である。道路網を適切に配置し、道路・街路事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。

避難路の整備に当たっては、必要に応じて避難の支障となる電柱倒壊及び切断電線等による二次災害を防止するため電線類の地中化に努める。また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を指導する。

避難路には、避難路であることや指定避難所の方向等の表示を各所にわかりやすく表示し、指定避難所への速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、照明の確保にも努める。

第5 避難計画

災害発生時には、浸水や火災、崖崩れ、落石等により、住民の生命に危険が及ぶことも想定されることから、あらかじめ避難経路について複数ルートの確保に努め、総合的な避難計画を策定し住民等への周知を図るとともに、避難計画に基づく訓練の実施推進に努める。

村は、防災マップの作成・配布、防災訓練の実施等により、住民等に対して避難計画の周知徹底を図るための措置を講じる。また、大規模域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

1 避難計画の作成・周知

村は、指定避難所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画の作成に努め、地域住民、指定避難所等の管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

また、避難計画策定に当たっては、要配慮者に十分配慮するとともに、消防団員、水防団員、警察官、村職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

さらに、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定避難所、避難経路等の住民の避難誘導等避難体制をあらかじめ計画するよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所等を近隣市町に設ける。

さらに、避難誘導・支援の訓練の実施により、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すとともに、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所と村の連絡・連携体制の構築に努める。

行政区等においては、平常時から自主防災組織を主体として、避難計画を自主的に検討するとともに、各地域における避難の際に支援が必要となる要配慮者等の避難支援方法等を具体化する取り組みに努める。

道の駅、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、突発性の災害の発生に備え、多数の避難者の集中や混乱にも配慮しつつ、施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアル等の作成に努める。なお、策定にあたっては、要配慮者に十分配慮するものとする。

また、社会福祉施設においては、別途、避難確保計画の策定を促進する。

2 避難訓練の実施

村は、発災時の避難誘導に係る計画の作成に努めるとともに、計画を推進する上で、防災関係機関と共同し、又は単独で、地域住民の参加を得て、避難訓練を実施する。また、避難訓練等の実施を通じて避難誘導活動上の問題点等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

地域住民は、村等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるとともに、自らも自主的に避難訓練を実施する。

道の駅、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、避難誘導マニュアル等の作成に努めるとともに、マニュアルを活用した避難誘導訓練の実施に努める。

第6 避難所運営体制の整備

指定避難所の運営に当たっては、平常時から防災・福祉・保健衛生課や指定を受けた学校等、施設の管理者、行政区・自主防災組織等の協力関係を構築しておくとともに、要配慮者や在宅避難者への支援等の方針も含め、必要な事項についてあらかじめ定めておく必要がある。

そのため、あらかじめ避難所運営マニュアルの作成に努め、避難者の良好な生活環境を確保するための運営基準や役割分担、取組方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的組織による運営が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて適切な対応を行う。なお、避難所の設置は応急的なものであり、早期に施設本来の機能を回復する必要があることから、必要に応じて被災住宅の応急修理の実施や応急仮設住宅の設置、民間賃貸住宅の借り上げ等を実施する等により、避難所の早期解消を図る。

1 行政側の管理伝達体制

村は、災害発生後速やかに指定避難所における管理・運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法、避難者に対する正確な情報の伝達、円滑な食料・飲料水等の配布などについてマニュアルにあらかじめ定めておくよう努める。

なお、当該職員も被災する可能性が高いこと、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられることなどについても考慮した人員配置計画とする。

また、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

2 避難者の自治体制

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

また、避難所の円滑な運営を図るため、自主防災組織や行政区、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、指定避難所ごとに次の内容について事前に「避難所運営マニュアル」の作成に努めるとともに、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良

好な生活環境の確保を図り、さらに要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。

- (ア) 避難者の自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続等）に係る事項
- (イ) 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）
- (ウ) 避難所のレイアウトに係る事項
- (エ) 避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項
- (オ) 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項
- (カ) その他避難所生活に必要な事項
- (キ) 平常体制復帰のための対策
 - ・事前周知、自治組織との連携
 - ・避難者の生活と授業環境の確保のための対策
 - ・避難所の統合・廃止の基準・手続等

なお、避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努める。

また、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

3 施設管理者による避難所支援体制

指定避難所設置施設の管理者は、避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たるため、村や関係自主防災組織等とともに、避難所運営マニュアルの策定に参加するものとする。

また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

第7 業務継続体制の確保

- 1 村及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

- 2 村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

- 3 村は、ライフライン施設等の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の

復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

- 4 村は、躊躇なく避難指示（緊急）等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第3章 自然災害予防対策

第1節 治山対策の推進

山地に起因する災害から、生命・財産を保全するため、治山事業を推進する。

実施機関	産業建設課
------	-------

第1 山地治山事業等の推進

村は県に対し、荒廃地及び山地災害危険地における治山施設の整備を要請し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。

第2 水源地域整備事業の推進

村は県や森林組合等と連携し、水源かん養及び水土保持機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。

第3 防災林造成事業の実施

村は関係機関と連携し、なだれ、強風等の被害を防止するための森林造成等の防災工事を行う。
また、防風林の維持管理に努め、防風効果の拡大を図る。

第4 地すべり防止事業の推進

村は関係機関と連携し、地すべりによる被害を防止、軽減するための排水工、杭打工等の防災工事を行う。

第5 山地災害危険地区調査の推進

村は関係機関と連携し、山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。

第6 山地災害危険箇所の周知

村は、山地災害危険箇所について現地への標示板の設置や広報活動等を行い、地域住民等への周知を行う。

第7 防災工事の重点整備

治山対策は、近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの災害時要配慮者に関連した病院、老人ホーム、小学校、保育所等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

第8 関係機関との調整

村は、治山対策を推進するため、県及び砂防治山岡山地方連絡調整会議、岡山県総合土石流対策等推進連絡会等の関係機関と調整を図る。

第2節 造林対策の推進

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の保育や育成複層林施業及び長伐期施業等を普及啓発する。

実施機関	産業建設課
------	-------

第1 普及活動の推進

村は、下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため、適切な間伐等の保育を普及啓発する。また、スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林、育成複層林及び長伐期施業を普及啓発する。

第2 関係機関との調整

村は、効果的に普及啓発活動を実施するため、県、森林農地整備センター、おかやまの森整備公社等の関係機関との連携の強化に努める。

第3節 砂防対策の推進

土砂災害の防止、被害の軽減を図るため、危険箇所の周知、砂防施設の整備、警戒避難体制の整備を行う。

また、避難勧告等を発令するタイミングや速やかな住民の自主避難を実現するために、事前に避難判断基準について定めるよう努める。

実施機関	総務企画課・産業建設課
------	-------------

第1 土砂災害危険箇所等の周知

村は、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流（以下「土砂災害危険箇所」という。）および土砂災害（特別）警戒区域等の土砂災害のおそれのある箇所について把握するとともに、ハザードマップやパンフレット、危険箇所標識等により住民に周知する。

第2 土砂災害危険箇所等の巡視点検

土砂災害危険箇所および土砂災害（特別）警戒区域等の土砂災害のおそれのある箇所について、梅雨時期及び台風期には、村及び真庭市消防本部等において、巡視点検を行い、その状況や安全な避難場所について地域住民に周知する。

第3 警戒避難体制

村は、降雨等により、土砂災害の危険が切迫していると認める場合は、防災体制の設置基準に基づいて警戒避難体制を整え、その地域の住民に対し、警戒又は勧告・指示の措置を行う。

避難勧告等の発令にあたっては、要配慮者に配慮した避難誘導體制の整備に努める。

また、土砂災害が発生した場合または警戒区域が指定された場合に住民が迅速かつ円滑に避難できるよう、情報の伝達、避難誘導等の必要な体制の整備に努める。

第4 土砂災害防止施設の整備促進

村は、急傾斜地崩壊危険箇所等、地すべり危険箇所等、土石流危険渓流等の災害の発生のおそれがある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、土砂災害危険箇所等の災害防止に努める。

第5 土地利用の適正化

村及び県等の関係機関は、各種法規制等の指導の徹底により、土地利用の適正化を図る。また、災害危険区域等に立地している住居の移転促進を図る。

第4節 河川の防災対策の推進

洪水等による災害の防止、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を推進するとともに、避難体制の整備に努める。

実施機関	総務企画課・産業建設課
------	-------------

第1 被害軽減を図るための措置

1 円滑かつ迅速な避難の確保

新庄村防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があった場合には、防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

また、新庄村地域防災計画において、次の施設の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

ア 要配慮者利用施設等

高齢者、乳幼児等の要配慮者が主に利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

第2 河川改修事業等の実施

1 河川の維持修繕

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは、直ちに補修する。なお、県が管理する河川については、修繕及び改修を要請する。

2 河川の改修

河道の安定を図るため、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、護岸等の整備に努める。なお、県が管理する河川については、河川改修を要請する。

3 避難体制の整備

村は、真庭市内の県管理河川及び村内の新庄川に設置された、雨量観測所、水位観測所及び岡山地方気象台雨量観測所のテレメーター情報に基づき、避難準備の呼びかけなどの円滑な避難体制の整備に努める。

第5節 農地等の防災対策の推進

農用地等の農業用施設の被害を防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

実施機関	産業建設課
------	-------

第1 湛水防止施設の整備

村は、関係機関と連携し、湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するために行う排

水機、樋門、排水路等の新設、改修を行う。

第2 用排水施設の整備

村は、関係機関と連携し、自然的、社会的状況の変化への対応、湖沼等からの越水及び地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、排水機、樋門、水路等の新設、改修を行う。また、排水路については、管理者が適切な維持管理により排水機能の確保に努める。

第4 土砂崩壊防止施設の整備

村は、関係機関と連携し、土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために行う擁壁、土砂ダム堰堤、水路等の新設、改修を行う。

第5 地すべり対策施設の整備

村は、関係機関と連携し、地下水の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

第6節 地盤沈下対策の推進

地盤沈下の主要原因となる地下水の採取の規制、地下水転換用の代替水の整備を図るとともに、既に沈下し被害のおそれのある地域については必要な措置を講じる。

実施機関	産業建設課
------	-------

第1 地下水汲上げの規制

村は、県等の関係機関と連携し、地下水の採取により、地盤が沈下し、もしくは沈下するおそれのある地域、他の地盤の沈下に影響を及ぼす地域について、地下水の汲上げを規制する。

第2 堤防の嵩上げ等

村は、県等の関係機関と連携し、地盤沈下の起こっている地域においては、河口ポンプの増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防の嵩上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。

第3 代替水の整備

村は、県等の関係機関と連携し、地下水汲上げの代替措置として、工業用水等、必要な施設の整備に努める。

第7節 文教対策の強化

園児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員等の生命、身体の安全を図り、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

また、文化財の保護のため、村民の文化財に対する意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

実施機関	教育委員会
------	-------

第1 防災上必要な組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。生徒が任務を分担する場合は、生徒の安全の確保を最優先とする。

第2 防災上必要な教育の実施

学校等で災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への支障を最小限度に止めるため、平素から必要な教育を行う。

1 児童生徒等に対する安全教育

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため学校・保育所において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

2 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

3 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

4 防災知識の普及

P T A、青少年団体、婦人団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

第3 防災上必要な計画及び訓練

児童・生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動がとれるよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

1 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設と村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

2 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

第4 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃堅ろう構造化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築にあたっては鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による、耐震性の確保並びに不燃堅ろう構造化を促進する。

なお、木造建物等については、使用木材の大断面化、厚手化、難燃化等に配慮した構造とするとともに、建物配置などに十分な防災措置を構ずる。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

第5 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断及び対策を実施済みであるため、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材について定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

第6 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

第8節 文化財の保護

文化財の保護のため愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

実施機関	教育委員会
------	-------

- 1 文化財に対する村民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。
- 2 県が作成している「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対する防災意識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。
- 3 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- 4 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
- 5 文化財及び周辺の環境整備を実施する。

第9節 危険地域からの移転対策

村は、県と連携し、災害危険地域の指定を受けた地域、その他危険とみられる地域についてその実態を把握する。また、被害想定の実施に努めるとともに、関係機関等が実施した想定結果の活用を図る。

また、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転を促進するため、移転事業の円滑な推進を図る。

第1 危険地域の実態の把握

村は、以下の危険地域についてその実態の把握に努める。

- 1 水害危険地域（内水氾濫等浸水地域）の把握
- 2 地すべり危険地域の把握
- 3 急傾斜地崩壊危険地域の把握
- 4 雪崩危険地域の把握
- 5 火災危険地域の把握
- 6 その他災害危険地域の把握

第2 危険地域の移転対策

1 集団移転促進事業

豪雨、洪水等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある住居の集団的移転の促進を図る。

2 がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域又は岡山県条例で建築の制限をしている区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。

第4章 火災予防対策の推進

火災の未然防止と被害の軽減を図るため、消防力の強化を図るとともに、村民の火災に対する予防意識の啓発に努める。

実施機関	総務企画課・真庭市消防本部・消防団
------	-------------------

第1 消防力の強化

村、真庭市消防本部及び消防団は、防火水槽、消火栓等の消防水利の定期的検査、整備、増強を図るとともに、常に火災発生に対応できるよう、消防用機械器具の適正な維持管理、整備点検、充実を図る。

また、消防団組織の整備及び消防体制の強化を図るとともに、企業体における自衛消防体制の整備強化を指導する。

第2 火災予防査察の強化

真庭市消防本部は、消防法に基づき、予防査察について、次のとおり実施する。

定期査察	年間査察計画の樹立にあたっては、管内の対象物を定期的に査察するよう計画する。
特別査察	真庭市消防本部消防長または、消防署長が特に必要と認めた場合または、査察依頼があった場合に特別査察を実施する。
警戒査察	火災警報中、その他特に警戒を必要とする場合に、警戒査察を実施する。
住宅査察	住民の協力を得て、消防団に依頼して、一般住宅の防火診断を実施する。

第3 消防設備の整備推進

村及び真庭市消防本部は、建築物に対する消火設備、警報設備などの整備を推進する。

第4 火災予防意識の啓発

村及び真庭市消防本部は、火災予防運動、広報紙による広報、講習会・講演会の開催等を実施し、村民の火災に対する意識の啓発を図る。

第5 特殊建物火災予防の指導

村及び真庭市消防本部は、公衆の集会所、多人数が勤務する場所等に対しては、建物内部の進入順路、人命救助の方法、消火方法等についてあらかじめ、万全の対策を講じるよう指導する。

第5章 ライフライン施設の防災対策の推進

簡易水道、下水道、電力、ガス、通信施設等のライフライン施設への被害による供給停止は、日常生活に多大な影響を及ぼすことから、施設の整備、体制の強化等により安定した供給を図る。

実施機関	簡易水道	産業建設課
	下水道	産業建設課
	電力	中国電力株式会社岡山支社
	ガス	(社)岡山県LPGガス協会
	通信	NTT西日本岡山支店、NTTドコモ中国岡山支店等

第1節 水道施設の防災対策の推進

第1 水道施設の広域化の推進

水道管理者は、災害への対応力を高めるため、また被害が生じた際の上水の供給を確保するため、水道施設の一層の広域化を推進する。その際、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡等の整備も併せて推進する。

第2 基幹施設及び重要系統の安全化

水道管理者は、水道施設について部分的な被害が生じても、他の部分においては通常の機能を發揮することができるよう、独立した配水機能を持つ配水ブロック化を促進する。各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の整備を進める。

第3 老朽管の更新

石綿セメント管、铸铁管等については、耐震性の確保、また、東日本大震災でも立証されたことから、ダクタイル铸铁管等耐震管への計画的な布設替えを行う。また、配水本管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用する。

第4 緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンする緊急時においても、他の水道施設によってカバーし、機能を維持できるようにして、浄水施設や配水池の能力を増強するなど、水道システムの安定性を向上させる。また、停電時の対策として非常電源の確保にも努める。

第2節 下水道施設の防災対策の推進

第1 下水道施設の機能確保

下水道管理者は、施設に被害が発生し、通常の下水处理が不能となった場合においても、他の施設（真庭環境衛生（株）による汲み取り）等を活用することにより、必要最小限の処理が行えるよう、機能の確保に努める。

また、停電時の対策として非常電源の確保に努める。

第2 仮設トイレの確保

村は、災害時に必要となる仮設の設置予定場所を検討するとともに、仮設トイレレンタル業者等と協議し、必要数の確保に努める。

また、要配慮者の利用を考慮し、仮設トイレの充実等にも配慮する。

第3節 電力施設の防災対策の推進

第1 基準の検討

電力設備等においては、耐震性調査の結果等により、現行の基準がおおむね妥当であることが確認されている。基準等が設定されていない設備等については、必要に応じて基準の設定等を検討する。

また、関連法規の改訂等と併せて、必要な対策を実施する。

- 1 電力設備等の耐震性調査の結果、阪神・淡路大震災クラスの地震に対して、耐震性が確保されていることが確認でき、基本的には現行基準がおおむね妥当であることが判明した。
- 2 現行基準の制定以前に設置されたものは現行基準レベルを満足するよう、補強・改修を計画している。また、耐震性基準が整備されていないものについては、基準の改訂等に合わせて設備対策を検討する。
- 3 現在進められている全国規模における検討状況及び関連法規（消防法、建築基準法など）の改訂等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。

第4節 LPガス施設の防災対策の推進

第1 LPガス販売事業者は、一般家庭用等のLPガス消費設備の設置及び維持管理等について、関係法令を遵守し、次のとおり措置している。

- 1 消費設備は液化石油ガス法等に定める設置工事基準に基づき設置し、定期的に調査・点検し、維持管理に努めている。
- 2 LPガス容器の容器の転倒、バルブの損傷等の防止装置及びガス漏れ防止のための安全機器の設置促進に努めている。
- 3 消費者に対し、ガスの使用中止等の措置及び緊急連絡先等について毎年周知徹底を図っている。

今後、過去に発生した災害の教訓を踏まえ、特に次の事項について、消費者の理解を得るなどして促進する必要がある。

1 高機能の安全機器の100%設置

感震機能を有するマイコンメータS型等を設置し、販売事業所等において24時間集中監視するシステムの普及

2 要配慮者対策の強化

3 避難所となる公共施設等へのLPガス消費設備の設置促進

災害発生時、リスク分散型のLPガス供給方式の採用促進

さらに、LPガスは、家庭用（県下の約70%世帯）や業務用の燃料として消費されており、安全の確保はLPガス業界に課せられた重大な社会的責務である。

このため、業界をあげて消費設備等の安全対策を一般消費者及び公共機関の理解を得ながら推進するとともに、万一の災害に備えて防災体制等の整備に積極的に取り組む。

特に、配管・ポンプ廻りについて定期的な耐震機能の点検を強化するとともにフレキシブル管の増強等を行う。

1 LPガス製造（充填）施設関係実施責任者と主要業務

(1) LPガス製造事業者

LPガス製造事業者は、関係法令等を遵守し、設備の維持管理及び従業員の教育・訓練に努めるとともに、次の事項について検討・整備する。

ア 製造施設の耐震性の強化等

イ 感震器の設置及び緊急措置マニュアルの見直し等

比較的地盤が軟弱な場所にある設備については、感震器を設置するとともに、作動したときの緊急措置マニュアルの見直し整備を図る。

ウ 合同防災訓練の実施

防災訓練を公設消防機関等との合同で実施し、防災力の強化に努める。

エ 広域応援体制の整備

大規模災害に備え、県内、近県及び中央関係団体との相互広域応援協定を関係者の協力を得て締結する。

オ 緊急対策用の防災工具、資機材の把握

定期的に調査し、実態を把握しておくとともに、緊急調達先について検討しておく。

2 LPガス設備関係実施責任者と主要業務

(1) LPガス消費者

自らが保安の責任者であるとの認識のもとに、次の事項について各自がLPガスの事故防止に努める。

ア LPガスの安全についての知識の修得

LPガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、地震等発生時の初期防災活動等についての知識を修得し実践する。

イ 消防等公共機関や協会・支部等が実施する防災訓練等に参加する。

(2) LPガス販売事業者

全従業員に対して、顧客にLPガスと併せ安全を提供することの基本方針を徹底し、関係法令の遵守、防災体制等の整備及び顧客とのコミュニケーションに努めるとともに、特に次の事項について平素から積極的に対応する。

ア LPガス消費設備の耐震性の強化

新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の項目についてチェックし、耐震性の維持に努める。

(ア) 容器の転倒防止（容器固定チェーンの二重掛けの推進）

(イ) 容器、ガスメータ、調整器等を建物被害の影響を受けにくい場所へ設置

(ロ) 配管は可撓性のある材料とし屋内配管にはフレキシブル管を導入

(エ) 埋設配管はPE管等可撓性及び耐食性のある材料を使用

(オ) 安全機器については、感震器を内蔵しているマイコンメータS型等による24時間集中監視システムの設置促進

(カ) 容器の転倒、流出した場合に備えて、ガス流出防止機能を有した高圧ホースの設置促進

イ 防災体制の強化

(ア) 過去に発生した震災の教訓を踏まえ、緊急措置マニュアルの見直し、従業員の教育・訓練に努める。

(イ) 岡山県エルピーガス災害対策要綱に基づく応援隊の受入れについて、顧客先のリスト及び地図の作成をしておく。

(3) 協会、支部及び協議会等

会員が実施する災害防災対策について指導するとともに、次の共通的事項の実施等について県、市町村及び中央関係団体等の指導・協力を受けて積極的に取り組む。

ア 広域防災体制の確立

県内全域及び近県・中央団体との広域応援協定の締結及び合同防災訓練を実施する。

イ 防災工具及び資機材の整備

消費設備の調査・点検及び応急修理に必要な防災工具、資機材等について定期的に実態把握するとともに、備蓄及び県外関係者からの応援体制について検討しておく。

ウ LPガス消費者への保安啓発活動の実施

消費者の初期防災活動が被害の拡大と二次災害の防止上重要であることから、パンフレットの作成配布、防災訓練の実施等により安全についての周知徹底を図る。

エ 公共施設等へのLPガス消費設備等の設置促進

村、県等の公共機関に対して、災害発生時に避難所となる公共施設等に、L P ガス災害用バルクシステム、L P ガス発電機、G H P、ガスコージェネレーション等災害対策用機器の設置を促進し、災害時の緊急対応能力の強化を推進する。

オ その他必要な事項

第5節 通信施設の防災対策の推進

第1 アクセス系設備の地中化の推進

通信施設事業者は、自治体等と連携し、ケーブルの地中化を推進する。

第2 通信電源の確保

通信施設事業者は、電気通信設備に対する予備電源（予備エンジン、蓄電池等）設備の強化と移動電源車の配備見直しを行う。

第3 緊急通信確保のため衛星通信の利用

通信施設事業者は、重要通信及び被災地と非被災地との情報通信を確保するため、地上の設備状態とは関係なく通信ができる衛星通信の特性を活かし、重要通信の確保と、被災地と非被災地との情報交換のために、通信衛星（JCSAT-5A）による衛星回線システムを構築する。

第6章 複合災害対策

村及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

実施機関	総務企画課・関係各課・防災関係機関
------	-------------------

第1 対応計画の作成

村及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう、対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

第2 訓練の実施

村及び防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第7章 防災活動の環境整備

第1節 防災訓練の実施

災害を最小限度に止めるためには、村を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、村民一人ひとりが日ごろから災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。このため、村及び県は、防災関係機関及び地域住民の参加を得て、防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、住民の防災意識の高揚を図る。

実施機関	総務企画課・教育委員会・真庭市消防本部・消防団・真庭警察署
------	-------------------------------

第1 訓練実施における留意点

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

第2 基礎防災訓練の実施

1 水防訓練

村（水防管理団体）は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。なお、水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が考えられるので、それらの状況をふまえて十分訓練を行う。

2 消防訓練

村の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物及び林野火災を想定し、隣接する市町村及び消防本部等、防災関係機関と合同して実施する。

3 避難・救助訓練

村、その他防災関係機関は、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、または単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場等、多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障害のある人、その他いわゆる災害時要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民、ボランティア団体の協力を得ながら平常時よりこれらの者に係る避難体

制の整備に努める。

5 情報収集伝達訓練

村及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

6 通信訓練

県・村及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

7 非常招集訓練

村及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団（水防団）等の非常招集訓練を必要に応じ実施する。

8 交通規制訓練

県警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

9 危険物等特殊災害訓練

県・村及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

第3 総合防災訓練への参加

県、関係機関が実施する総合防災訓練等に積極的に参加するとともに、村民やボランティア団体、関係防災機関に対し訓練への参加を呼びかける。

第4 自主防災組織の訓練

1 防災訓練項目

(1) 情報連絡訓練

情報収集…地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。

情報伝達…防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する。

(2) 消火訓練

消火器等の消火用資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

(3) 避難訓練

各個人…避難時の携行品等のチェック

組織単位…組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた避難場所まで安全に避難できるようにする。

(4) 給食給水訓練

炊き出し、ろ水器等により食料や水を確保する方法、技術を習得する。

(5) 救助救急訓練

最低限必要な人工呼吸、心臓マッサージ、応急手当のほか、備えつけの資機材やAED（自動体外式除細動器）の使用方法に習熟する。

救護所への連絡、搬送の方法等を習得する。

第5 教育機関の訓練

教育機関は、就学期に防災意識を高めるために教育現場での防災訓練を行うものとする。

- 1 学校・保育所は、子どもたちの発達段階に応じた訓練計画を策定し訓練を実施する。
- 2 教職員は、学校が避難場所等になることを想定した訓練に努める。

第2節 防災知識の普及啓発

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を住民一人ひとりが持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは県、公共機関、村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

また、男女双方の視点に配慮した防災意識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

さらに、自らを守るための自助、お互いに助け合う共助の大切さについても啓発する。

なお、啓発を効果的に行うためには、対象者や対象地域などを明確にして実施する必要がある。

実施機関	総務企画課・教育委員会・産業建設課・住民・事業者・防災関係機関
------	---------------------------------

第1 住民に対する防災教育の実施

1 広報活動の実施

村は、村民の防災意識の高揚を図るため、広報紙へ防災に関する記事等を掲載するとともに、ハザードマップ、パンフレット等を作成し配布する。また、緊急防災情報提供システム（メール配信サービス）の利用を住民に対し呼びかける。

2 講演会等の実施

村は、村民の防災意識の高揚を図るため、被災者の体験を語る講演会、防災に関する研修会、映画会、パネルの展示等を実施する。

3 非常持出品等の備蓄

村は、広報紙、パンフレット等により、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の意味やその発令時にとるべき行動、避難所等での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

4 要配慮者に対する対応

高齢者・障害のある人・外国人・乳幼児等の要配慮者は、災害時において地域住民の支援が必要ことから、村は、民生委員等と協力し、助け合える地域づくりに努める。

5 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組

組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

- 6 被害の防止、軽減の観点から早期自主避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るように努めるとともに、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を選択すべきであること、特定の災害においては指定の施設に避難することが適当でない事態が生じることもあることについて周知徹底に努める。

なお、風水害による避難指示（緊急）等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難所への移動を原則とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定避難所を開設していなくても躊躇なく避難指示（緊急）を発令する事態が生じうること、また、避難時の周囲の状況等により、指定避難所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。

- 7 村は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。
 - (1) 浸水想定区域、指定避難所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成を行い、住民等に配布する。また、中小河川による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
 - (2) 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ等をわかりやすく作成し、住民等に配布する。
 - (3) 山地災害危険地区等の山地災害に関するパンフレット等を作成し、住民等に配布する。

第2 教育機関における防災教育の実施

小・中学校及び保育所等の教育機関の管理者は、防災に関する教育を実施し、幼児、児童、生徒の防災意識の修得に努め、意識の高揚を図るとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努める。

第3 職員に対する防災教育の実施

村は、防災業務に従事する職員に対し、防災研修会等を実施し、災害関係法令及び災害時の活動方法等、防災に関する防災教育を行う。

第4 事業所等における防災教育

従業員の防災意識の向上を図るため、事業所等の事業継続計画に関する社内研修や防災教育等の実施に努める。

第5 避難に関する広報・啓発

村は、広報紙、パンフレット等により、避難場所、避難路、災害時にとるべき行動、避難場所での行動等について周知し、防災意識の高揚に努める。

第6 ボランティア活動のための環境整備

村及び県は、災害発生時に新庄村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より新庄村社会福祉協議会と連携・共同し、設置に係る事前準備を行う。

また、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療・看護・介護・通訳等の専門的な資格や技能を有する専門ボランティアを平常時から登録し、把握しておく。また、登録された専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技能の向上を図るため、関係機関の協力を得て研修、訓練等を行う。

第7 防災週間等における啓発事業の実施

村、県及び防災関係機関は、防災週間等の予防運動実施時期を中心に、村民に対する啓発活動を実施し、防災意識の高揚を図る。

【資料】 各種の予防運動実施時期

第3節 自主防災組織の確立

被害の軽減を図るためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。そのため、地域住民による自主防災組織、事業所等の防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。

実施機関	総務企画課
------	-------

第1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

＜平常時の活動＞	・ 防災知識の普及 ・ 防災訓練の実施 ・ 火気使用設備器具等の点検 ・ 防災用資機材等の整備 ・ 要配慮者の把握
＜災害時の活動＞	・ 災害情報の収集及び伝達 ・ 初期消火等の実施 ・ 救出・救護の実施及び協力 ・ 避難誘導の実施 ・ 炊き出し、救助物資の配布に対する協力 ・ 要配慮者の支援

【資料】 自主防災組織の各構成班の活動内容例

第2 自主防災組織等の設置

村は、村内全域に自治会等を中心とする地域住民による自主防災組織の強化育成に努める。

計画	・ 地域防災力の向上を目指した新たな組織の設置並びに既存の組織を活用した自主防災機能の整備 ・ 組織率向上のためのパンフレットの作成
----	---

第3 地域の自主防災組織の育成

村は、自主防災組織の核となるリーダーに対する研修の実施や防災士等の資格の取得を奨励する等、自主防災組織の強化・育成に努める。また、自主防災組織が実施する活動に対して積極的に協力するとともに、自主的な防災活動に必要な資機材の整備に対する支援を行う。

計画	・ 自主防災リーダー講習会の開催 ・ 防災訓練の実施（消火訓練・避難訓練・救出・救護訓練） ・ 防災用資機材の整備・点検 ・ 災害時要配慮者名簿の整備・管理
----	--

第4節 企業防災の促進

事業所の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備するとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

また、村は、県等の関係機関と連携し、事業所における防災意識の高揚、地域の防災訓練への参加呼びかけ、防災に関する支援等を実施し、事業所の防災力の向上に努める。

計画	・事業継続計画策定への啓発 ・地域防災訓練への参加
----	---

第5節 住民及び事業者の地区防災活動の推進

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市町村防災計画に定め、「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。

実施機関	総務企画課
------	-------

第1 村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、当該地区の村と連携して防災活動を行う。

第2 村は、村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を定める。

第6節 災害教訓の伝承

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、村では、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

実施機関	総務企画課、住民
------	----------

第1 村は、県と協力して過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。村は、県と協力して災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第8章 要配慮者等の安全確保計画

乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等の要配慮者や在宅生活を送っている一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯などの家族による援助を受けにくい者の中には、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい者（避難行動要支援者）もいる。

また、自立した生活のために介護機器、補装具、特定の医療用品などを必要とする者もあるが、災害時にはその確保が困難となる。

村は、要配慮者の状況や特性を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、特に避難行動要支援者については、平常時より居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき、災害発生時の避難支援等に利用する。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者に速やかな支援を行うのための協力体制の確立等を図るとともに、防災施設等の整備、防災拠点スペースの設置、福祉避難所の確保を行う。

社会福祉施設においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

さらに、地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者の安全確保に対する体制を整備するとともに、要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

実施機関	総務企画課・住民福祉課・保育所・社会福祉施設・要配慮者を雇用する事業所・住民
------	--

第1 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿等

- 1 村は、関係機関と連携し、要配慮者の次のような詳細情報を日ごろから把握しておく。また、要配慮者の近隣の住民は、日ごろから可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努める。

- (1) 居住地、自宅の電話番号
- (2) 家族構成
- (3) 保健福祉サービスの提供状況
- (4) 外国語による情報提供の必要性
- (5) 視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性
- (6) 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法。

- 2 要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力するものとする。

また、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努める。

村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報

を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

村は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、県警察、福祉関係課、自主防災組織、自治会、福祉関係者等に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練等の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報漏えい防止に十分留意する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新する。

村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定避難所へ、あるいは一般の避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

避難行動要支援者名簿の作成については次の事項について明記する。

- (1) 避難支援等関係者となる者
- (2) 名簿に登載する者の範囲
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 名簿の更新に関する事項
- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保
- (8) その他、避難行動要支援者名簿の作成及び利用に関して必要な事項

第3 福祉避難所の確保

村は、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、現在福祉避難所として指定している「メルヘンの里ふれあいセンター」の収容人数が不足する場合は、新たに福祉避難所の指定を行うものとする。

その際、村は、公民館等の避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる福祉避難所の指定を行うものとする。また、難病のある人には、県、周辺市町村と連携し避難所の確保に努めるものとする。

さらに、村は、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等について要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

(福祉避難所の施設整備の例)

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

(福祉避難所の物資・器材の確保の例)

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

第4 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

村は、福祉関係部局、自主防災組織、自治会等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画の整備に努める。

また、村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。また、避難支援計画の整備に当たっては、避難行動要支援者に関する情報の管理に十分留意するよう徹底を図り、全ての避難行動要支援者に対する支援計画を策定するよう努めるものとする。

第5 防災知識の普及

村は、災害時における要配慮者への情報の伝達やその安否確認、避難所における支援などが適切に実施できるよう、在宅の要配慮者を含め、社会福祉協議会等と連携をとりながら、要配慮者本人やその家族、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行うよう努める。

さらに、村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

また、防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できるよう配慮する。

要配慮者は、自己の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくとともに、必要な物品はあらかじめ非常持ち出し袋等に詰め、いつでも持ち出せるように常日頃から努めるものとする。

第6 生活の支援等

- 1 村は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織・行政区、福祉事業者等と連携し、地域の特性や実情を踏まえた避難行動要支援者の避難計画を定めるなど、災害時の要配慮者への避難支援や生活支援が実効性のあるものとなるよう努める。

(1) 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項

- (2) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項
- (3) 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項
- (4) 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項
- (5) 特別な食料（軟らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項
- (6) 避難所・居宅等への必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項
- (7) 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
- (8) 避難所又は在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への避難を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

2 住民は、地域自主組織、地域コミュニティ等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。

住民は、日ごろから社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等要配慮者の生活についての知識の修得に努める。

第7 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の対応

- 1 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ、次の内容のマニュアルを作成し、実施する。

- (1) 施設職員・入所者等の任務分担、動員計画、緊急連絡体制
- (2) 地域住民とともに行う防災訓練

- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画である避難確保計画を作成する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。なお、県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第8 連絡体制等の整備

社会福祉施設の管理者は、災害時の入所者・利用者の避難等を円滑に行うため、防災情報の入手、防災情報の連絡体制、施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備に努める。

第9章 防災対策の整備・推進

災害時の被害の防止、軽減を図るため、過去の災害、被害想定、地域特性、自然的条件等の調査研究に努めるとともに、関係機関等が実施した防災研究成果の活用にも努める。

実施機関	総務企画課・産業建設課・住民福祉課・住民・事業所・自主防災組織
------	---------------------------------

第1節 調査研究体制の確立

村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災に関連する情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等、村民に対し災害危険性の周知に努める。

第2節 防災研究成果の活用

村は、国・県等で実施した防災に関する研究成果等を踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施する。

第3節 食料・飲料水・生活必需品の確保

災害時に円滑に食料・飲料水・生活必需品を調達・配布できるよう、備蓄、調達体制の整備に努める。

第1 食料の確保

村は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保・供給するため、事前に次の措置等を行う。

- 1 村内における緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定

なお、計画等の作成に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮するものとする。

- 2 援助食料の集積場所の選定
- 3 住民、事業所の食料備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

- 4 住民等の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

住民・事業所等は、最低3日間（できれば1週間）分の食料を備蓄するように努める。

なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮するものとするとともに、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

第2 飲料水の確保

村は、管内の地域において想定断水人口に基づき給水計画を立て、住民への飲料水が確保できるよう努める。

また、住民・事業者等に対して飲料水の個人備蓄を推奨する。

村は、飲料水の確保に対して以下について実施するものとする。

- 1 水道復旧資材の備蓄を行う。
- 2 他の地方公共団体からの応援給水を含め、以下の事項の検討・整備を進めるとともに、応急給水マニュアルの作成に努める。

以下の事項について検討する。

- (1) 臨時給水所設置場所の事前指定
 - (2) 臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法
 - (3) 臨時給水所運営の組織体制（本部・現地）
 - (4) 各臨時給水所と本部の通信連絡方法
 - (5) 必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車・給水タンク・ろ過機等）
 - (6) 地図等応援活動に際し必要な資料の準備
- 3 協定の新規締結又は既存の協定の内容を充実するよう努めるとともに、ろ過機等の整備を検討する。
 - 4 住民・事業所等に対し、飲料水の備蓄の啓発と貯水や応急給水について指導を行う。また、災害時に孤立する可能性がある集落等においては、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による飲料水の備蓄や貯水を推進するなど、集落の状況に応じて必要量が確保されるよう促す。
 - 5 水道工事業者等との協力体制を確立する。

住民・事業所等は、1人1日3リットルを基準とし、関係人数の最低3日間（できれば1週間）分を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

第3 生活必需品の確保

村は、村が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）を検討し、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

- 1 村が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目・必要数の把握
- 2 特定物資に係る流通在庫の定期的調査
- 3 特定物資の調達体制
- 4 緊急物資の集積場所
- 5 村が備蓄する特定物資の品目・数量及び保管場所
- 6 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組

織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

住民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、平常時から食料の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。また、診療所、社会福祉施設、事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。

第4 個人備蓄

1 食料・飲料水の備蓄

住民、事業所等は、最低3日間（できれば1週間）分の食料・飲料水を備蓄するよう努めるものとする。なお、飲料水にあっては、1人1日あたり3ℓを目安とする。

また、備蓄にあたっては、高齢者や乳幼児等の家族構成等に十分配慮するものとする。

2 特定物資の備蓄

住民、事業所等は、災害発生時に必要となる救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等の防災用品を備え、非常持ち出しができるよう準備しておくよう努めるものとする。

また、持病薬等個人の特性に応じた必需品についても、非常持ち出しや必要時の確保方法の確認等、災害発生への対策をとっておくものとする。

3 個人備蓄の意識啓発

村は、個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報誌や自主防災組織の活動を通じる等により、住民はもとより、社会福祉施設、事業所等に意識啓発する。

住民、事業者等は、自主防災組織活動等を通じて、自らも積極的に近隣住民や従業員等の意識啓発を図ることとする。

第4節 公共用地等の有効活用

村は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

第5節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 村は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。

第2 村は、報道機関及びポータルサイト・サーバー運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

第3 村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第4 村及び放送事業者等は、気象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

第3編 災害応急対策計画

第1章 防災組織・防災体制

災害の発生防御及び拡大防止について、迅速かつ実効ある措置を実施するための体制について定め、防災関係機関の相互の連絡体制を確立し、的確な災害応急活動を行う。新庄村の村民の生命身体及び財産を災害から守ることを目的に、円滑に応急対策を進めていくための組織を定める。

実施機関	全班
------	----

第1 防災会議

新庄村防災会議は、村の地域に係る防災に関し、村の業務を中心に、村内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき村の附属機関として設置されている。

1 組織

防災会議の会長は村長とし、委員は次のとおりとする。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が委嘱する者
- (2) 岡山県の知事の部局の職員のうちから村長が委嘱する者
- (3) 岡山県警察官のうちから村長が委嘱する者
- (4) 村長が部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関または指定地方公共機関のうちから村長が任命するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

2 所掌事務

防災会議の所掌事務は次のとおりである。

- (1) 新庄村地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- (2) 新庄村の地域に係る災害が発生した場合に、当該災害に関する情報を収集する。
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 上記に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

【資料】新庄村防災会議条例

【資料】新庄村防災会議委員

第2 防災体制の概要

村内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合で、村長が必要と認めたときは、災害対策基本法の規定により村災害対策本部（非常体制）を設置し、災害発生のおそれが解消し、または災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、これを廃止する。

また、災害対策本部の設置に至るまでの体制としては、気象または事故災害等の状況に応じて、注意体制、警戒体制に区分し対処することとして、非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等、防災活動に即応できるよう定める。

1 注意体制

地方気象台から気象業務法に基づく注意報が発表されたとき、又は大規模な事故災害の発生するおそれのあるとき、その他総務企画課長が必要と認めるときは、本庁舎内に災害対策連絡室を設置し、主として情報収集及び連絡活動を行い、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

2 警戒体制

気象業務法に基づく大雨・洪水・暴風・大雪警報のいずれか1つ以上が北部、真庭地域に発表されたとき、または重大な事故災害が発生したとき、新庄村内の雨量観測地点で1時間雨量が50ミリ以上観測されたとき、滝ノ尻に設置されている水位計（新庄川）が1.0mを超えたとき、その他副村長が必要と認めたとき設置する体制で、本庁舎内に警戒本部を設置し、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

3 非常体制

村内に大規模な災害（災害救助法の適用）が発生し、または発生するおそれがある場合で、水防活動、災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧等を実施するための防災活動業務を開始する必要があるとき、特別警報又は土砂災害警戒情報が新庄村に発表されたとき、村内の雨量観測地点で1時間雨量が100ミリ以上観測されたとき、滝ノ尻に設置されている水位計（新庄川）が1.5mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、新庄村災害対策本部を設置して対応する体制とする。

第3 新庄村災害対策連絡室（注意体制）

災害の発生が予想される場合は、注意体制として新庄村災害対策連絡室を設置する。

1 災害対策連絡室（注意体制）の設置または廃止

(1) 設置の手續及び基準

村災害対策連絡室（注意体制）の設置基準は、おおむね次の基準とする。

ア 大雨または洪水、大雪の各注意報のいずれか1つ以上が北部、真庭地域に発表されたとき

イ 河川水位が水防団待機水位に達し、なお上昇を認めるとき

ウ その他、災害が発生するおそれがあり、総務企画課長が必要と認めたとき

(2) 指揮命令者及び代行順位

災害対策連絡室の設置及び指揮は、総務企画課長の権限により行われるが、総務企画課長の判断を仰ぐことができない場合は、以下の代行順位に基づき指揮の代行を行う。

また、代行者が指揮を行う場合は、速やかに総務企画課長に報告する。

【代行順位】

1 位 産業建設課長

2 位 住民福祉課長

(3) 廃止の基準

総務企画部長は、関係部と協議の上、次の基準に達した場合は、注意体制を解除する。

ア 注意体制の原因となった気象予報が解除されるなど、予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、または発生した災害・応急対策がおおむね完了したと認めるとき。

イ 大雨、洪水、暴風、大雪の各警報のひとつ以上が発表されたり、災害が発生したりして注意体制から警戒体制への移行や災害対策本部の設置が必要となったときは、注意体制を解消して、警戒体制または非常体制（災害対策本部）の配備へ移行する。

2 災害対策連絡室の任務

注意体制をとった場合は、主として気象情報等の情報収集、連絡活動を行い連絡調整に万全を期する。

災害対策連絡室の設置に必要な備品類は、連絡リスト、メモ帳、全県地図、村管内図を用意する。

3 災害対策連絡室（注意体制）の組織

防災関係課の職員をもって、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。防災関係課の職員は当番制とする。

■本庁

部名	災害対策連絡室の事務分掌
総務企画部	1 災害対策連絡室の設置（総務企画課） 2 気象情報等の収集 3 防災関係部との連絡調整 4 被害状況の取りまとめ （勤務時間外は状況を見て宿日直対応）
産業建設部	1 防災関係部との連絡調整 2 道路管理者との連絡調整 3 建設事業者との連絡調整 4 河川管理者との連絡調整 5 被害状況の取りまとめ （勤務時間外は状況を見て宿日直対応）

第4 新庄村警戒本部（警戒体制）

災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは、警戒体制として新庄村警戒本部を設置する。

1 警戒本部（警戒体制）の設置または廃止

(1) 設置の手續及び基準

村警戒本部（警戒体制）の設置基準は、おおむね次の基準とする。

ア 大雨、洪水、暴風、大雪警報のいずれか1つ以上が北部、真庭地域に発表されたとき

イ 新庄村内の雨量観測地点で1時間雨量が50ミリ以上観測されたとき

ウ 水防警報が発表されたとき

エ 局地豪雨、豪雪、火事、爆発その他重大な事故が発生したとき

オ その他大規模な災害が発生または切迫し、副村長が必要と認めたとき

(2) 設置場所

村警戒本部は、新庄村役場に設置する。

(3) 指揮命令者及び代行順位

警戒本部の設置及び指揮は、副村長の権限により行われるが、副村長の判断を仰ぐことができない場合は、以下の代行順位に基づき指揮の代行を行う。

また、代行者が指揮を行う場合は、速やかに副村長に報告する。

【代行順位】

1位 総務企画課長

2位 産業建設課長

(4) 廃止の基準

副村長は、関係課と協議の上、次の基準に達した場合は、警戒体制を解除するとともに、関係課及び消防団へこの旨を連絡する。

ア 警戒体制の原因となった気象警報が解除されるなど、災害発生のおそれなくなったとき、または発生した災害・応急対策がおおむね完了したと認めるとき。

イ 大規模な災害が発生して災害対策本部の設置が必要となったときは、警戒本部を解消して、非常体制の配備に移行する。

2 警戒体制下の活動

警戒体制をとった場合は、危険区域に対する巡視警戒活動機能の確立を図り、被害情報収集、災害応急措置を実施するとともに、被害状況の取りまとめ及び発表・報告、その他所要の連絡調整にあたるものとする。

3 警戒本部（警戒体制）の組織

全部長、部別災害対応指定職員及び防災担当職員をもって、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。また、勤務時間外は、状況を見て宿日直の職員をもって対応する。

■本庁

部名	警戒本部の事務分掌
総務企画部	・警戒本部の設置（総務企画課内） ・警戒本部会議の開催 副村長、会計管理者、総務企画課長、 総務企画課長が会議を進行し、副村長が総括する。 ・気象情報等の収集 ・災害情報の収集 ・県（危機管理課）との連絡 ・防災関係部・班との連絡調整 ・火災情報の収集 ・被災者情報の収集 ・資機材の調達 ・消防団との連絡・調整
産業建設部	・道路被害情報の収集 ・河川水位・被害情報の収集 ・急傾斜崩壊危険箇所の状況確認 ・土石流危険渓流の状況確認 ・農作物、畜産の被害情報の収集 ・農地の被害情報の収集 ・農道、水路等農業用施設の被害情報の収集 ・林道等の被害状況の収集 ・林業施設の被害情報の収集 ・林地の被害情報の収集・ ・排水困難箇所の状況確認 ・主要下水道施設の被害情報の収集 ・水道被害情報の収集 ・被害情報のとりまとめ

住民福祉部	・福祉施設の被害情報の収集 ・高齢者福祉施設等の被害調査 ・独居高齢者の被害調査 ・保育所の被害情報の収集
教育部	・学校の被害情報の収集 ・被害情報のとりまとめ ・学校長への避難所開設準備の通知 ・学校長との連絡調整 ・臨時休園、休校措置の検討・指示

警戒本部設置に関わる備品類、会議内容	
備品類	・警戒本部看板 ・職員名簿 ・管内図、住宅地図 ・連絡リスト ・防災行政無線のセットアップ
会議内容	・被害状況のまとめ ・避難準備の呼びかけ及び指示 ・避難所開設準備などの応急活動内容の検討及び指示

第5 新庄村災害対策本部

村域の全部または一部に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、村長が災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは、非常体制として災害対策基本法の規定により、村地域防災計画の定める新庄村災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置または廃止

(1) 設置の手續及び基準

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の新庄村災害対策本部条例、災害対策本部規則の規定に基づき災害対策本部を設置する。

おおむね次の基準とする。

ア 特別警報又は土砂災害警戒情報が新庄村に発表されたとき。

イ 滝ノ尻に設置されている水位計(新庄川)が1.5mを超え、さらに20mm/時以上の降雨量が見込まれるとき。

ウ 村内で災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。

エ 大規模事故等が発生し、村長が必要と認めたとき。

オ その他の災害(大規模火災、山火事、雪崩、がけ崩れ等)が発生し、村長が必要と認めたとき。

(2) 設置場所

村災害対策本部は、新庄村役場に設置する。

(3) 指揮命令者及び代行順位

村災害対策本部の設置及び指揮は、村長の権限により行われるが、村長の判断を仰ぐことができない場合は、以下の代行順位に基づき指揮の代行を行う。

また、代行者が指揮を行う場合は、速やかに村長に報告する。

【代行順位】

1 位 副村長

2 位 総務企画課長

3 位 産業建設課長

(4) 廃止の基準

予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、または発生した災害・応急対策がおおむね完了したと認めるとき。

(5) 設置または廃止の公表

災害対策本部を設置し、または廃止したときは公表するとともに、美作県民局等関係機関に通報する。

2 災害対策本部の任務

災害対策本部の任務は次のとおりである。

- (1) 水防その他の緊急災害予防に関すること。
- (2) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (3) 災害の緊急復旧に関すること。
- (4) 災害時の公安に関すること。
- (5) その他防災に関する事項

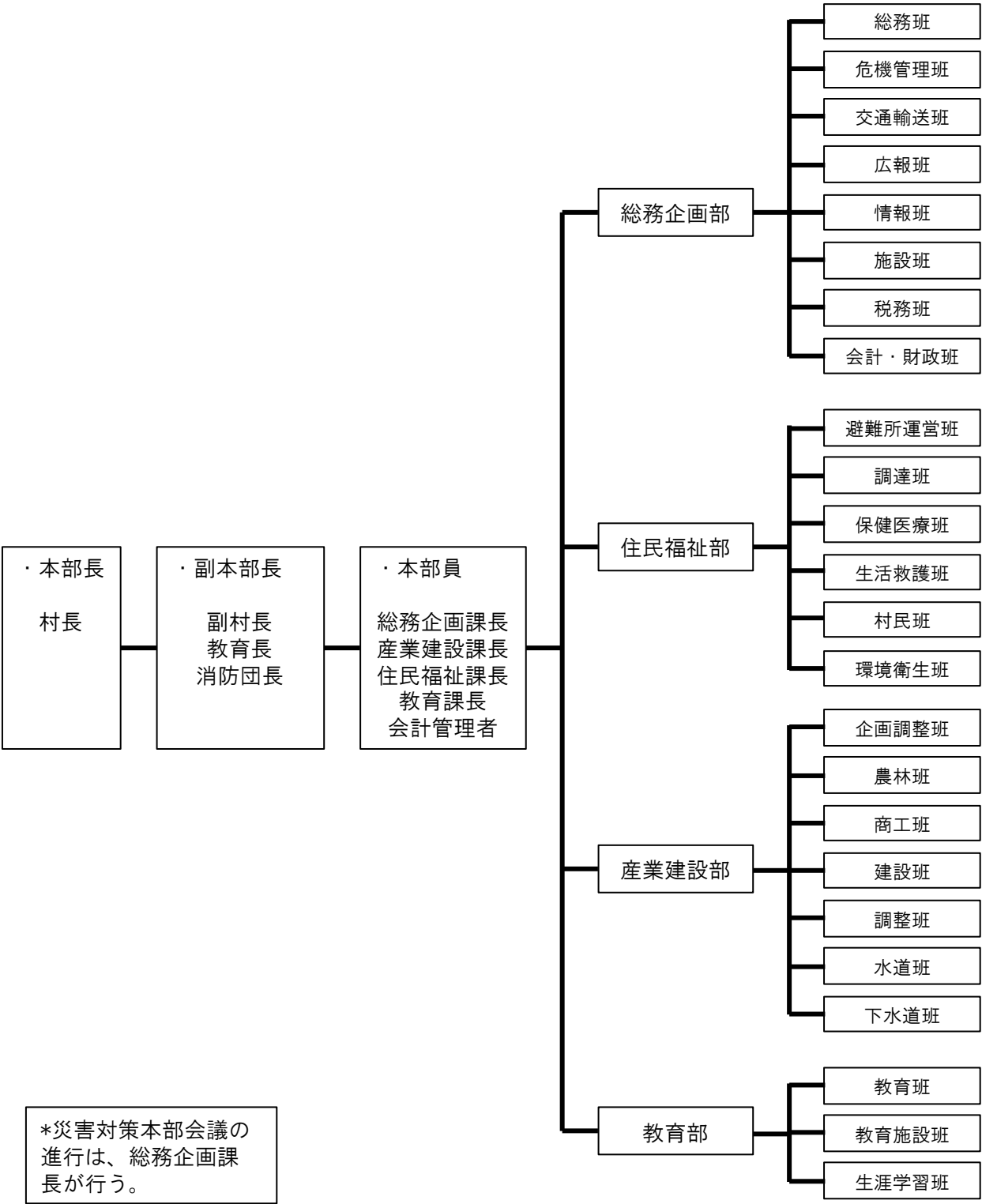
3 災害対策本部の連絡先

災害対策本部が設置された場合は、村は、各機関に各部の設置を通知することとする。

【資料】 災害対策本部設置時の連絡先

4 災害対策本部の組織

■新庄村災害対策本部組織図



5 班の編成及び事務分掌

(1) 本庁の事務分掌

●は特に初動期に重要な活動

部	班	班の事務分掌
総務企画部	総務班	●職員の動員に関すること。 ●応援職員の派遣に関すること。 ●職員の給食に関すること。 ●県及び市町村への応援依頼に関すること。 ●自衛隊の派遣要請に関すること。 ●派遣された自衛隊、関係機関の職員の受け入れに関すること。 ●公用令書に関すること。 ○職員の人員調整に関すること。 ○災害対策本部の運営補佐に関すること。 ○村民からの電話による問い合わせに関すること。 ○人的受援に関すること。
	危機管理班	●災害情報、気象警報の受理及び伝達に関すること。 ●災害対策本部の設置準備に関すること。 ●災害対策本部の運営に関すること。 ●県、関係機関への被害状況等の報告に関すること。 ●避難誘導・指示に関すること。 ●消防団員及び職員の配備・出動に関すること。 ●防災行政無線、通信機器に関すること。 ●水防に関すること ○その他災害対策全般に関すること。
	交通輸送班	●緊急輸送車両の確保に関すること。 ●救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資輸送 ●災害拡大防止のための人員及び物資輸送 ●支援物資搬送に伴う交通誘導に関すること。 ●交通規制に伴う交通誘導に関すること。 ●公共土木施設の応急対策及び復旧に関すること。
	広報班	●報道機関との連絡と相互協力に関すること。 ●災害対策活動の広報に関すること。
	情報班	●一次情報のとりまとめ作業に関すること ●各班報告の被害状況の集計作業に関すること。 ●情報通信システム機器の維持管理に関すること。 ●災害写真等の収集、災害記録に関すること。 ○情報通信システム、ネットワークの維持管理に関すること

総務企画部	施設班	●本庁の建物、設備等の被害調査に関する事。 ●村所管の建物、設備などの被害調査に関する事。
	税務班	●税に関するデータの保全・管理に関する事。 ●徴税整理データの保全・管理に関する事。 ○り災証明に関する事。 ○住宅被災者に対する融資等に関する事。 ○災害見舞金対象の家屋等の被害調査に関する事。 ○税の減免に関する事。
	会計・財政班	●対策本部の一般経理に関する事。 ●災害対策の予算に関する事。 ●総務企画部各班への応援に関する事。 ○義援金受取及び管理に関する事。 ○義援金の配分に関する事。
	消防班 (消防団)	●消防職員の動員に関する事。 ●消火活動に関する事。 ●災害の予防、警戒及び防御に関する事。 ●被災者の救助、救出に関する事。 ●医療機関へ搬送する負傷者等の輸送 ●行方不明者の捜索に関する事。 ●被災者の避難誘導に関する事。 ●水防活動に関する事。 ・消防本部消防計画による事務分掌に従う。
住民福祉部	避難所運営班	●避難場所の開設に関する事。 ●避難所における食糧、物資の配布に関する事。 ●避難所の運営に関する事。 ●日赤奉仕団等の応援要請、受入れに関する事。 ●ボランティアの受入れに関する事。(社会福祉協議会への依頼) ●要配慮者の援護に関する事。 ●災害救助法の手続き等に関する事。 ○義援物資の受取に関する事。 ○避難所の閉鎖に関する事。
	調達班	●食料(米、弁当、パン等)の調達に関する事。 ●炊き出し資機材の調達に関する事。 ○炊き出しの食材(肉、味噌、野菜等)の調達に関する事。 ○農林畜産物の被害調査に関する事。 ○農林畜産事業者に対する支援に関する事。 ○物的支援に関する事。

住民福祉部	保健医療班	●保健所、医療機関との連絡調整に関する事。 ●救護班の編成に関する事。 ●医療救護所の設置に関する事。 ●医療救護全般に関する事。 ●負傷者の収容、搬送に関する事。 ●感染症の予防に関する事。 ●衛生医薬品等の確保に関する事。 ●助産及び乳幼児の救護に関する事。 ○避難者のメンタルヘルスに関する事。
	生活救護班	●各施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ●保育施設の被害調査のとりまとめに関する事。 ●応急保育に関する事。 ●休園措置及び応急復旧に関する事。 ●保育所との連絡調整に関する事。 ○保護者への広報活動に関する事。
	村民班	●被災者の安否問い合わせに関する事。 ●人的被害調査に関する事。 ●村民個人情報のデーター管理に関する事。 ●外国人の安否確認に関する事。 ●避難所運営班への応援に関する事。 ●放浪・逸走動物・収容の保護に関する事、避難所等における飼い主の適正な飼養指導や支援等。 ○被災者の実態調査に関する事。 ○村民からの各種相談に関する事。 ○遺体の収容、処理及び埋火葬に関する事。 ○埋火葬許可書、処理台帳等に関する事。
	環境衛生班	●ごみ処理及び清掃に関する事。 ●仮設トイレ等に関する事。 ○処理業者の動員に関する事。 ○被災地域の防疫及び消毒に関する事。 ○水道を除く水の消毒に関する事。 ○災害廃棄物の処理に関する事。 ○災害廃棄物一時収集場所の確保に関する事。
産業建設部	企画調整班	●地域自主組織との連絡調整に関する事。 ●観光施設の被害調査に関する事。 ●観光客、利用者の避難誘導に関する事。 ●観光関係団体との連絡調整に関する事。 ●各班との調整及び指示に関する事。

産業建設部	農林班	●農地・農林施設・林地の被害調査に関すること。 ○農道の被害調査に関すること。 ○農地・農林施設・林地の応急対策・復旧に関すること。
	商工班	●商工施設の被害調査に関すること。 ●生活必要物資（衣料、日用品等）の調達に関すること。 ●企業との応急活動連携に関すること。 ○商工団体との連絡調整に関すること。 ○中小企業被災者に対する融資に関すること。 ○企業資金の貸付けに関すること。
	建設班	●道路、公共土木施設の被害調査に関すること。 ●土木建築関係業者の動員に関すること。 ●重機による救助活動に関すること。 ●応急復旧資機材の調達及び保管に関すること。 ●急傾斜地崩壊危険箇所の被害調査に関すること。 ●関係機関との連絡調整に関すること。 ●障害物の除去に関すること。 ●公共土木施設の応急対策及び復旧に関すること。
	調整班	●住宅の被害調査に関すること。 ●村営住宅の被害状況等の取りまとめに関すること。 ●村営住宅の応急対策に関すること。 ●交通輸送班への応援に関すること。 ○村営住宅入居者の支援に関すること。 ○関係機関との連絡調整に関すること。 ○応急仮設住宅の建設に関すること。 ○住宅の応急修理に関すること。 ○建築物の応急危険度判定に関すること。 ○被災宅地の応急危険度判定に関すること。 ○被災建築物の応急措置の技術指導に関すること。
	水道班	●水道施設の被害調査に関すること。 ●応急給水活動に関すること。 ●飲料水の確保に関すること。 ●避難所・医療施設への優先応急給水に関すること。 ●水道に関わる広報活動に関すること。 ●応急給水の広報に関すること。 ●関係工事者に対する指導監督に関すること。 ●応急資機材の調達に関すること。 ○所管水道施設の応急対策及び復旧に関すること。
	下水道班	●下水道施設の被害調査に関すること。 ○所管下水道幹線及び合併浄化槽等の応急対策及び復旧に関すること。

教 育 部	教育班	●児童・生徒等の避難誘導及び救護に関すること。 ●児童・生徒等及び教職員の被災状況調査に関すること。 ●児童・生徒等の支援に関すること。 ●教職員の動員に関すること。 ●休校措置に関すること。 ●指定避難所施設の鍵の保管・開錠に関すること。 ●保護者等との連絡調整に関すること。 ●関係機関との連絡調整に関すること。 ○教育機関への広報活動に関すること。 ○応急教育に関すること。 ○学用品及び教科書の調達、配分に関すること。
	教育施設班	●学校施設等の被災状況調査に関すること。 ●避難指定施設の運営保安全管理に関すること。 ○文化財の被害調査に関すること。 ○学校施設等の応急対策及び復旧に関すること。 ○学校関係機関、その他団体との連絡調整に関すること。 ○文化財の応急対策及び復旧に関すること。
	生涯学習班	●社会教育・スポーツ施設の利用者の避難に関すること。 ●社会教育・スポーツ施設の被害調査に関すること。 ●避難指定施設の運営保安全管理に関すること。 ○社会教育施設の応急対策及び復旧に関すること。 ○社会教育団体との連絡調整に関すること。

注：指定職員は、課内において指名し人事異動の際は、総務企画課に報告すること。

6 本部会議

災害対策本部長は、速やかに本部会議を開催する。副本部長及び本部員は、各部の班員の参集状況及び応急活動の緊急措置事項を報告する。

(1) 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。なお本部員が公務などで出席できない場合は、代理が出席する。

本部会議の進行は、総務企画部長が行い、本部長が総括して進める。

(2) 本部会議の協議事項

本部会議の協議事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 職員の参集状況、初動体制に関すること。
- イ 管内の一次被害情報の収集、被害調査に関すること。
- ウ 人的な被害状況に関すること。
- エ 家屋等の被害状況に関すること。
- オ ライフライン(電気、ガス、上水道、電話等)の被害状況に関すること。

- カ 医療機関の被害状況に関すること。
- キ 道路、橋りょうの損壊状況に関すること。
- ク コミュニティバス等公共交通機関の被害状況に関すること。
- ケ 避難勧告、指示及び避難誘導に関すること。
- コ 避難所の開設、避難所の利用状況に関すること。
- サ 避難所への応急職員の派遣に関すること。
- シ 避難所への物資供給の手配及び緊急輸送路の確保に関すること。
- ス 負傷者への応急医療活動に関すること。
- セ 自衛隊、県及び他の市町村への派遣要請に関すること。
- ソ 災害救助法の適用に関すること。
- タ 災害対策経費に関すること。
- チ ボランティア、自主防災組織への協力要請に関すること。

第6 職員の動員・参集

1 勤務時間中における動員・参集

各配備体制において、部長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。部長不在の場合は、職制に従い対応する。

班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、総務班を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

■動員・参集における留意点

- (1) 常に災害に関する情報、対策本部関係の指示に注意すること！
- (2) 不急の行事、会議、出張等は中止すること！
- (3) 正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと！
- (4) 勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること！

2 勤務時間外及び休日における動員・参集

(1) 勤務場所への参集

勤務時間外に配備基準となる気象情報や河川水位情報等を入手した宿日直の職員は、直ちに総務企画部長に連絡する。総務企画部長は、必要となる各部長に配備職員の勤務場所への参集を指示する。

警戒体制、非常体制において、本部長は、総務企画部長を通じ副本部長、本部員に本部への参集を指示する。関係部長は、配備職員に勤務場所への参集を指示する。

各職員はテレビ、ラジオ等により報道される気象情報や河川水位情報等を的確に判断し、非常体制となる場合は、まず家族の安否確認後、参集の連絡を待たずに速やかに勤務場所に自動参集する。

(2) 参集が困難な場合

交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの避難所施設へ参集し、各部長への連絡に努めるとともに、部長の指示により、応急救護活動に従事する。

(3) 一次被害情報の把握

参集途上において収集できる一次被害情報を把握し、部長に報告する。

(4) 被害情報の報告

部長は、班員の参集状況、参集途上に班員が収集した一次被害情報を危機管理班に報告する。

3 動員・参集における注意事項

動員・参集においては、次の点に注意する。

- (1) 服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること。
- (2) 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集する。
- (3) 参集途上においては、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、水害、水防活動の状況、ライフライン状況等の一次被害情報を収集する。
- (4) 参集途上における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考える。
- (5) 勤務場所への参集途中において、火災の発生または人身事故等に遭遇した場合、消防団又は真庭市消防本部（美新分署）へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、人命の救援・救出を優先し、救援・救出後には、できる限り迅速な参集を行う。
- (6) 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの避難所へ参集し、各部長への連絡に努めるとともに、応急救護活動に従事する。
- (7) 必ず家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。
- (8) 自らの言動で住民に不安、誤解を与えないこと。
- (9) 参集手段は、徒歩・二輪車を基本とするが、あらかじめ許可を受けたものは、道路状況に留意して車で参集する。

第2章 防災活動

災害の発生が予測される場合または災害が発生した場合に、災害予防活動または応急活動が万全になされるよう地方気象台等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

実施機関	危機管理班
------	-------

第1節 予報及び警報

第1 予報及び警報等の対象区域並びに種別

災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び住民に伝達すべき予報及び警報等の対象区域並びに種別は次のとおりである。

1 予報及び警報等の対象区域

本村は、注意報・警報の標題に付加する細分区域は北部、真庭地域に属している。

2 気象に関する予報及び警報等の種別

(1) 気象注意報等

強風、大雨、洪水等が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が注意を呼びかけるため、発表するものである。

(2) 気象警報等

暴風、大雨、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるため、発表するものである。

(3) 特別警報等

暴風、大雨、暴風雪等が原因で重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、岡山地方気象台が最大限の警戒を呼びかけるため、発表するものである。

(4) 気象等の情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の内容を補完して、現象の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。台風情報、大雨情報等がある。

(5) 記録的短時間大雨情報

村内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

第2 土砂災害警戒情報

気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）並びに土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、大雨により土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、岡山県と岡山地方気象台が厳重な警戒を呼びかける必要性を協議のうえ、共同で発表するものである。なお、この土砂災害警戒情報の発表単位は市町村単位である。

第3 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

第4 水防警報

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼において、洪水による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所または関係県民局長が水防活動を必要と認めるとき、発表するものであるが、新庄村内には、平成 30 年時点において、「水防警報河川」に指定されている河川はない。

第5 火災気象通報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するものである。

第6 火災警報

消防法に基づき、村長が火災気象通報を受けたときまたは気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発表できるものである。

【資料編】岡山地方気象台から発表される注意報

第2節 通信連絡

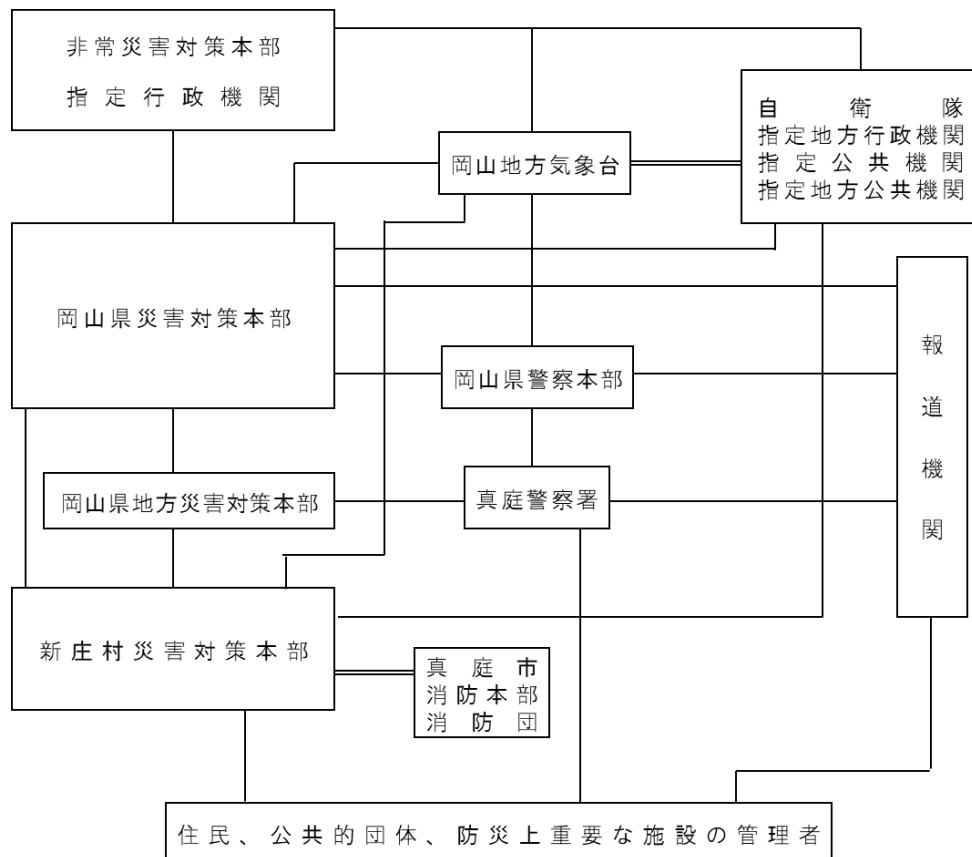
災害時における防災関係機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常時における通信連絡の確保を図る方法等について定める。

第1 通信連絡系統の整備

防災関係機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。村は、災害時における通信手段の確保として次の通信施設の利用を図る。

- 1 携帯電話
- 2 防災行政無線（移動系）
- 3 音声告知放送
- 4 消防無線
- 5 C A T V
- 6 高度情報通信基盤
- 7 岡山県防災行政無線（衛星系、地上系）
- 8 岡山県警察無線（有線電話）
- 9 非常無線通信協議会所属会員の無線

[災害情報相互連絡関連図]



第2 電話及び電報の優先利用

村の各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知または警告等を迅速に行うため、電話及び電報の優先利用し、または他機関の専用電話を利用することができる。

1 一般電話及び携帯電話

(1) 災害時優先電話の承認

村の各機関は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめN T T西日本事業所又はN T Tドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

2 電 報

前項(1)の災害時優先電話から発信することにより次の電報を優先利用することができる。

(1) 非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して伝送及び配達される。

(2) 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

3 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話等があり、その利用方法については、一般電話に準じて行う。

第3 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話または電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

1 非常通信

(1) 非常通信の通信内容

非常通信の通信内容は次のとおりである。

ア 人命の救助に関するもの。

イ 災害予警報（主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む。）及び災害の状況に関するもの。

ウ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。

エ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令

オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持または非常事態に

伴う緊急措置に関するもの。

カ 暴動に関する情報連絡及び緊急措置を要する犯罪に関するもの。

キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。

ク 遭難者救護に関するもの。

ケ 道路、電力施設、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。

コ 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

サ 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(2) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険または緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

(3) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておく。

(4) 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

(5) 移動通信機器及び移動電源車の貸与

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

[総務省が所有する災害対策用機器]

種類	貸与条件等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無 償 新規加入料：不 要 基本料・通話料：不 要
移動電源車	車両貸与：無 償 運用経費：必 要

【連絡先】 移動無線機：総務省中国総合通信局無線通話部陸上課

082-222-3367

移動電源車：総務省中国総合通信局総務部総務課

082-222-3302

[携帯電話事業者等が保有する通信機器]

種類	貸与条件等
携帯電話	事業者等の判断による (基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)
MCA	同上

2 放送の依頼

知事及び村長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

なお、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令・解除については、岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約に基づき依頼する。

第4 防災行政無線の運用

1 移動局または携帯局の現地へ配置

災害が発生し、または災害の発生するおそれがあるときは、移動局または携帯局を現地へ配置し、情報収集及び通信連絡を行う。

第5 通信施設の応急措置

1 公衆電話

N T T 西日本及びN T T ドコモは、緊急に必要な災害対策機関相互の通信等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) アクセス系設備（交換所～各戸を結ぶ設備）の被災については、可搬型無線機及び応急用市内ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、大規模広域な被災の場合は、通信衛星を使用するポータブル衛星設備及び衛星携帯電話により通話の提供を行う。
- (2) 電力施設被災交換所には、移動電源車または大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。
- (3) ネットワーク系設備（交換所～交換所を結ぶ設備）の被災については、マイクロ波可搬型無線装置又は応急用光ケーブルにより復旧を図る。

2 無線通信施設

無線通信施設に故障を生じた場合は、認められた範囲内において通信系統の変更等必要な臨機の措置をとる。なお、無線中継局の故障は、関係する全施設の通信を不能にするので、速やかに各機関は、応急措置をとる。

3 放送施設

放送施設においては次の応急措置をとる。

- (1) 放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の放送系統により臨機に番組を変更し、または他の番組と切り替え、放送に努める。
- (2) 中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
- (3) 演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第3節 情報の収集・伝達

気象予警報等の情報及び被害状況報告並びにその他の災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であり、災害情報の収集伝達の取扱等について定める。

なお、国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

また、村及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

第1 情報収集の方針

村及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機による目視、撮影等による情報収集を行う。また、必要に応じ、画像情報を利用して被害規模の把握を行う。村及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の鑑定及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

第2 一時被害情報の収集

総務企画課長は、非常体制が発令されたとき、速やかに管内の災害発生状況、被害状況、地域住民の安否確認などの一次被害情報の収集に努める。

収集した情報については、内容を確認（人的被害は注意）し、災害対策本部（危機管理班）に報告する。

報告は、各種通信機器及び岡山県防災情報システム災害情報試験システムにて行う。システムが使用できない場合は、災害発生通報（様式 1-1）に記入し各種の伝達手段を活用する。

■収集すべき一次被害情報

- 1 被災者（死亡、重傷、軽傷）数
- 2 道路等の破損状況
- 3 建物の倒壊、損傷の状況（全壊、半壊、一部損壊）
- 4 火災の発生、消火活動の状況
- 5 水害の発生、水防活動の状況
- 6 ライフラインの状況
- 7 救助活動の状況（自主防災組織、自治会）
- 8 避難所の被災状況

第3 予警報等の受入、伝達

1 勤務時間内の受入、伝達

国、県等の各機関からの各種予警報、情報は、総務企画部（本部設置時は危機管理班）が受け、関係部・班、関係団体等に連絡するとともに、庁内放送等により、全職員に周知させる。

2 勤務時間外の受入、伝達

本部設置前にあつては、総務企画課または当直員が受信し、総務企画課長に連絡する。警戒本部設置基準に該当する場合には総務企画課は、直ちに総務企画課長に連絡する。本部設置時にあつては、危機管理班が受信し、関係部へ連絡する。

3 一般村民への通報

村民に対する通報については、消防団、自主防災組織、自治会、保育所、小・中学校、関係団体に連絡し、周知を図るとともに、有線放送、CATV、防災行政無線、広報車等により、できるだけ多くの手段を用いて周知を図る。

4 予警報等受領伝達簿

総務企画部（危機管理班）は、予警報、情報、通報等の受領伝達、その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため、予警報等受領伝達簿を作成する。

- (1) 県において災害対策本部を設置した災害
- (2) 災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害
- (3) 上記になるおそれのある災害

第4 関係機関への連絡

1 県災害対策本部への連絡

発災直後において、村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから直ちに県へ連絡する。

ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告する（消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、村は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。）。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、住民登録の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

なお、消防庁に報告するに当たっては、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲内で、その第一報を報告する。

2 孤立集落の状況共有

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、村は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

3 国への報告

災害対策基本法第53条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況を報告すべき災害は次のとおりである。村が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じる。

- (1) 県において災害対策本部を設置した災害
- (2) 災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害
- (3) (1)又は(2)になるおそれのある災害

4 消防庁への報告

報告は消防庁を窓口とし、連絡先は下記による。なお、この報告は消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

区分 回線別		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	(6-72-90-) 49013	(6-72-90-) 49102
	F A X	(6-72-90-) 49033	(6-72-90-) 49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害は、次のとおりである。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に関するもの
- イ 県又は村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2県以上にまたがるもので一の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- ア 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

- イ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ウ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

5 消防庁及び県への報告

消防本部においては、災害時に 119 番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

6 県からの連絡

応急対策活動状況について村は、活動の状況、災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を村へ連絡する。

第5 災害情報の収集

1 情報連絡員の配置

- (1) 現地における災害の状況等を把握するため、本村を行政区単位に区分し、それぞれの地区に複数の情報連絡員を配置する。
- (2) 情報連絡員は、自治会、地域自主組織等の中から事前に指名する。
- (3) 情報連絡員は、災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、若しくは注意体制下において地区内の危険か所の状況把握を行うとともに、随時巡回を行うなどして、地区内の災害の状況の推移に注意し、消防団員等との連絡を密にし情報を収集する。
- (4) 災害が発生した場合、または異常現象発見者からの通報を受けた場合は、直ちにその状況を調査し、総務企画課に通報する。

2 消防団

- (1) 消防団員は、常時地区内の状況を把握するとともに、情報連絡員等との連絡を密にする。
- (2) 災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、若しくは警戒体制下においては、地区内の危険か所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。
- (3) 災害が発生した場合または通報を受けた場合はその状況を調査し、直ちに所定の方法により、総務企画課へ通報する。

第6 情報のとりまとめ

1 各班の連絡

各班は、それぞれ所管事項に係る被害状況を収集把握するとともに、随時危機管理班に連絡する。

2 各班長への通報

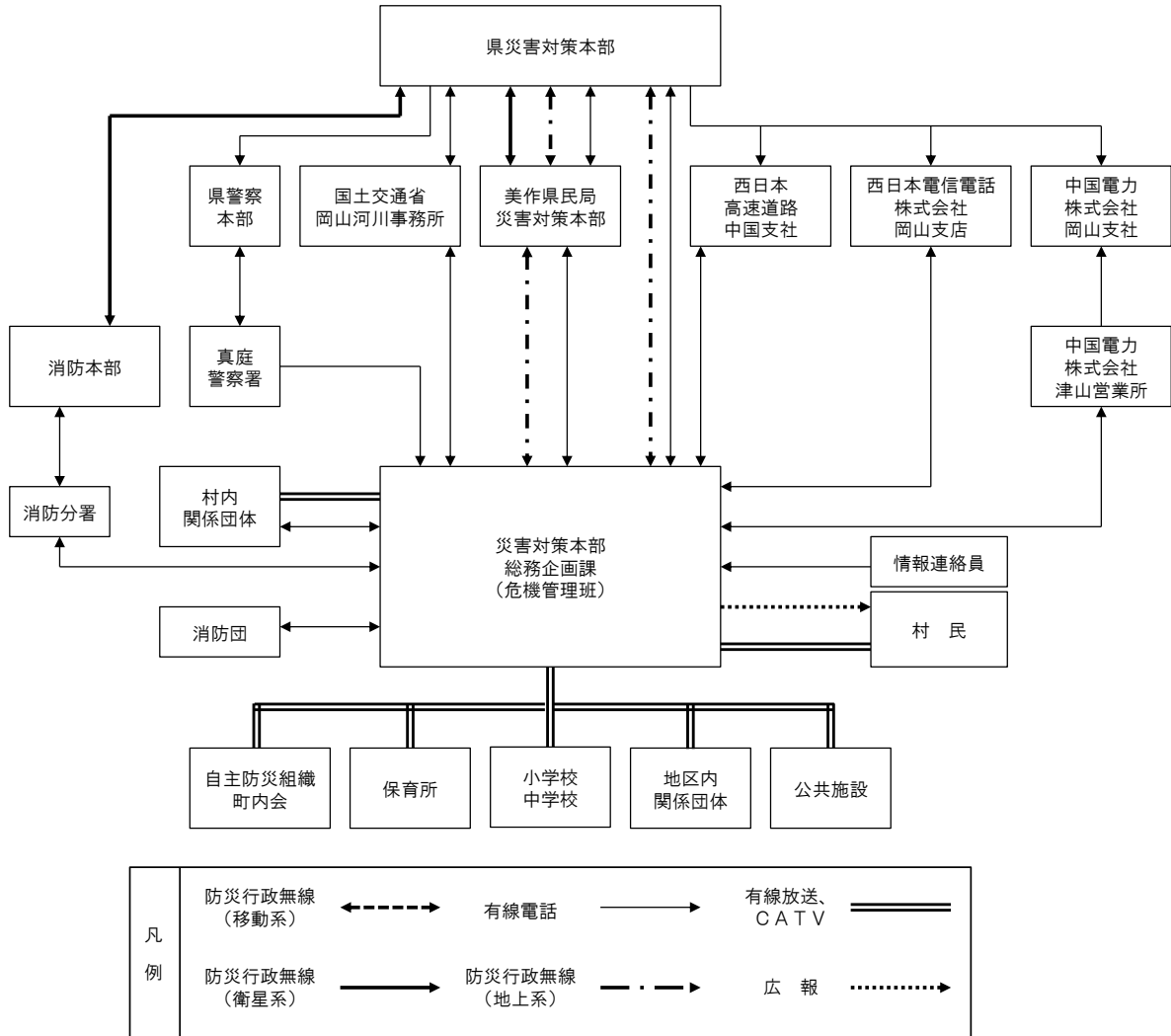
危機管理班は、情報連絡員、各部（班）、消防団その他からの情報連絡を確実に受領整理し総務部長に報告するとともに関係各班長に通報する。

3 情報の常時交換

危機管理班は、県及び関係機関と連絡を密にし、収集した情報を常時交換する。

第7 情報の収集・伝達系統

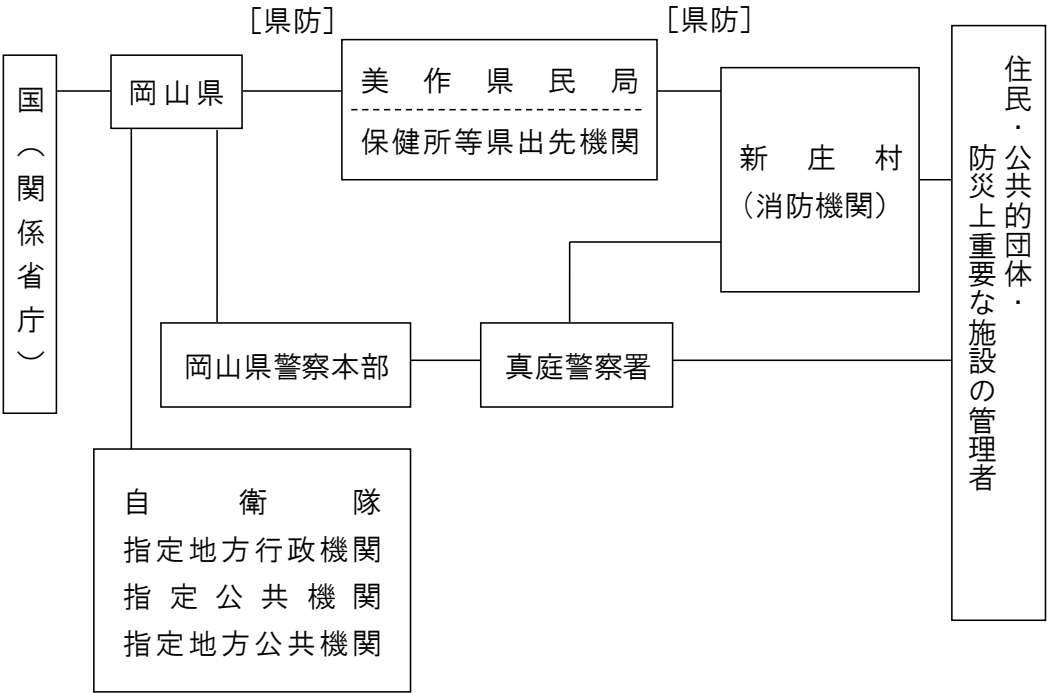
■情報の伝達系統



1 一般的な情報

各機関は、自己の所掌する事務または業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、または関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。



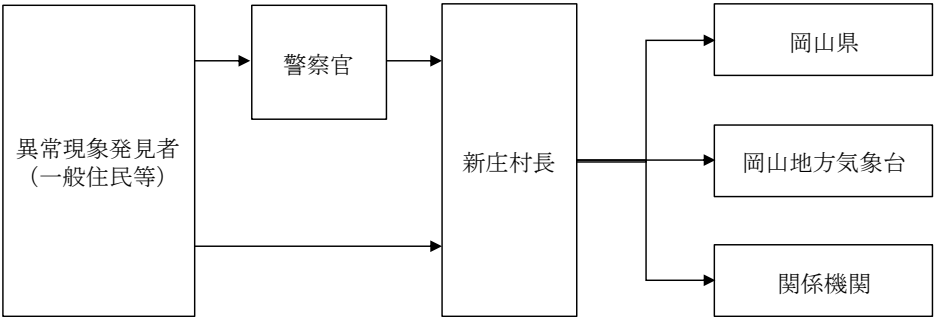
（注）：「県防」は岡山県防災情報ネットワークの略称

2 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を村長、警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長に通報し、村長は、直ちに関係機関に通報する。

また、国、県及び村は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

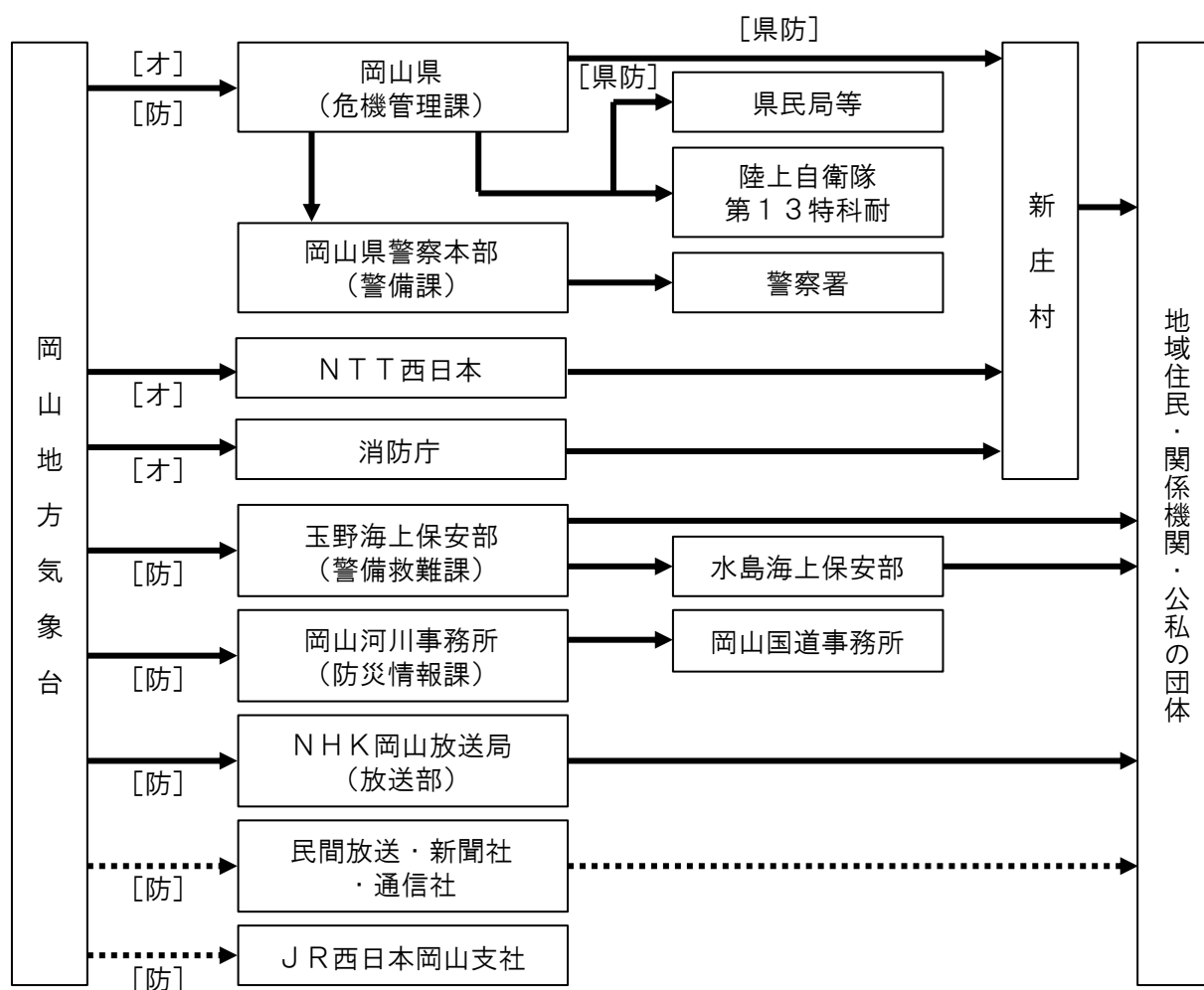


3 気象注意報・警報等の伝達

- (1) 気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。
- (2) 気象注意報・警報等は、法令または地域防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。
- (3) 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

【資料】気象注意報・警報等の伝達系統

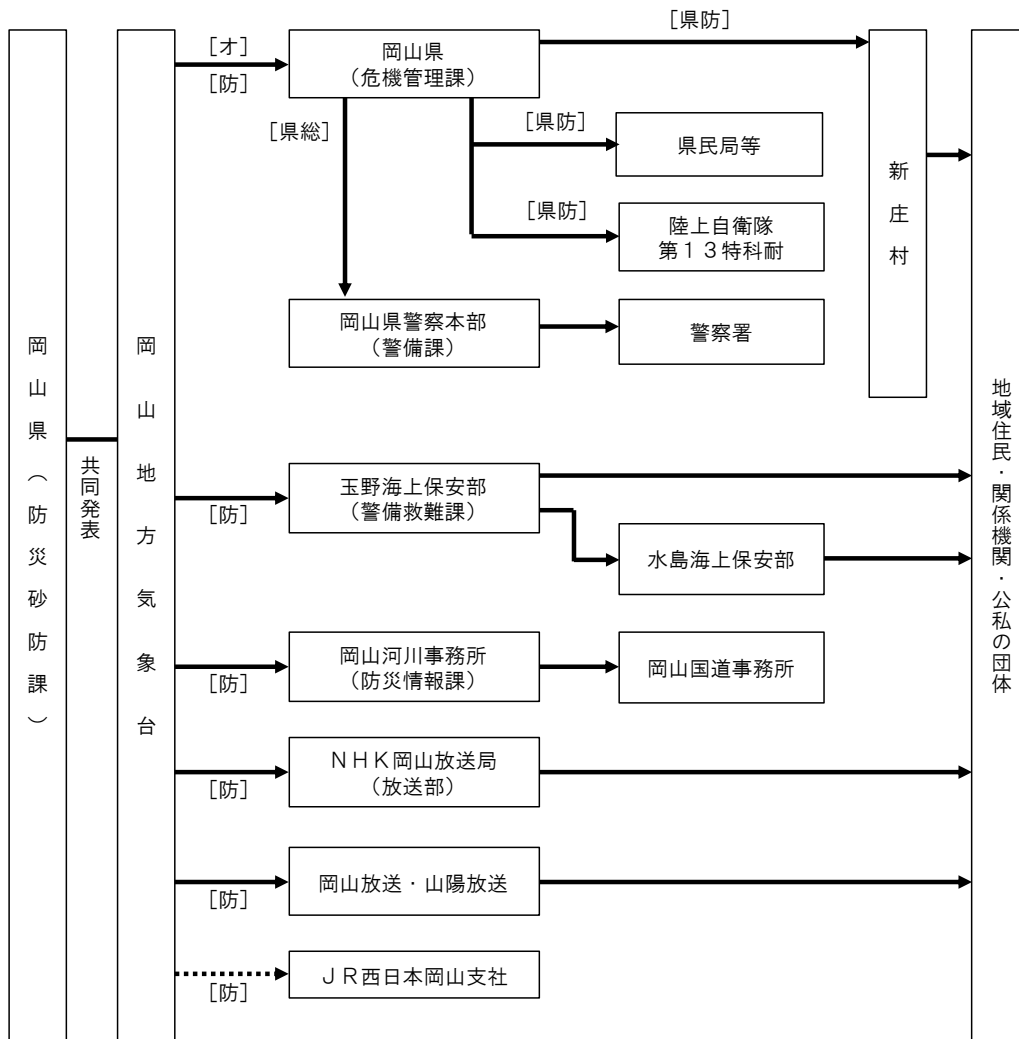
ア 気象注意報・警報等の伝達系統



- (注) ① 実線は法に基づく伝達系統を示し、点線は、申合せ等に基づく伝達系統を示す。
- ② 県が村へ伝達する注・警報の種類については、別に定める。
- ③ NTT西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。
- ④ 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。
- ⑤ 陸上自衛隊第13特科隊へは、警報及び警報の解除（大雪警報及び波浪警報を除く）のみを伝達する。

- ⑥ [] 内は、通知方法を示す。[防] 防災情報提供システム、[オ] オンライン、[県防] 岡山県防災情報ネットワーク

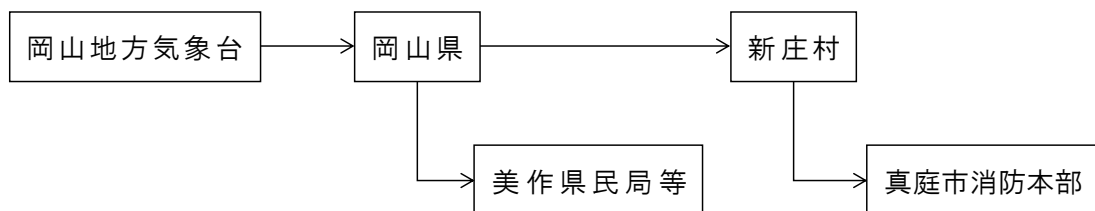
イ 土砂災害警戒情報の伝達系統



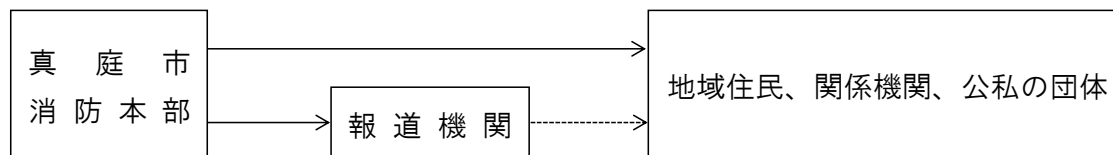
(注) 1 点線の伝達系統については、申合せ等により実施する。

- 2 [] 内は、通知方法を示す。[防] 防災情報提供システム、[オ] オンライン（アドレス）、[県防] 岡山県防災情報ネットワーク、[県総] 岡山県総合防災情報システム

ウ 火災気象通報の伝達系統



エ 火災警報の伝達系統



4 重要な災害情報伝達

関係機関は、次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、岡山県総合防災情報システム、電話等により速やかに伝達を行う。

また、人的被害が発生した場合は、美作県民局災害対策本部へ電話での伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

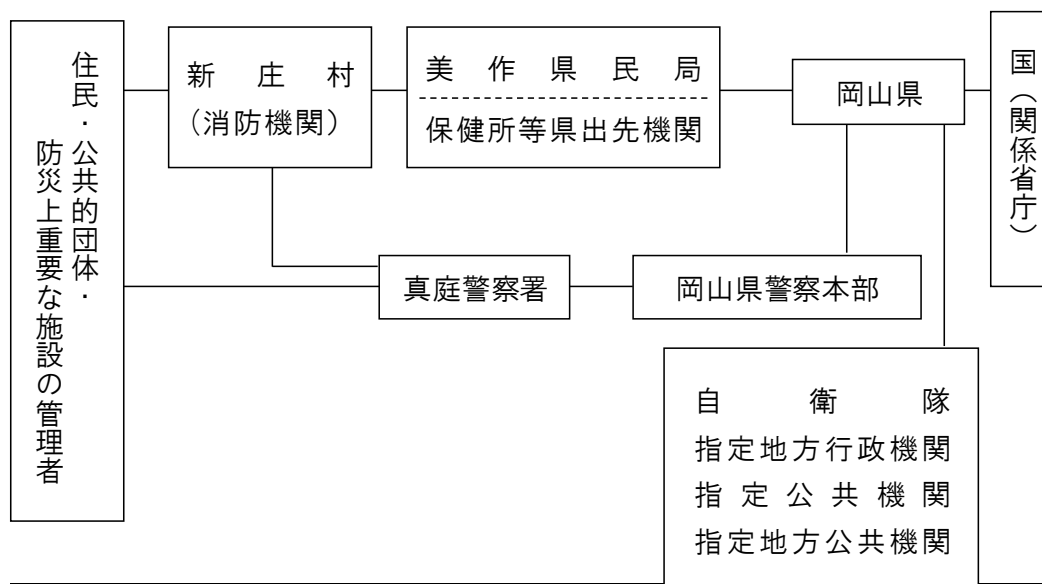
伝達の対象となる被害		伝達内容等
(1) 被害発生状況等 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況		様式1－1及び1－2によること。
(2) 人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況		様式2によること。 様式3によること。
	(3) 河川被害	様式4によること。
	(4) 貯水池・ため池被害	
	(5) 砂防被害	
	(6) 治山被害	
	(7) 道路施設被害	
	(8) 電信電話施設被害	
	(9) 電力施設被害	
	(10) ガス施設被害	
	(11) 水道施設被害	
	(12) 下水道施設被害	
	(13) 公営住宅等被害	
	(14) 商工関係被害等 商工被害 観光被害	様式5によること。 様式6によること。
	(15) 林野火災被害	様式7によること。

（注1）確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

（注2）特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

5 伝達系統

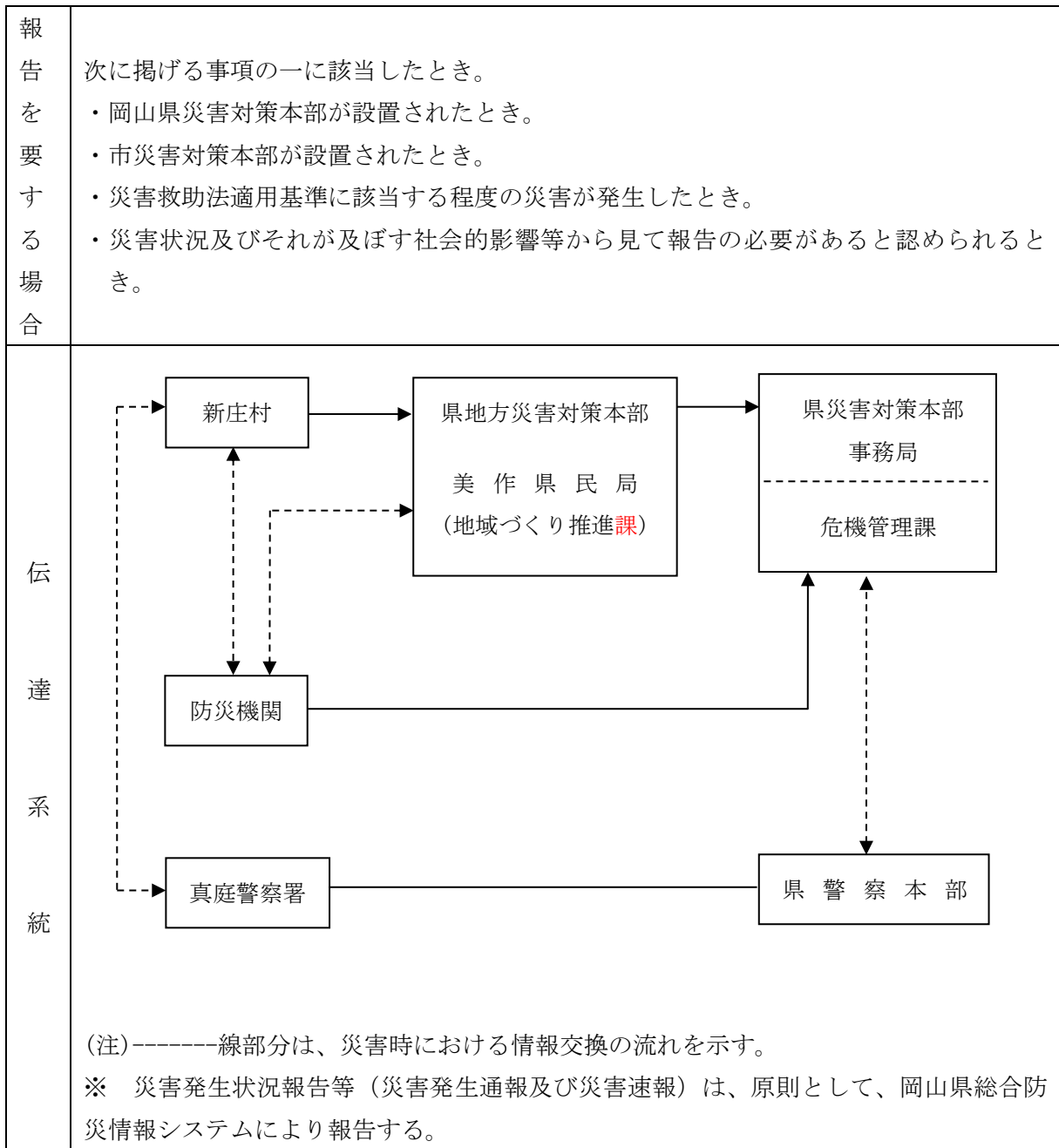
災害に関する報告は、次の伝達系統により行う。



岡山県災害対策本部が設置されるほか、大規模な災害が発生した場合には、次により行う。

なお、村から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第2号）の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

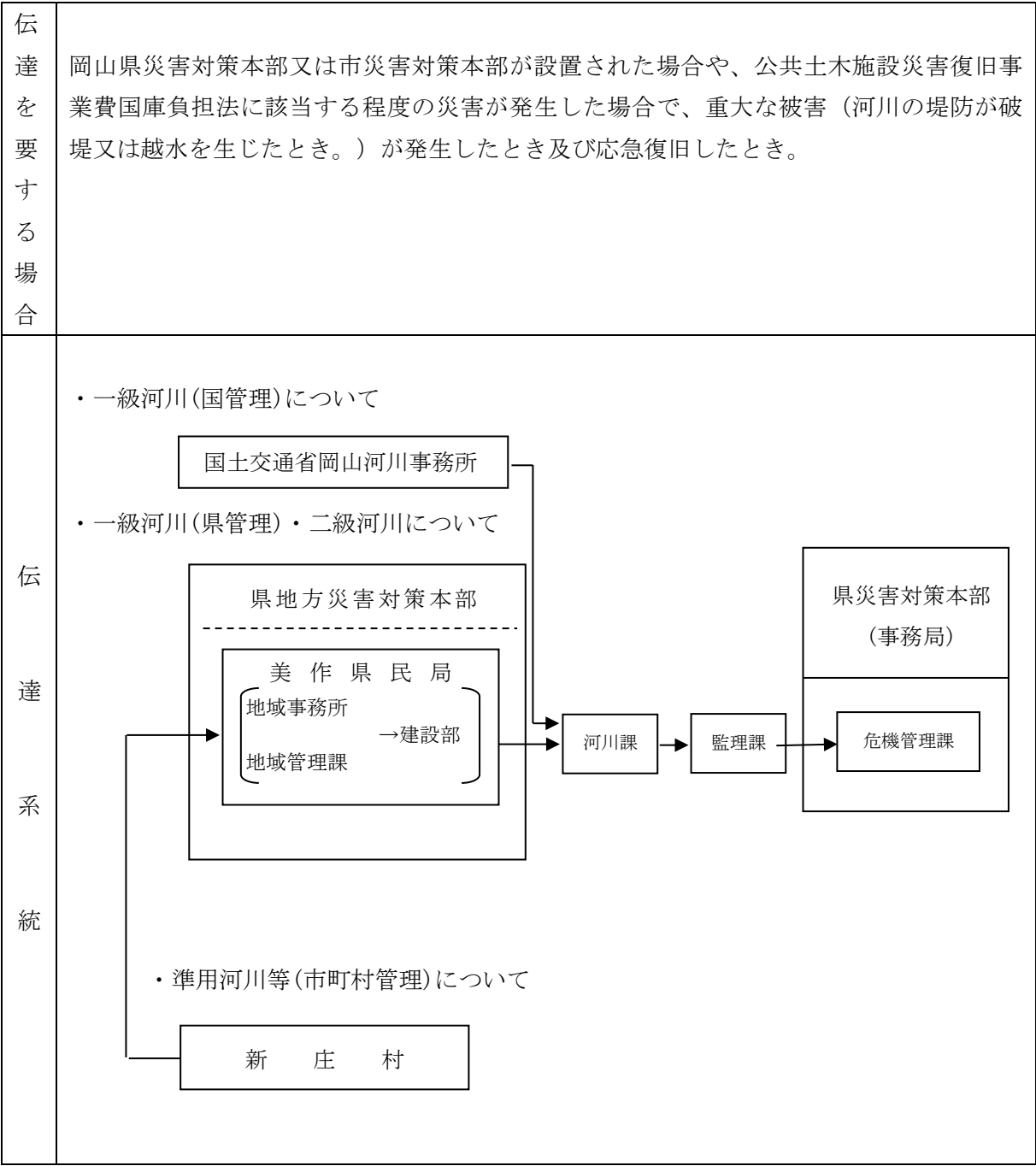
(1) 災害発生状況報告等



(2) 人的被害、住家被害等

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 ・岡山県災害対策本部が設置されたとき。 ・市災害対策本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	<pre>graph LR; A[新庄村] --> B[県地方災害対策本部 ----- 美作県民局 (健康福祉部)]; B --> C[保健福祉課]; C --> D[県災害対策本部 (事務局) ----- 危機管理課]; B -.-> E[真庭警察署]; A -.-> E; E --> F[県警察本部]; D <-.-> F;</pre> (注)-----線部分は、災害時における情報交換の流れを示す。

(3) 河川被害



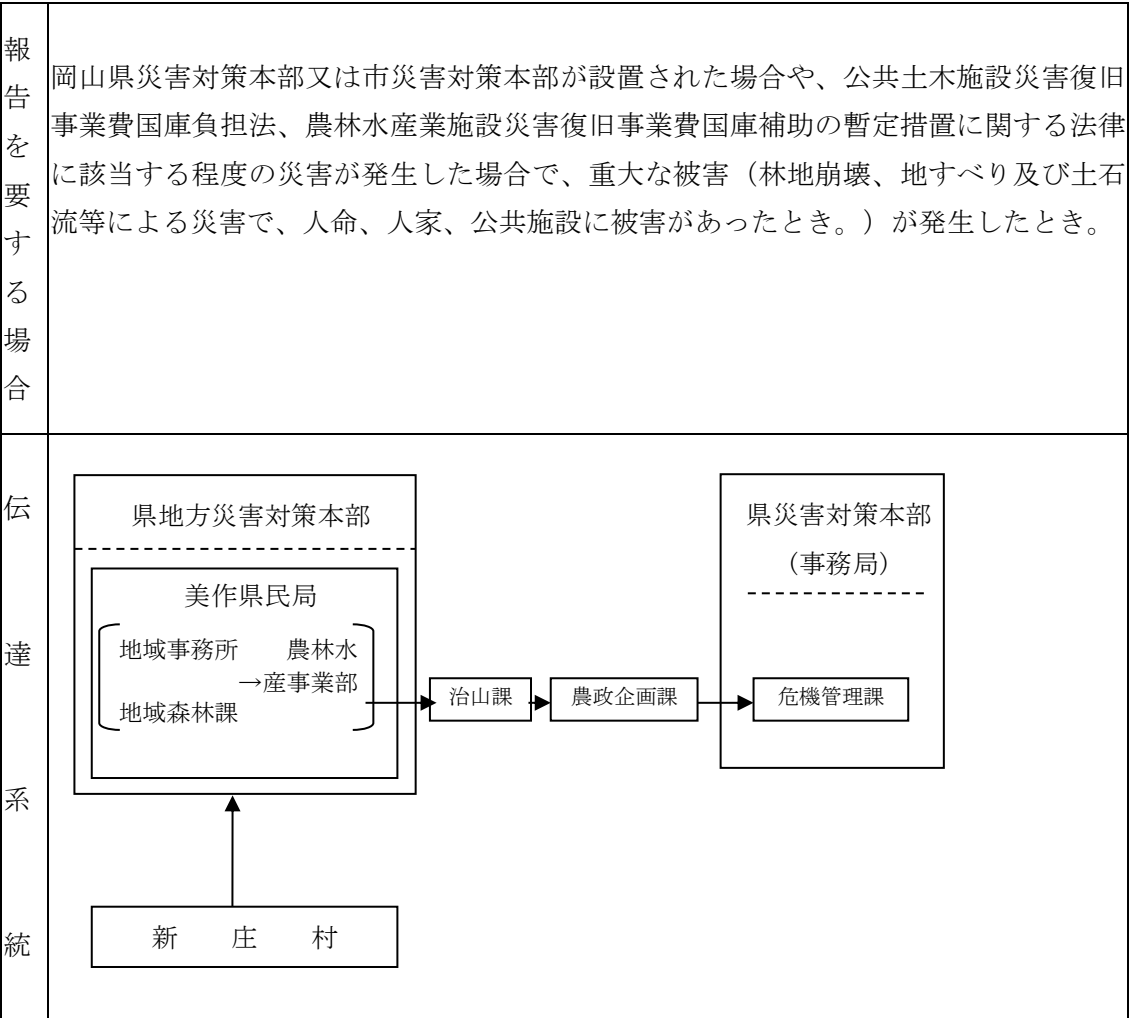
(4) 貯水池被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合や、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（えん堤本体の決壊による家屋被害又は余水吐若しくはゲートの損壊による家屋浸水）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	・ 県管理の貯水地について <pre> graph LR subgraph "岡山県地方災害対策本部" A[美作県民局 (農林水産事業部)] end A --> B[耕地課] B --> C[農政企画課] C --> D[危機管理課] subgraph "岡山県災害対策本部 (事務局)" D end E[・ 村管理の貯水池について] F[新庄村] </pre> ・ 村管理の貯水池について 新 庄 村

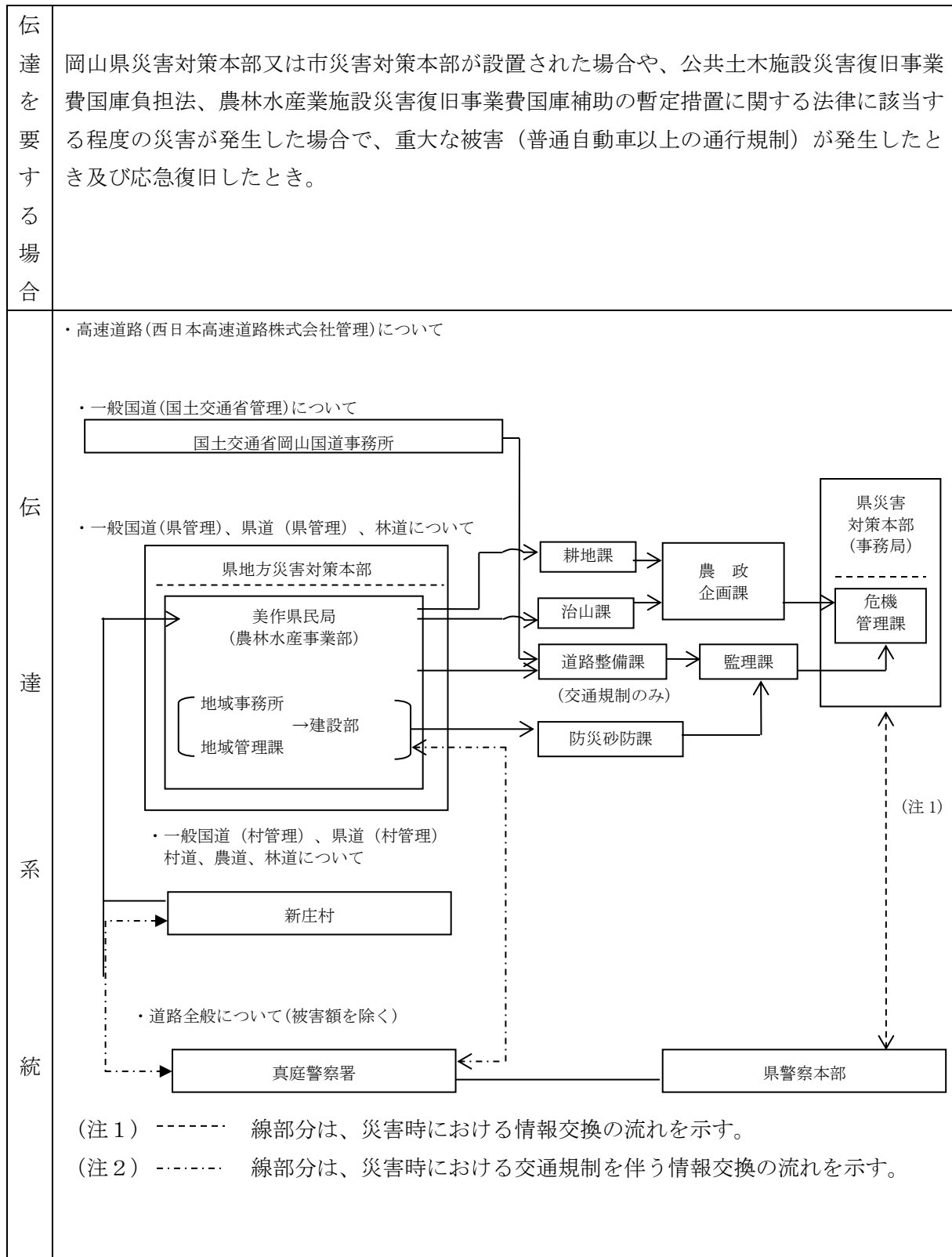
(5) 砂防被害

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当するとき。 ・岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（砂防堰堤の決壊による家屋被害、流路工の決壊による家屋浸水又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壊防止施設の決壊による家屋被害）が発生したとき及び応急復旧したとき。 ・急傾斜地の崩壊（がけ崩れを含む。）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害があったとき。
伝達系統	<pre> graph TD Village[新庄村] --> MO[美作県民局] subgraph PrefLocalHQ [県地方災害対策本部] MO end subgraph MOBox [美作県民局] RS[地域事務所] --> CS[建設部] end CS --> SD[防災砂防課] SD --> SL[監理課] SL --> CM[危機管理課] subgraph PrefHQ [県災害対策本部(事務局)] CM end </pre>

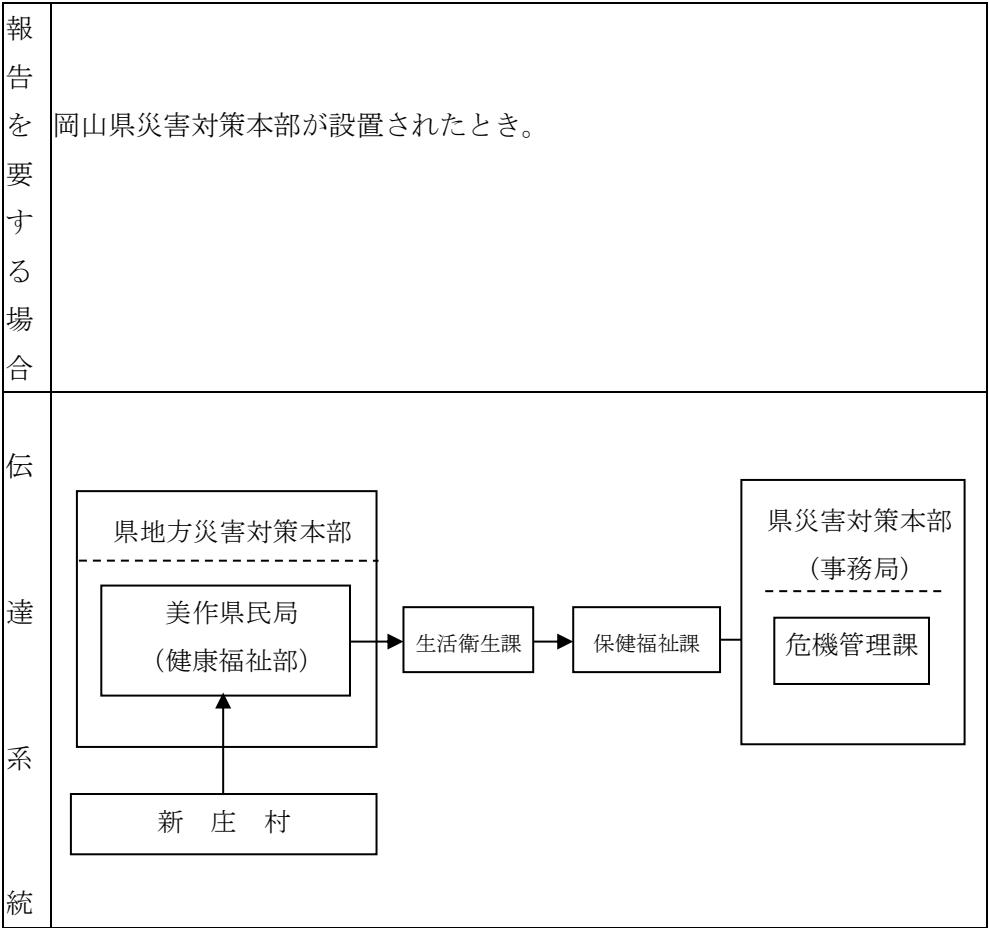
(6) 治山被害



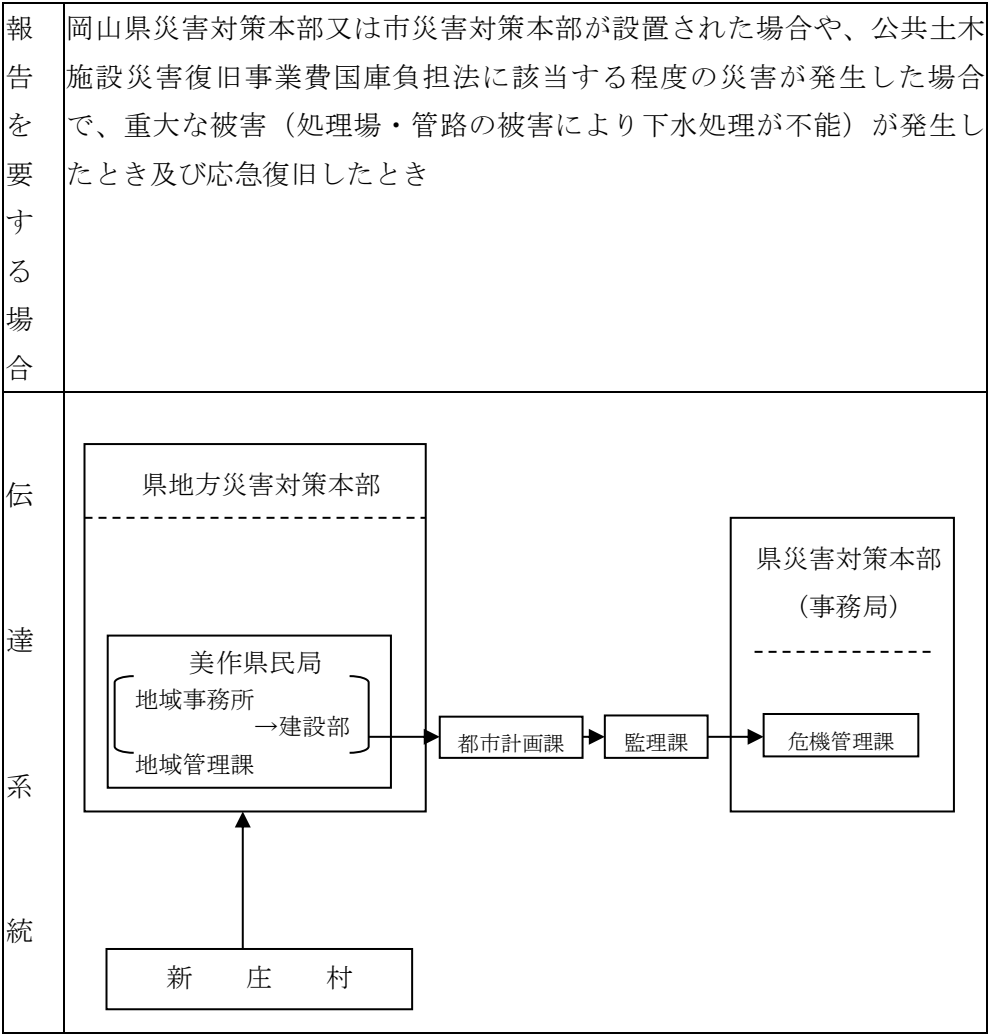
(7) 道路施設被害



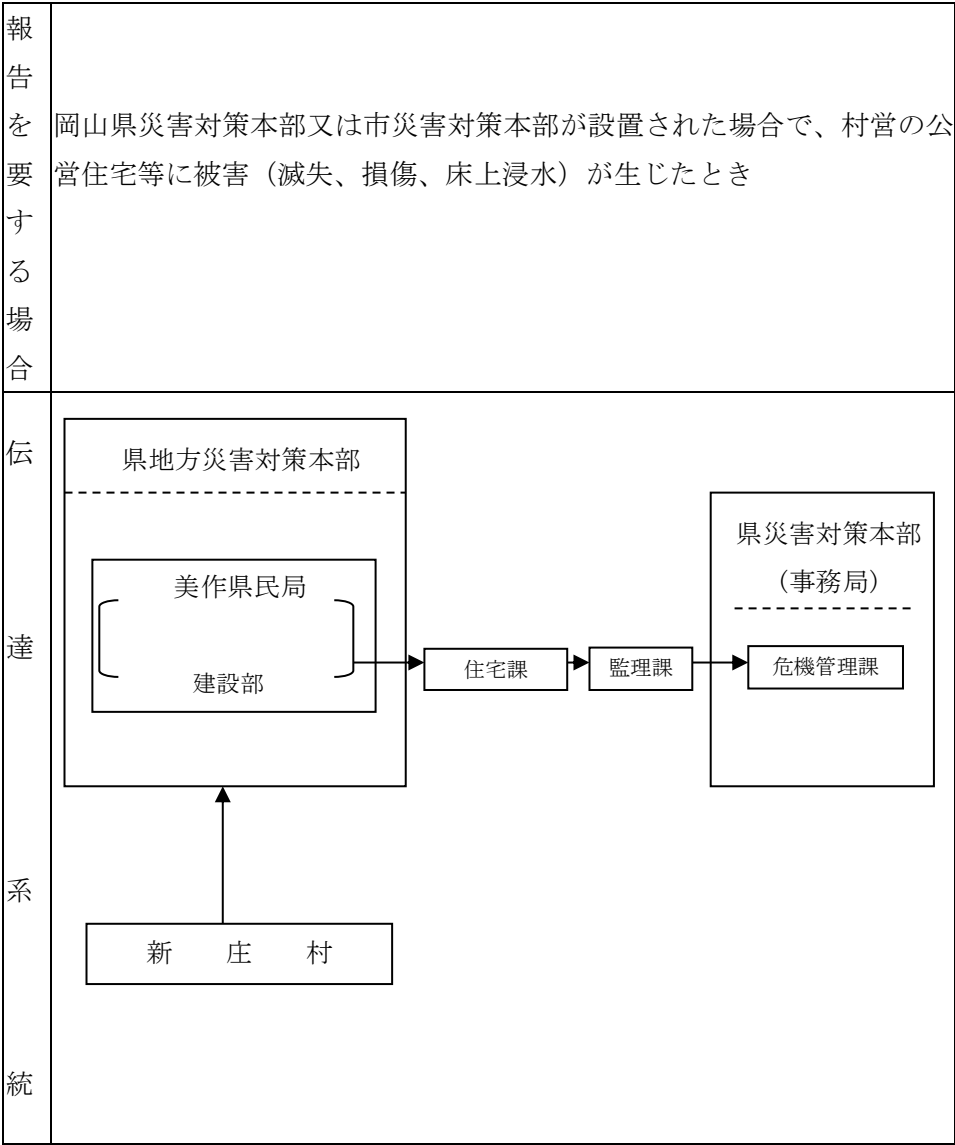
(8) 水道施設被害



(9) 下水道施設被害



(10) 公営住宅等被害



(11) 商工関係被害等

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当するとき。 ・岡山県災害対策本部が設置されたとき。 ・村災害対策本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	<pre>graph LR A[新庄村] --> B[県地方災害対策本部 美作県民局 (地域づくり推進課)] C[商工会議所 商工会] --> B B --> D[産業企画課] B -.-> E[観光課] E -.-> D D --> F[県災害対策本部 (事務局) 危機管理課] G[経営支援課] --> D G --> F</pre> (注) ----- 線部分は観光関係被害における情報伝達を示す。

様式1-1（災害発生時）

災害発生通報

災害発生通報

報告日時	平成 年 月 日	市町村名		電話番号	
	時 分	報告者名			

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時		年 月 日		時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	重傷者	人	住家	全壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
		不明者	人	軽傷者	人		半壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
							一部損壊	棟	世帯			
						非住家	公共建物全壊	棟	その他全壊		棟	
						公共建物半壊	棟	その他半壊		棟		
応急対策の状況	災害対策本部設置状況		設置	年 月 日 時 分								
			解散	年 月 日 時 分								
	○避難の勧告・指示の状況											
	種 別 : 自主・勧告・指示 勧告等の日時 : 年 月 日 時 分 対象地区等 : 対象人員 : 世帯 人 ○避難所の設置状況 開設避難所 : ○活動状況											
その他												

様式1-2

災害速報（即報・確定報告）

災害速報（速報・確定）

市町村名						区分			被害	
災害名 報告番号			災害名 第 報 年 月 日 時 現在				田	流出・埋没	ha	
								冠水	ha	
							畑	流出・埋没	ha	
								冠水	ha	
							文教施設		箇所	
							病院		箇所	
道路		箇所								
報告者名							橋りょう		箇所	
区分			被害				河川		箇所	
人的被害	死者		人				海岸		箇所	
	行方不明者		人				港湾		箇所	
	負傷者	重傷	人				漁港		箇所	
		軽傷	人			砂防		箇所		
住家被害	全壊		棟			下水道		箇所		
			世帯			都市公園等		箇所		
			人			清掃施設		箇所		
	半壊		棟			崖崩れ		箇所		
			世帯			鉄道不通		箇所		
			人			被害船舶		隻		
	一部損壊		棟			水道		戸		
			世帯			電話		回線		
			人			電気		戸		
	床上浸水		棟			ガス		戸		
			世帯			ブロック塀等		箇所		
			人			り災世帯数		世帯		
	床下浸水		棟			り災者数		人		
			世帯			火災発生	建物		件	
			人				危険物		件	
	非住家	公共建物		棟				その他		件
その他		棟								

この被害状況の情報は、災害の発生に際し、当該災害の状況及びこれらに対してとられた措置の概要について、市町村から県に対して報告されたもの。

区 分		被害	災害対策本部等の設置状況	都道府県	設置日時 日 時 分 解散日時 日 時 分
公立文教施設	千円			市町村	
農林水産業施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
その他の	農産被害	千円		災害救助報適用 市町村名	適用日時 日 時 分
	林業被害	千円			
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
	その他	千円			
被害総額		千円		119 番通報件数 件	
災害の概況					
応急対策の状況	消防機関の活動	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 1 項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること）			
	自衛隊の災害派遣		その他		

(注)記入要領 (被害判定基準)

被害区分		判 定 基 準
人の被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを母屋の付属建物とみなす。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然 2 世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を 1 世帯として扱う。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。）以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。
	畑の流・埋没、 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

被害区分		判 定 基 準	
そ の 他	道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
		損 壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
		冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋 り ょ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
	河 川 海 岸	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又 はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法（昭和 3 1 年法律第 1 0 1 号）第 2 条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又 は海水による浸食を防止するための施設とする。	
		破 堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越 水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れこむ状態のものとする。

そ の 他	そ の 他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	下 水 道	下水道法（昭和 33 年法律第 79 条）第 2 条第 2 号に規定する下水道施設とする。
	都 市 公 園 等	都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成 15 年政令第 162 号）第 2 条第 2 号に掲げる公園又は緑地とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖 く ず れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
	船 舶 被 害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において断水している戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において停電している戸数とする。
	ガ ス	ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 2 項に規定するガス小売り事業による供給されるガスが供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

被害区分		判定基準
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被 害 額	公立文教施設	公立の文教施設とする
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び都市公園等とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
（注）災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。		
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
そ の 他 の 被 害 額	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
市町村災害対策本部の設置状況		市町村災害対策本部の設置及び解散の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。出動人員は、消防職員、消防団員に分けて出動延人員を記入すること。

避難準備・高齢者等避難開始の発令及び避難の勧告・指示の状況	避難判断基準及び災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第60条の規定により、避難準備・高齢者等避難開始の発令及び避難の勧告・指示を行った場合、その概況を記入すること。 この場合、避難準備・高齢者等避難開始の発令及び避難の勧告・指示を行った日時、地区、避難している人員等を記入すること。
-------------------------------	--

様式2

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時刻	時	分	
発信機関		受信機関			
発信者名		受信者名			
内 容					
発生	日時	日 時 分			
	場所				
	原因				
人的被害の状況	被害程度	1 死亡 2 行方不明 3 重傷 4 軽傷			
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別)			
	住所				
	収容先				
	その他参考事項(応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)				
住家被害の状況	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

様式3

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限	日 時 分頃		受信時刻	時 分			
発信機関			発信機関				
発信者名			発信者名				
内 容							
避難状況	避難先	地区名	避難の勧告、指示の種類及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外 の別	今後の見通し
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋 内 屋 外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋 内 屋 外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋 内 屋 外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋 内 屋 外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋 内 屋 外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋 内 屋 外	
救護所開設状況	救 護 所 名		設 置 場 所	収 容 人 数		実施機関	
				重 傷	軽 傷		

様式4

公共施設被害

(第 報)

報 告 の 時 限		日 時 分現在	受 信 時 刻	
発 信 機 関			受 信 機 関	
発 信 者 名			受 信 者 名	
内 容				
被害区分		ア 河川 イ 海岸 ウ 貯水池・ため池等 エ 砂防		
		オ 治山 カ 港湾・漁港 キ 道路 ク 鉄軌道		
		ケ 電信電話 コ 電力 サ ガス シ 水道		
		ス 下水道 セ 都市公園等 ソ 公営住宅等		
		タ その他()		
発 生	日 時	日 時 分		
	場 所			
	原 因			
状 況	被 害 区 域 区 間			
	管 理 者	(電話)		
	被 害 程 度 (概 要)			
	応 急 対 策 の 状 況			
	復 旧 見 込			
	そ の 他 参 考 事 項			

様式5

商工関係被害

(第 報)

報告の时限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

(市町村名：)

(単位：千円)

区 分	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注)1 中小企業の定義(中小企業基本法)

- ① 工業・鉱業等については、従業員 300 人以下又は資本金 3 億円以下の事業所
- ② 卸売業については、従業員 100 人以下又は資本金 1 億円以下の事業所
- ③ 小売業については、従業員 50 人以下又は、資本金 5 千万円以下の事業所
- ④ サービス業については、従業員 100 人以下又は、資本金 5 千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業(飲食業を含む)を、工業関係には製造業を、その他には、建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

3 被害者数は事業所数で記入すること。

4 観光関係被害は経常しないこと(様式6に計上すること。)

様式6

観光関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被害数	被害額	備 考
県 営 施 設 関 係		千円	
市町村営施設関係			
団 体 営 施 設 関 係			
会社個人営施設関係			
合 計			

(注)備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

様式7

第1号様式(火災)

消防庁受信者名

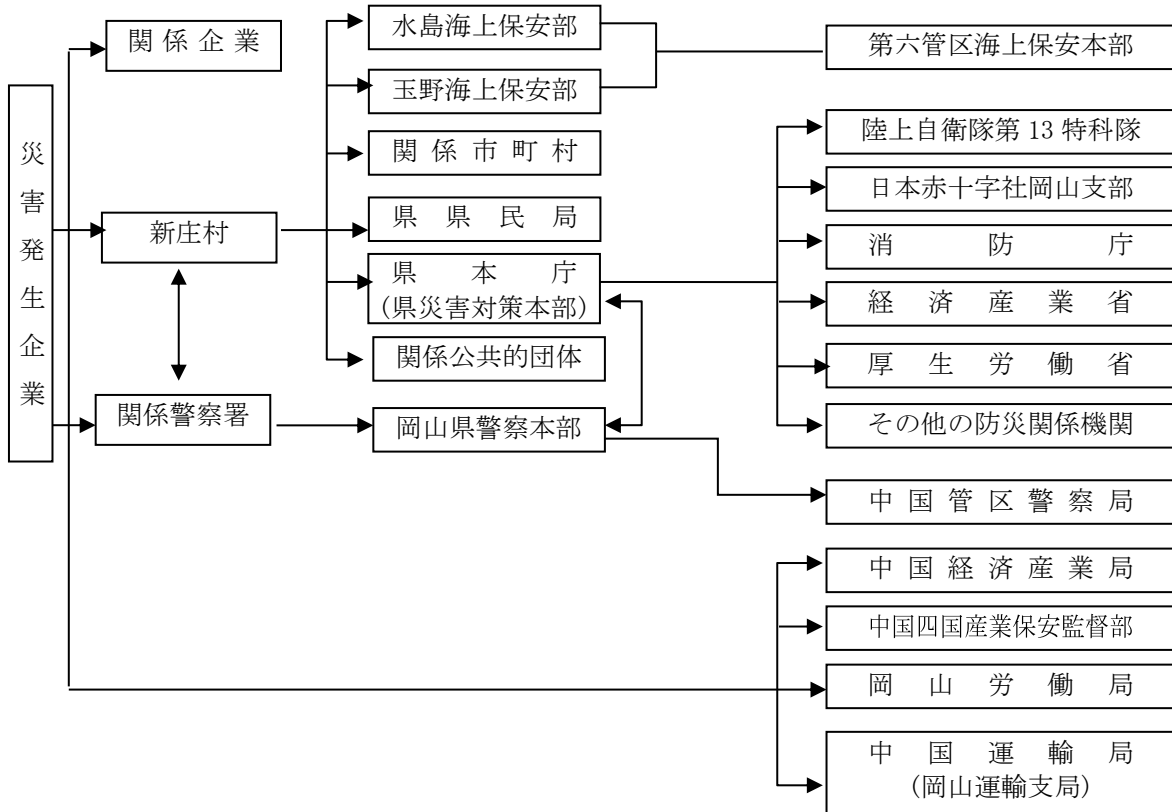
報告日時	平成 年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部)	
報告者	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他																		
出火場所																			
発生日時 (覚知日時)	<table border="1"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>(鎮圧日時)</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> <td>鎮火日時</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </table>	月 日 時 分	(鎮圧日時)	月 日 時 分	(月 日 時 分)	鎮火日時	月 日 時 分												
月 日 時 分	(鎮圧日時)	月 日 時 分																	
(月 日 時 分)	鎮火日時	月 日 時 分																	
火元の業 態・用途	事業署名 (代表者名)																		
出火箇所	出火原因																		
死傷者	<table border="1"> <tr> <td>死者(性別・年齢)</td> <td>人</td> <td rowspan="4">死者の 生じた理由</td> </tr> <tr> <td>負傷者 重症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>軽傷</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者(性別・年齢)	人	死者の 生じた理由	負傷者 重症	人	中等症	人	軽傷	人									
死者(性別・年齢)	人	死者の 生じた理由																	
負傷者 重症	人																		
中等症	人																		
軽傷	人																		
建物の概要	<table border="1"> <tr> <td>構造</td> <td>建築面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>階層 / 階建</td> <td>延べ面積</td> <td>m²</td> </tr> </table>	構造	建築面積	m ²	階層 / 階建	延べ面積	m ²												
構造	建築面積	m ²																	
階層 / 階建	延べ面積	m ²																	
焼損程度	<table border="1"> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>全焼</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>半焼</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>ぼや</td> <td>棟</td> </tr> </table> </td> <td>計 棟</td> <td>焼損面積</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>建物焼損床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>建物焼損表面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>林野焼損面積</td> <td>a</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td>全焼</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>半焼</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>ぼや</td> <td>棟</td> </tr> </table>	全焼	棟	半焼	棟	部分焼	棟	ぼや	棟	計 棟	焼損面積	<table border="1"> <tr> <td>建物焼損床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>建物焼損表面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>林野焼損面積</td> <td>a</td> </tr> </table>	建物焼損床面積	m ²	建物焼損表面積	m ²	林野焼損面積	a
<table border="1"> <tr> <td>全焼</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>半焼</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>ぼや</td> <td>棟</td> </tr> </table>	全焼	棟	半焼	棟	部分焼	棟	ぼや	棟	計 棟	焼損面積	<table border="1"> <tr> <td>建物焼損床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>建物焼損表面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>林野焼損面積</td> <td>a</td> </tr> </table>	建物焼損床面積	m ²	建物焼損表面積	m ²	林野焼損面積	a		
全焼	棟																		
半焼	棟																		
部分焼	棟																		
ぼや	棟																		
建物焼損床面積	m ²																		
建物焼損表面積	m ²																		
林野焼損面積	a																		
り災世帯数	気象状況	℃ m/s %																	
消防活動 状況	<table border="1"> <tr> <td>消防本部(署)</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>人</td> </tr> </table>	消防本部(署)	台	人	消防団	台	人	その他		人									
消防本部(署)	台	人																	
消防団	台	人																	
その他		人																	
救急・救助 活動状況																			
災害対策 本部																			
その他参考事項																			

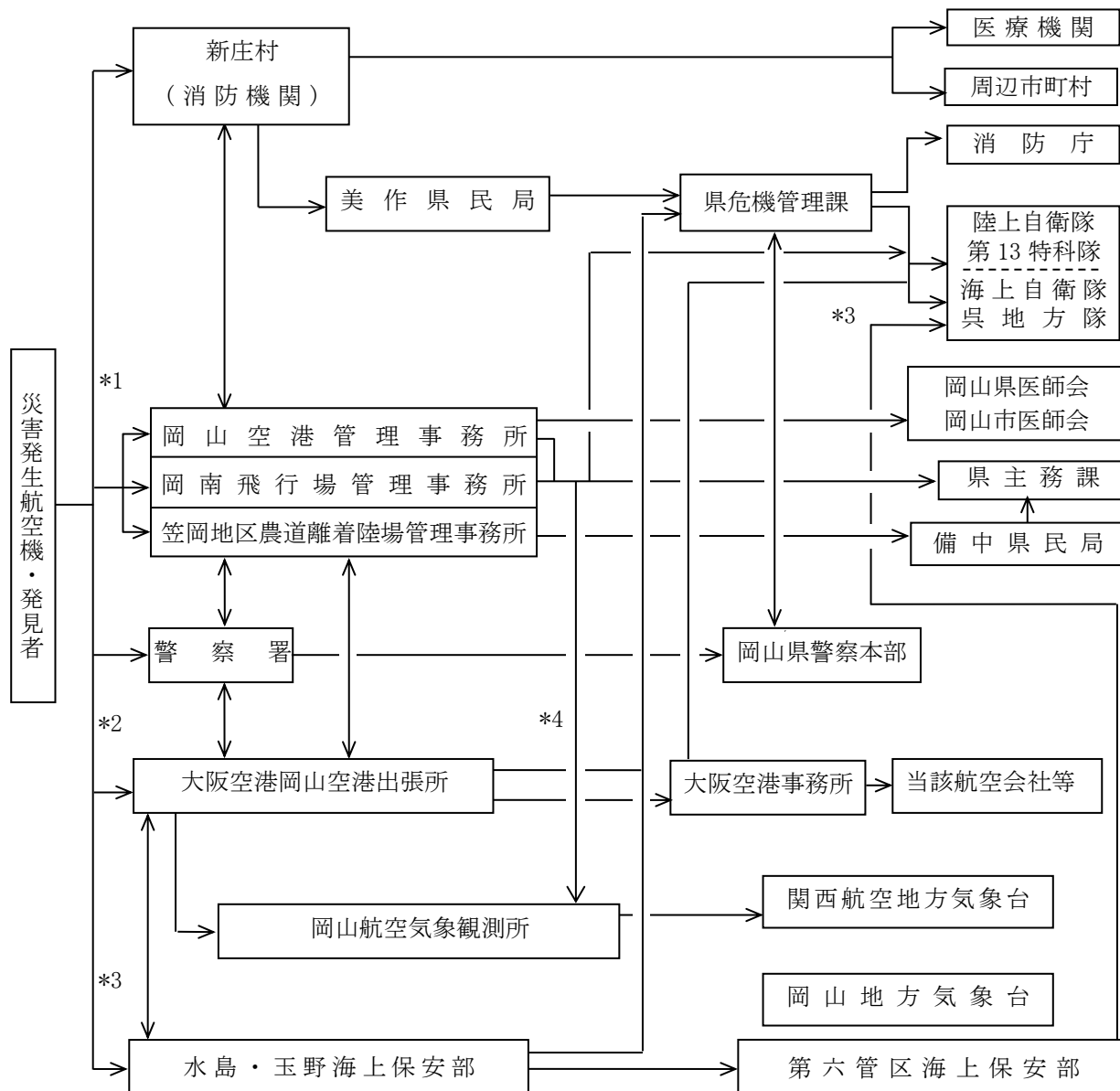
(注)第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(12) 事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統

ア 陸上の災害



イ 航空機災害の場合



*1 各空港又はその周辺で発生した場合

*2 岡山空港又はその周辺（半径 9km 以内）で発生した場合

*3 海上で発生した場合

*4 岡山空港以外で発生した場合

6 その他の情報の伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

第3章 災害広報及び報道

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるので、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民等が必要とする情報の提供について定める。

実施機関	広報班・村民班
------	---------

第1 実施体制

災害の総合的な広報は、総務企画部（災害対策本部設置時は広報班）が担当する。

総務企画部（広報班）以外の各部（班）は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し、総務企画部（広報班）に提出する。

広報班はとりまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

第2 災害広報

広報班は、対策活動、被害状況等重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速的確な報道について協力を得る。

広報班は、村民に周知徹底を図るため、有線放送、CATV、防災行政無線、広報車等を活用し迅速的確な広報を行う。

なお、その際、障害のある人、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

また、避難勧告等の発令に関する情報については、岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約に基づき、放送事業者と連携を図り、村民への周知を行う。

- 1 災害の発生状況
- 2 安否情報
- 3 地域住民のとりべき措置
- 4 避難勧告等の発令
- 5 災害応急対策の状況
- 6 道路情報
- 7 食料、生活必需物資等の供給状況
- 8 ライフラインの復旧状況
- 9 医療機関等の情報
- 10 二次災害に関する情報
- 11 被災者生活支援に関する情報
- 12 その他必要事項

第3 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

- 1 災害関連番組
- 2 災害関係の情報
- 3 安否情報

- 4 災害対策のための解説
- 5 関係機関の告知事項
- 6 道路情報
- 7 被災地で不足している物資等の情報

第4 インターネットホームページ

村は、交通情報、ボランティア情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、岡山情報ハイウェイを活用し、村インターネットホームページによる情報を提供するように努める。

第5 情報提供媒体に関する配慮

村は、被災者の置かれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者に対しては、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるように努める。

第6 問い合わせ窓口の設置

村は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの安否確認などの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。

窓口の設置は、村民班が対応する。

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するように努める。

第7 災害用伝言ダイヤル等の提供

西日本電信電話株式会社は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻ふく輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災そう害用伝言ダイヤル(171)・災害用ブロードバンド伝言板(W e b 171)」の提供を行う。

第8 外国人向けの情報提供

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

第9 応援協力

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

第4章 り災者の救助保護

第1節 災害救助法の適用

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることとする。

災害発生時における迅速・的確な法の運用を図るための手続について定める。

実施機関	避難所運営班
------	--------

第1 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県知事が行い（法定受託事務）、村長がこれを補助する。

なお、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行うこととする。

県及び村が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、村は一時繰替支弁する必要があることがある。

第2 救助の種類

- 1 避難所の設置
- 2 応急仮設住宅の供与
- 3 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 5 医療及び助産
- 6 被災者の救助
- 7 被災住宅の応急修理
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 遺体の搜索
- 11 遺体の処理
- 12 住居又はその周辺の土砂等の障害物の除去

第3 適用基準

村は、次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。該当する場合または該当すると見込まれる場合は、後述の「第4 適用手続」の手続きをとる。

- 1 村の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町村の人口		住家が滅失した世帯数
	5,000人未満	30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

- 2 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市町村内の住家滅失世帯数が1に定める数の2分の1以上であるとき。
- 3 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数が多数であるとき。
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令に定める基準に該当するとき。

本村の人口は866人（平成27年国勢調査確定値）であることから、次のような場合が該当する。

- (1) 住家の滅失した世帯数が30世帯以上である場合。
- (2) 県下の滅失世帯数が1,500世帯以上であって、村内の滅失世帯数が15世帯以上である場合。

(注) 半壊等の換算については、災害救助法施行令第1条第2項等参照

第4 適用手続

村長は、災害が発生した場合は、迅速かつ正確に村内の被災状況を確認し、被災状況が第3の1（住家が滅失した世帯数30以上）、4、5のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき、又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、村長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日毎に救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供するものとする。

第5 村の措置

村長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が「第3 適用基準」のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜、報告をする。

第2節 避難及び避難所の設置

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である村長を中心として相互に連携をとり地域住民に対し、避難のための立退きを勧告・指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。

特に、避難情報の発令により、高齢者や障害のある人等避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

実施機関	総務班・避難所運営班・保健医療班・調達班・商工班・交通輸送班・消防団・警察官・自衛官・水防管理者・知事または知事の命を受けた職員
------	--

第1 避難の勧告等及び報告・通知

1 村長（災害対策基本法第60条第1項）

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき地域の住民に対して避難準備・高齢者等避難開始の発令を行う。また、避難勧告等の判断の明確化を目的として情報・伝達マニュアルの整備に努める。

(2) 避難勧告・避難指示（緊急）

災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、また特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難勧告・避難指示（緊急）の発令を行う。

【資料】避難勧告等判断基準マニュアル

(3) 必要な措置

消防団等応急作業に従事している者は、災害が発生し、または発生のおそれがあるため、住民の身边に危険がおよぶと判断されるときは、直ちにその必要があると認められる区域ごとに避難のための立退きの勧告または指示について、必要な措置を行う。

(4) 避難勧告等の内容の報告

前号による避難のための立退きの勧告または指示を行ったときは、直ちに各部（班）長を通して、本部長に対し、避難を必要とした理由、避難所、人員、その他必要な事項を報告する。

(5) 県への報告

村長は、避難勧告等の発令を行った場合は、美作県民局を通じ知事へ報告する。

(6) 災害対策基本法による避難の指示

各危険区域の情報連絡員、伝達方法、避難場所及び避難方法等については、表（避難場所及び誘導員等）のとおりである。

■災害対策基本法による避難の指示

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
村長	災害が発生し、または発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。	立退き、立退き先を指示し、勧告する。	災害対策基本法第60条第1項
知事	同上の場合 災害の発生により村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同上	災害対策基本法第60条第5項
警察官	同上の場合 村長が指示できないときまたは村長が要求したとき。	立退き、立退き先を指示する。	災害対策基本法第61条
村長	災害が発生し、または発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定した場合。	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止または当該区域からの退去を命じる。	災害対策基本法第63条第1項
警察官	同上の場合 村長または委任を受けた村の吏員が現場にいないときまたは村長が要求したとき。	同上	災害対策基本法第63条第2項
自衛官	同上の場合 村長その他村長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同上	災害対策基本法第63条第3項

■その他の法令による避難の指示

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命令	消防法 第28条第1項
警察官	同上的場合 消防吏員等が現場にいないとき、または消防吏員等の要求があったとき	同上	消防法 第28条第2項
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。	同上	水防法 第14条第1項
警察官	同上的場合 水防団長等が現場にいないとき、または水防団長等の要求があったとき。	同上	水防法 第14条第2項
知事、その命を受けた 県職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫した場合。	必要と認める区域の居住者に立退きを指示することができる。	水防法 第22条
知事、その命を受けた 県職員	地すべりの危険が切迫した場合。	必要と認める区域内の居住者に立退きを指示することができる。	地すべり等防止法 第25条
警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合。	関係者に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法 第4条
自衛官	災害派遣を命じられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合。	同上	自衛隊法 第94条

2 知事（災害対策基本法第60条第5項）

(1) 勧告・指示

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、災害の発生により村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、村長が災害対策基本法第60条の規定により実施すべき措置の全部または一部を村長に代わって実施する。

(2) 公示

村長の事務の代行を開始し、または終了したときは、その旨を公示する。

3 水防管理者（水防法第22条）

洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退くことを指示する。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する真庭警察署長にその旨を通知しなければならない。

4 知事または知事の命を受けた職員（水防法第22条、地すべり等防止法第25条）

洪水の氾濫、または地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退くことを指示する。

この場合においては、知事又はその命じた職員は、直ちに、当該区域を管轄する真庭警察署長にその旨を通知しなければならない。

5 警察官

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、または必要な措置を講じる。この場合、警察官は順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。

(2) 災害対策基本法第61条による措置

村長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、または村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きまたは屋内での待避等の安全確保措置を指示する。この場合、警察官はその措置を村長へ通知する。

6 自衛官（災害派遣時の権限）

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を講じる。この場合、自衛官は順序を経て防衛大臣の指定する者にこれを報告しなければならない。

第3 警戒区域の設定

1 村長（災害対策基本法第63条第1項）

村長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

2 警察官（災害対策基本法第63条第2項）

警察官は、村長若しくは村長の職権を行う村吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、災害対策基本法第63条第1項に規定する村長の職権を行うことができる。この場合、警察官は村長へ通知する。

3 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

自衛官は、村長（村の委任を受けてその職権を行う村吏員を含む）、警察官がその場にいない場合に限り、災害対策基本法第63条第1項に規定する村長の措置をとることができる。この場合、自衛官は村長に通知する。

4 知事（災害対策基本法第73条第1項）

知事は、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、村長が災害対策基本法第63条第1項の規定により実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

第4 避難勧告等の周知徹底

避難勧告等発令の責任者は、周知徹底の方法としておおむね次のような措置を講じる。避難理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、吹き流し、放送、広報車、伝達員等により伝達するとともに、岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約に基づき、放送事業者と連携を行い、周知徹底を図る。住民への伝達方法は次のとおりとする。

- 1 有線放送
- 2 防災行政無線
- 3 音声告知放送
- 4 CATV
- 5 あらかじめ定められた伝達系統を通し、口頭あるいはマイク等。
- 6 サイレン、警鐘による信号
- 7 広報車、放送設備を装備する車両
- 8 一般電話、携帯電話
- 9 放送事業者

第5 指定避難所の開設及び収容保護

風水害等発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、避難準備・高齢者等避難開始の発令等と併せて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。指定避難所の開設、収容

及び収容者の保護は、災害救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき村長が実施し、同法が適用されない災害または同法が適用されるまでの間は、独自の応急対策として村長が開設し、その旨を公示する。収容対象者は、次のとおりとする。

- 1 収容対象者は、災害によって現に被害を受けた者、または被害を受けるおそれのある者。
- 2 避難命令が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者。

【資料編】指定避難所

第6 避難誘導及び移送

1 避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては県警察及び村が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障害のある人、老人、幼児等の避難を優先して行う。

2 住民への避難誘導體制

村は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定避難所、避難経路等の住民の避難誘導等避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に設ける。

3 避難の受入れ及び情報提供

村は、避難誘導に当たっては、指定避難所及び避難路、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示（緊急）等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

住民に対して避難指示（緊急）等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

災害の状況に応じて避難指示（緊急）等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な待避行動をとれるように努める。

危険の切迫性に応じて避難指示（緊急）等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとに取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示（緊急）等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

住民への避難勧告等の伝達に当たっては、村防災行政無線を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

4 移送

(1) 移送の原則

避難の移送、輸送は、原則として避難者各自で実施するが、状況によっては真庭警察署及び村職員が行う。

(2) 自力立退きが不可能な場合

避難者が自力で立退きが不可能な場合、村長が必要と認めたとき、または避難者の要求があったときは、近隣住民の協力のもとに、車両等を確保し、移送、輸送を行う。

(3) 大規模な立退きの場合

災害が広域に及び大規模な立退きを要し、村で処理できない場合は、県知事に、避難者の移送、輸送を要請する。

(4) 避難路の設定

避難所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、避難路を2箇所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適當となった場合は別の避難所に移送する。

(5) 交通孤立地区等が生じた場合

交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター等による避難についても検討し、必要に応じて県に要請する。特に孤立する可能性が高い集落の離着陸場所の確保については事前に研究を行う。

避難誘導は次の要領に従い実施する。

■避難誘導要領

留意	留意事項
①避難誘導体制	・誘導責任者は消防署員若しくは総務企画部の職員とする。 ・誘導員は当該地域の消防団員、自主防災組織とする。 ・産業建設部職員を避難所及び危険区域に配置する。 ・村長は、開設する避難所を県警察に連絡し、危険区域の警戒及び避難勧告等の応援を要請する。
②優先して避難させるべき者	・高齢者、障害のある人、傷病者、子ども、乳幼児等の避難行動要支援者 ・先に災害が発生すると認められる地区内の居住者

③移送の方法	・ 自力で避難できない場合は、近隣住民所有の自家用車両及び協力を得て避難所、施設に移送する。 ・ 広域医療機関への移送については、高速道路を利用する。 ・ 大規模な移送を要し、村では対応できない場合は、近隣市町及び県に応援要請を行う。
④誘導時の留意事項	・ 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ・ 危険地点には、標示、縄張りを行う。 ・ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を利用し、安全を期する。 ・ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
⑤避難者への周知徹底事項	・ 戸締り、火気、通電の始末を完全にする。 ・ 携帯品は、必要最小限のものにする。（タオル、チリ紙、着替え、医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等） ・ 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

第7 収容の期間

災害救助法適用の救助による指定避難所の開設、収容保護の期間は原則として、災害発生の日から7日間以内とするが、それ以前に必要ななくなったものは、逐次退所させ、期間内に完了する。

ただし、開設期間内にり災者が住居または仮住居を見出すことができず、そのまま継続収容を必要とするときは、村長は、設定期間内に県本部に開設期間の延長を要請する。

第8 避難所開設状況等の報告

村は、指定避難所を開設したときは、速やかに美作県民局経由で県本部に報告するとともに、その後の状況を毎日救助日報により報告する。なお、報告は次の事項について、電話等により行う。

開設状況報告	避難所開設日時、場所、施設名及び収容状況等
収容状況報告	施設別、収容人員、開設期間の見込み等
閉鎖報告	施設別閉鎖日時

第9 指定避難所の安全管理

村は、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には、避難所運営班を配置する。なお、次の各種記録を備えつけ、整備する。

- ・ 避難所収容台帳
- ・ 避難所収容者名簿
- ・ 避難所用物品受払簿
- ・ 避難所設置及び収容状況

1 収容人員の把握

避難所運営班は、避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。

2 流言、飛語の流布防止

避難所運営班は、常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

3 再避難の検討

村は、避難所が万一危険となった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。

4 負傷者への対応

避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに保健医療班による適切な措置を講じる。

5 物資の配給等

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、調達班、商工班、交通輸送班による適切迅速な措置を講じる。

6 長期化への備え

村は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難の長期化に伴い、プライバシーの確保や避難者の中から代表者等を選任し、運営に関する規則の掲示等を避難者に周知し運営の長期化に備える。

第10 二次的避難所への移送

村は、災害による被災の状況が厳しく、避難生活の長期化が見込まれる場合は、デイサービスセンター等を二次的避難所として指定し、避難生活者のうち高齢者、障害のある人、妊婦、乳幼児を抱える者など要配慮者を避難所から移送することとする。

第11 応援要請

1 避難者の誘導及び移送の応援要請

村は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村または県へ避難者の誘導及び移送の実施またはこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

2 避難所の開設の要請

村は、自ら避難所の開設が困難な場合は、他市町村または県へ避難所の開設について応援を要請する。

3 応援要請の協力

村は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第3節 消火活動

火災を警戒、防御し、被害を軽減するため、組織施設の整備、水利の確保並びに危険区域対策等の消防活動は次による。

実施機関	総務班・消防本部・消防団
------	--------------

第1 動員計画

1 招集計画

勤務時間外、休日等における消防職員の非常連絡は次のとおりとする。

(1) 大災害発生の場合

大災害が発生した場合、通信施設の途絶が予想されるため、勤務時間外、休日等において、消防職員は自主的に参集することを原則とし、所属する署または所轄する災害現場へ参集する。

(2) 災害発生の場合

消防職員は、通信施設利用可能な場合、非常連絡を必要とする注意報警報等その他災害に関する緊急情報等を受理した場合等においては、所定の場所へ参集する。

2 応援部隊要請計画

火災現場における最高責任者は、火災の状況を明確に判断して、その旨を村長に告げ、村長は必要に応じ、消防相互応援協定に基づき応援要請をする。

応援消防隊の指揮は、その都度村長が特命する。応援消防隊の指揮者は、特命指揮者の指揮のもとに防御活動に従事する。

応援部隊の費用の負担等については、相互応援協定に基づき行う。

■応援要請の明示

- (1) 災害の状況
- (2) 応援車両の種類
- (3) 必要人員
- (4) 到着希望日時

第2 消防施設の整備

1 消防機械器具

消防本部は、現有の消防機械器具を更新等により確保し、整備充実を図る。

2 消防水利

消防水利は、常時使用可能な状態に保安全管理するとともに、水利不足の地域について、計画的に増設を図り、プール新設に際しては、消防用水利として有効に活用できるように措置を施し、また用水路改修の際は消防用ピットを設ける等、消防用水利施設の強化を図る。

第3 消防活動計画

1 火災警報

村長は、火災気象通報が発せられた場合または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは火災に関する警報を発する。

(1) 火災警報発令基準

火災警報は、気象状況が次のいずれかに該当するとき発令する。

ア 実効湿度が70%以下、最少湿度が40%以下で、最大風速が毎秒7m以上となる見込みのとき。

イ 平均風速が10m以上のとき。または10m以上になる見込みのとき。

ウ 実効湿度65%以下のとき。

(2) 火災警報の発令及び解除

火災警報の発令及び解除の伝達については、音声告知放送、FM告知システム、広報車等により村全域に周知徹底を図るものとする。

2 火の使用制限

村長は、前記の警報を発した場合、その解除までの間、別に定めるところにより、村民の火の使用を制限する。

3 異常気象時における消防対策

村は、強風注意報、異常乾燥注意報等の発令により、火災予防上危険があると認める場合、または火災が発生した場合、大火に発展しやすい異常気象時には、音声告知放送、FM告知システム、広報車等により一般住民の警戒心の喚起につとめ、警戒体制を強化するとともに、特別警戒体制を確立して万全を期する。

4 危険区域及び特殊建築物等の消防対策

村は、火災が発生した場合、人命損傷の危険が予想され、かつ大火を誘発させるおそれのある地域や大規模な木造建築物、中層の特殊建築物などに対しては、地域及び対象物ごとに消防活動計画の策定を指導し、火災防止、人命救助等の訓練を実施し、防御活動の万全を期する。

5 危険物防御対策

(1) 危険物火災

村は、次の措置を講じる。

ア 危険物、指定可燃物などの火災防御に対しては、種類、状況等を速やかに把握し、その性状に対応した防御活動により、早期に鎮圧を図る。

イ 消火方策の決定にあたっては、発災危険物の性状及び量的な面から検討を加え、先着隊の指揮者または後着隊の上級指揮者が決定する。

ウ 初期消火活動に必要な薬剤を備蓄するとともに、調達、輸送にあたっては、緊急車による誘導、その他隣接消防機関、または真庭警察署に協力を要請し、輸送の迅速化を図る。

(2) 爆発火災

爆発により火災が発生し、または爆発を伴う火災に対しては、人命救助など救助活動を主体とし、延焼防止、爆発被害の減少を図る。

爆発災害現場においては、防御活動の安全を確保するため、当該施設の保安監督者などと協議し、応急危険防止策を確立し、防御隊員の安全を確保する。

6 自衛消防隊

自衛消防隊の活動は、消防本部及び消防団と緊密な連携をとるとともに、火災の現場においては、消防長、消防署長または消防団長の所轄のもとに行動し、住民の生命、身体、財産の保護及び火災の防御、鎮圧に協力する。

7 緊急避難対策

危険物等の漏えい等の事故が発生した場合、又は火災の現場において、警戒区域の設定、退去の命令は、常に第1線で防災活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にある消防職団員が的確に行う。

退去命令の基準は次に示すとおりである。

- (1) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (2) 爆発のおそれがあるとき。
- (3) その他居住者の生命または身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

第4節 救助

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救出し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるため、その方法等について定める。

実施機関	保健医療班・真庭市消防本部・消防団・自主防災組織・県・真庭警察署
------	----------------------------------

第1 救助計画

1 救助活動

村は、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分できるよう調整を行うとともに、必要に応じて、県又は他市町村への応援要請を行う。

また、被災を免れた場合は、県、被災市町村からの応援要請に基づき、又は自らの判断により救助活動を行う。

村及び災害現場で活動する消防団、真庭市消防本部（美新分署）、県警察、自衛隊の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携し、活動するとともに、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救助活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防機関、他都道府県警察本部等に応援を要請する。

(1) 負傷者の応急手当

村及び消防団は、真庭市消防本部（美新分署）及び自衛隊と連携し、救助した傷病者に対して、専門的に修得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、救護班または医療機関へ搬送する。

村又は医療機関の医療救護班は、日本赤十字社岡山県支部と連携し、迅速かつ的確な医療救護を行うとともに、緊急の治療を要する者について、後方医療機関への転送や消防機関等に対する搬送の要請を行う。

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救出・救急活動を行うとともに、救出、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

また、あらかじめ講習または訓練等に積極的に参加し、止血、人工呼吸、心臓マッサージ等の簡易な手当についての技能を習得した上で、救護等に協力する。

(2) 行方不明者の搜索

村及び消防団は、警察、消防機関、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者の搜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な搜索活動が行われるよう総合調整を図る。

住民、事業所等は、救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、搜索活動に協力するものとする。

(3) 救助方法

救助に当たっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効率的な救助活動を行うこととする。

また、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救助活動に努めることとする。

(4) 救助用資機材の確保

村は、救助用資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、調達することとする。

また、真庭市消防本部、真庭警察署等防災機関における救助用資機材については、原則として各救助関係機関で調達することとするが、真庭消防署は、必要に応じて、資機材の貸出しなど協力する。

(5) 家庭動物等動物の保護

村は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める。

(6) 惨事ストレス対策

村は、職員等の救助従事者に対して、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の発症を未然に防ぐため、救助従事者の疲労度や体調に配慮し、十分な休息を取らせる等、惨事ストレス対策に努める。

第2 応援協力関係

1 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救出・救急活動を行うとともに、救出、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

2 要員及び資機材の応援要請

村は、救助活動の実施が困難な場合、他市町村または県へ救助活動の実施またはこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。また、必要に応じ、知事は緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援を要請する。

3 災害発生事業所等

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救助活動を実施し、消防機関等救出を実施する機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

4 応援要請の協力

村は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第3 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第5節 食料の供給

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じまたは支障を生じるおそれのある場合は、一時的に被災者の食生活を補完するため、食料の応急供給及び炊出し等を実施する必要があるので、その方法について定める。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、食物アレルギー対策にも十分配慮する。

実施機関	調達班・自主防災組織・日赤奉仕団・中国四国農政局・県
------	----------------------------

第1 実施内容

1 米穀の確保

村は、炊き出し給食を行うなど米穀等の確保の必要があるときは、次により確保する。

(1) 米穀

事前に登録小売業者と協議し、登録小売業者の流通在庫から確保する。

登録小売業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

(2) 乾パン

引き渡し場所として指定避難所を指定し、県に対し、確保を要請する。

(3) その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

2 米穀の確保が困難な場合

村は、上記による方法で米穀の確保が困難な場合かつ直接知事の指示を受けることができないときには、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引き渡しに関する協定」に基づき、中国四国農政局長に緊急引き渡しの要請を行い、政府米を確保することができる。

第2 炊出しその他による食料の給与

1 村は、炊き出し給食を行うなど食料の確保の必要があるときは、次により確保する。

また、必要な食料の確保が困難な場合は、県に支援を要請する。

(1) 米穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。

米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に申請して売却決定通知を受け実施する。

(2) その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

2 村は1による方法で米穀を確保することが困難な場合で、直接知事の指示を受けることができないときには、農林水産省本省に緊急売却の要請を行い、政府米を確保することができる。

- 3 村は応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行うこととし、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給する。
- 4 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

第3 応援協力関係

村は、自ら炊出しその他による食料の給与の実施が困難な場合、他市町村または県へ炊出しその他による食料の給与の実施またはこれに要する要員及び食料につき応援を要請する。

村は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第4 その他

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食料の供給の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第6節 飲料水の供給

災害によって水道施設に支障が生じ飲料水の供給が断たれたとき、被災者の生活を維持する観点から、必要最小限度の飲料水を確保し、供給する方法について定める。なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

実施機関	水道班・避難所運営班・日本水道協会岡山県支部・県・自衛隊
------	------------------------------

第1 実施内容

1 水源が被災した場合

水道班は、水源が被災した場合は、最寄りの被害を受けていない浄水場から飲料水を供給できる体制の確保に努める。困難な場合は自衛隊その他関係機関に要請するとともに、比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ水器によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

また、広報班と連携し給水車による応急給水を実施する。

2 困難な地域への給水

村等は、あらかじめ定めるマニュアルに従い、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水（運搬給水）を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

この場合において、給水に当たって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

なお、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱等に基づき近隣市町村等に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達斡旋を要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。

3 避難所における飲料水の供給

避難所運営班は、飲料水として、発災後1人1日3リットルの確保を目標にペットボトルなどにより応急給水を実施する。

第7節 被服・寝具・その他生活必需品の給与または貸与

風水害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失または毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与または貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定める。なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

実施機関	商工班・社会福祉協議会・日本赤十字社岡山県支部・県
------	---------------------------

第1 実施内容

村は、被害状況及び世帯構成人員に応じて、村の備蓄品の放出、生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達、県への応援要請を通じ一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与または貸与する。

第2 日本赤十字社岡山県支部

日本赤十字社岡山県支部は、被災者に対し毛布、日用品セット、バスタオル等を支給する。

第3 住民の備蓄

住民等は、各自の備蓄品、非常持出品または調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品または調達により対応できない場合には、村に給（貸）与を申請する。なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努めるものとする。

第4 応援協力関係

村は、自ら生活必需品等の給与または貸与の実施が困難な場合、他市町村または県へ生活必需品等の給与若しくは貸与の実施またはこれに要する要員及び生活必需品等について応援を要請する。

村は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第8節 医療・助産

災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療または助産の途を失った場合、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるので、その方法について定める。

また、県医師会において、災害医療チーム体制の構築、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事する災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の派遣体制の整備を行う。

実施機関	保健医療班・新庄村内科診療所・消防本部・県
------	-----------------------

第1 医療

1 医療救護班の編成

村長は、村内の病院及び村内診療所を救護所として指定し、医療救護班を編成して医療にあたるものとするが、そのいとまのない場合は最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置を講じる。

2 救護班の派遣要請

村は、医療救護班が不足する場合は、県地域災害医療本部に対して救護班の派遣を要請する。

また、村及び消防団は、真庭市消防本部（美新分署）と連携し、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害医療本部に対してDMATの出動を要請する。

3 重傷患者の移送

重傷患者等で設備、資材等の不足のため医療救護班では医療を実施できない場合には、災害拠点病院へ移送して治療する。

4 医薬品等の搬送

保健医療班は、医薬品、医療用血液を確保し、必要に応じ搬送する。

5 遺体の検案

保健医療班は、災害直後の混乱した時期にあつて、法医学関係者、県警察協力医会、県警察歯科医会などによる死体検案の体制が整うまでの間は、遺体検案に協力する。

第2 人工透析・難病患者等への対応

村は、県と連携し、「おかやま医療情報ネット（災害・救急医療情報システム）」の活用等により、患者団体への確かな医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

第3 助産

村は、県と連携し、「おかやま医療情報ネット（災害・救急医療情報システム）」の活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

第4 応援協力関係

医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力をもとめる。

村は、村内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合、他市町村または県へ医療、助産の実施ならびにこれに要する人員及び資機材につき応援を要請する。

村は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第5 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第9節 遺体の搜索・検視・処理・埋葬

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情からすでに死亡していると推定される者を早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、搜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋火葬を行う必要があることから、その方法について定める。

実施機関	村民班・環境衛生班・真庭警察署・真庭美新火葬場・県
------	---------------------------

第1 遺体の搜索

村は、真庭警察署、防災関係機関の協力を得て、遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

第2 検視・遺体安置場所の確保

村は、避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

第3 遺体の検視、処理

1 遺体の検視

真庭警察署は、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。

また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県及び市町村、指定公共機関等と密接に連携する。

村は、真庭警察署、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。

2 遺体の洗浄、縫合、消毒

村は、遺体の検視及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。

(1) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(2) 遺体の身元確認のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋火葬等ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、埋火葬等の処置をするまで一時保存する。

第4 遺体の埋火葬

村は、自ら遺体を埋葬または火葬に付し、または棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋葬にあたっては、次の点に留意すること。

1 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、埋葬にあたっては土葬とする。

2 被災地域以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

第5 応援の要請

村は、自ら死体の搜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、他市町村または県へ死体の搜索、処理、埋葬の実施またはこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

村は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第10節 防疫・保健衛生

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすいので、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動の実施、その方法について定める。

実施機関	保健医療班・環境衛生班・新庄村内科診療所
------	----------------------

第1 防疫

1 検査調査及び健康診断

県は保健医療班の協力を得て、被災者の感染症の調査、健康診断、衛生指導にあたる。

2 消毒等

村は、防疫班（環境衛生班）を編成するとともに、被災の直後に自治会や自主防災組織等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

3 仮設トイレの設置

村は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設トイレを早期に設置する。

4 ねずみ、昆虫等の駆除

村は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

5 避難所の防疫

村は、避難者の健康状況の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

6 臨時予防接種

村は、県から予防接種による予防措置を講じるよう命令があった場合は、臨時予防接種を実施する。

7 動物の管理

被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。

8 その他の防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定により実施する。

第2 要配慮者への配慮

要配慮者の心身の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、社会福祉協議会、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第3 巡回健康相談等

村は、保健師等が加わる保健医療班による巡回健康相談等を実施する。

第4 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、保健医療班の訪問や保健所等との連携による精神保健相談等により心のケアを実施する。

第5 応援協力の要請

1 臨時予防接種

県が実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

2 応援の要請

村は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、他町村または県へ防疫活動の実施またはこれに要する要員及び資機材について、応援を要請する。

3 他市町村への応援協力

村は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第11節 廃棄物処理等

被災地から排出されたごみ及びし尿を迅速かつ適正に収集、運搬、処理して生活環境の保全を図ることについて定める。

実施機関	環境衛生班
------	-------

第1 災害廃棄物等応急処理計画

1 体制の整備等

(1) 情報の収集、連絡

災害時には、被害の状況を直ちに把握することが、災害廃棄物の迅速で円滑な処理を行う上で重要である。

村は、災害廃棄物等の発生量、収集運搬体制、仮設トイレの必要数等に係る情報を収集し、必要なものについて、県へ報告を行う。

(2) 体制の整備

村は、あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被災後直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体などと平常時に災害支援協定を締結している場合は、協定に基づき協力・支援要請を行う。

本村が被災していない場合は、支援ニーズを把握した上で支援体制構築に協力する。

事業者は、村の協力・支援要請に基づき、村の処理体制に協力する。

2 災害廃棄物処理実行計画の作成

村は、県の支援を受け、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量や処理可能量を把握し、具体的な処理方法等処理の全体像を示した災害廃棄物処理実行計画を作成する。

3 一般廃棄物の処理等

(1) 仮設トイレ等し尿処理

村は、被災者の生活に支障が生じないように、必要な場合、真庭環境衛生管理株式会社との応援協定に基づき、応援を要請し、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置を早期に完了する。特に災害発生の初期段階では断水や下水道、浄化槽の機能停止に伴い仮設トイレが不足するおそれがあり、その調達を迅速かつ円滑にできる体制を整備する必要がある。

また、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送等が困難な場合は、県に支援を要請する。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、脱臭剤等を確保する。また、仮設トイレの設置後は計画的に管理を行い、し尿の収集運搬、処理をする。

また、災害発生から3日程度の期間に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び事業所等において賄う。

(2) 避難所ごみ等

村は、速やかに臨時のゴミステーション及び収集日時を定め、また、避難所ごみの一時的な

保管場所を定めて、住民及び避難者に周知するとともに、臨時のゴミステーションや避難所ごみの保管場所に集められたごみをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処理場へ搬入し、処理を行う。

4 災害廃棄物の処理

村は、災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。

また、処理予定施設での災害廃棄物の処理が困難と判断した場合は、近隣市町村及び県に広域支援を要請する。

(1) 損壊家屋の解体・撤去

村は、必要な場合、真庭地区土木組合との応援協定に基づき、応援を要請し、通行上支障がある倒壊家屋等を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。平常時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

(2) 収集運搬

村は、道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえて収集運搬体制を整備する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について住民に周知する。

(3) 仮置場

村は、被害状況を反映した発生推計量をもとに必要面積の見直しを行う。

仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、崖崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

設置に当たっては、効率的な受入れ、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。

また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壤汚染状況を把握する。

(4) 仮設焼却炉等

村は、仮設焼却炉・仮設破碎・選別機の必要性及び必要基数を検討し、必要と判断した場合は、仮設焼却炉の設置場所を決定する。

設置後は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、仮設焼却炉等の運営・管理を適切に行う。

(5) 分別・処理・再資源化

被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、村は、復興計画や復興事業の進捗に合せて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

(6) 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の受入れが可能な処分先の確保が重要である。村は、処分先が自区内で確保できない場合は、広域的な処理を検討する。

(7) 環境対策、モニタリング

村は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

(8) 広域的な処理・処分

村は、被害状況を踏まえ、処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分の必要性について検討する。

広域的な処理を行う場合には、国や県と連携し、処理・処分受入先を確保する。

(9) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

村は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的にを行い、保管又は早期の処分を行う。

5 住民等への啓発・広報、相談窓口の開設

村は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。また、被災者相談窓口を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車などの所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。

第2 ごみ・し尿の収集、処理

村は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講じる。あわせて処理に関わる組織・体制の整備に努める。

ごみを収集する場合には、被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地域から実施し、収集したものは、村有地の中から適地を選定し、仮置場として集め、リサイクルを基本に分別、破碎等を行う。し尿を収集する場合には、被災地の状況を考慮し、緊急汲取りを要する地域から実施し、収集したし尿は、し尿処理施設又は終末処理場のある下水道に投入し処理する。

さらに、仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。

また、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行い、県及び国との情報共有に努める。

災害廃棄物処理計画に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。

必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画の作成に努める。

第3 死亡獣畜の処理

村は、死亡獣畜を処分する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

第4 応援協力の要請

県及び村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、県及び村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

また、相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。

村は、ごみの仮置場を確保できない場合は、県に貸与可能な県有地の提供など、仮置場の確保のための協力を要請する。

村は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第12節 住家被害認定調査及びり災証明書の交付

実施機関	調整班・税務班
------	---------

第1 被害認定調査方針及びり災証明書交付方針の決定

村は、被災者からの申請に基づき、被災した家屋等について被害認定調査を行い、り災証明書を交付する必要がある。

そのため、調査の期間や実施体制、住民への周知方法及びり災証明書の交付における人員や場所の確保等についての方針を決定する。

また、住民に対し、住家被害認定調査について目的や内容等を音声告知放送や広報車等により周知しておく。

第2 被害認定調査の実施体制の整備

村は、被害認定調査を実施するための資機材の調達及び人員の確保を行う。

1 資機材の調達

携行品	地図・住宅地図、携帯電話・無線、調査員証及び腕章（又はベスト） 等
調査資機材	調査票、デジタルカメラ、筆記用具・バインダー、画板、下げ振り、メジャー 等
装備品	ヘルメット、懐中電灯、電卓 等

2 調査要員の配置

被害認定調査には、2人1班程度で調査班を構成する。

村は、職員で調査要員が不足する場合は、他市町村及び県へ応援職員を要請する。

それでも要員が不足する場合は、建築士等の専門家や、被害認定調査の実施経験のある団体等に応援を要請する。

また、調査班の職員等には、具体的な調査手法を正確に理解してもらい、調査員の質をなるべく一定に保ち、調査結果のばらつきを極力排除することを目的として、調査に参加する調査員全員を対象に研修を実施する。

第3 被害認定調査の実施

被害認定調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき実施する。

災害に係る住家の被害認定基準運用指針で想定している住家被害
・豪雨や台風等により、浸水することによる住家の機能損失等の損傷、水流等の外力が作用することによる損傷 ・水害に伴う宅地の流出や土砂の堆積等の地盤被害による住家の損傷 ・竜巻や台風等により、風圧力が作用することによる住家の損傷、暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷及び損傷した箇所から雨が降り込むことによる機能損失等の損傷

水害により被災した住家に対する被害認定調査は、木造・プレハブ戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。

1 第1次調査（水害）

- ・外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握

2 第2次調査（水害）

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第1次調査を実施したが判定には至らなかった場合又は第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。

- ・外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測
- ・浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握

3 調査（風害）

- ・外観の損傷状況の目視による把握
- ・住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握

第4 被害認定基準

被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、村が下表の①又は②のいずれかによって行う。

	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積 の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家 全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

第5 り災証明書の交付

1 り災台帳の作成

村は、固定資産課税台帳、住民基本台帳等を基に、り災台帳を作成する。

さらに、住家被害認定調査の結果を受け、必要事項を台帳に登録する。

2 り災証明書の交付

村は、申請のあった被災者に対して、り災台帳を基に、被害認定基準において半壊以上と認定された住家に対し、原則として1回のみ交付する。

3 被災者台帳の作成

村は、様々な被災者支援策を、迅速かつ的確に行うため、必要に応じて被災者台帳を作成する。

なお、被災者台帳には以下の事項を記載又は記録する。

①	氏名
②	生年月日
③	性別
④	住所又は居所
⑤	住家の被害その他村長が定める種類の被害の状況
⑥	援護の実施の状況
⑦	要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
⑧	電話番号その他の連絡先
⑨	世帯の構成
⑩	り災証明書の交付の状況
⑪	村長が台帳情報を村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
⑫	⑪の提供先に台帳情報提供した場合には、その旨及び日時
⑬	個人番号
⑭	その他被災者の援護の実施に関し村長が必要と認める事項

第13節 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去

災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給する。また、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理または障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度に応急修理し、または障害物を除去する必要があるので、その方法について定める。

実施機関	調整班・建設班
------	---------

第1 応急仮設住宅の設置

1 建設による供与

県又は村は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、建設予定場所台帳を基に速やかに建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

2 設置場所の選定

建築場所の選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所として、村有地の中から設置場所を選定するとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議の上選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

村は、相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

3 管理及び処分

(1) 管理

応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(2) 処分

応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡または解体撤去の処分を速やかに実施する。

(3) 公営住宅等のあっせん

村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

第2 住宅の応急修理及び障害物の除去

村は、直接または建設業者、土木業者に請負わせて実施する。

第3 災害時要配慮者への配慮

村は、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障害のある人の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の建設等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

第4 応急仮設住宅の運営管理

村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

第5 応援協力関係

村は、自ら応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村または県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施ならびにこれに要する人員及び資機材につき応援を要請する。

村は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

なお災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は県が行う。

第6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、経費等については、災害救助法施行細則による。

風水害の被害が大規模な場合は、「地震災害対策編」に記載の各種対策の実施について検討する。

第14節 文教災害対策

災害が発生し、またはそのおそれがある場合に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。

実施機関	教育班・教育施設班・生涯学習班・小中学校・
------	-----------------------

第1 被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、校長は、臨時休業の措置を講じた場合は、学校教育法施行規則第63条等により、教育委員会又は村長へ同様に報告する。

第2 教育施設の確保

1 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

- (1) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。
- (2) 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。
- (3) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。
- (4) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

2 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

- (1) 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎、又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。
- (2) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。
- (3) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

第3 児童生徒の就学援助措置等

1 教科書・学用品等の給与

- (1) 村教育委員会は、災害のため教科書を滅失、き損した児童生徒がある場合は、補給を要する冊数を調査するとともに、教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障を生

じないよう適切な措置を講じる。

(2) 村は、自ら学用品等を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(3) 災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、災害救助法施行規則に基づき、県保健福祉部と連携をとり、迅速な措置を講じる。

また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行規則による。

2 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、村は、県と連携し、教職員への研修、精神科医と臨床心理士による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

3 疎開児童生徒等への対応

校長は、避難所に告示板等を設け、又は教職員を通じて、直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。

4 学校の再開

村は、県と連携し、施設の診断及び他施設との調整を行う。

災害時における避難所間の情報提供システムを有効に活用する等により、被災地域内の保護者へ連絡する。

また、他府県等に疎開中の児童生徒への周知については、災害対策本部を通じてマスコミに依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問い合わせに対応する。

校長は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員や保護者等との連絡体制を整備し、再開の周知連絡を行う。

5 社会教育施設等の保護

(1) 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

(2) 文化財

国指定の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下、管理者等）は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第80条、第118条及び第120条により県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者等は岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条により村教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導に

より実施する。

第4 被害状況、休業措置等の報告

村は、被害が発生した場合は、県教育委員会に、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第48条等により、教育委員会または知事へ同様に報告する。

第5 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、村から要請があった場合、土砂災害等に対する学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校職員の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難所運営班、教育施設班と協力し地域住民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、体育館→特別教室→普通教室の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、危機管理班とともに、村教育委員会または県教育委員会へ報告する。

第6 応援協力団体

村は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村または県へ学用品等の給与の実施調達につき、応援を要請する。

村は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第7 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第5章 社会秩序の維持

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定める。

実施機関	危機管理班・真庭警察署
------	-------------

第1 県警察（真庭警察署）の措置

真庭警察署は、村をはじめ関係機関と連携を密にして次の措置を講じる。

- 1 避難所、警戒区域及び重要施設等の警戒
- 2 自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施
- 3 被災地に限らず、災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り
- 4 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供
- 5 その他治安維持に必要な措置

第2 応援協力

村は、真庭警察署の実施する防犯活動、及び県が実施する物価の安定活動に対し、積極的に協力する。

第6章 交通規制

災害時には、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を中心に定める。

実施機関	交通輸送班・道路管理者・県公安委員会・真庭警察署
------	--------------------------

第1 県公安委員会、県警察（真庭警察署）による交通規制

1 交通規制

県公安委員会、真庭警察署は、災害の発生するおそれがある場合または災害が発生した場合は、その状況に応じて災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進及び一般交通の安全を図るために、次の措置をとる。

(1) 緊急交通路の確保

災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救出、救護等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。

(2) 危険道路における通行の禁止、制限等

道路及び橋梁の被害（通行可否）を速やかに調査把握し、通行不能または危険道路における通行の禁止、制限等の交通規制を行う。

(3) 交通渋滞の防止

その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。

2 緊急通行車両以外の車両の通行禁止または制限

県公安委員会、真庭警察署は、災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、関係機関に連絡して区域または道路の区間（以下「区域等」という。）を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

3 広域緊急援助隊の出動要請

真庭警察署は、被害の規模に応じて速やかに広域緊急援助隊の出動を要請する。

第2 道路管理者による通行の禁止または制限

1 通行の禁止または制限する基準

道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止または制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講じる。

2 通行の禁止または制限

道路管理者は、災害の発生するおそれがある場合または災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合または被災道路の応急補修及び応急復旧等の措

置を講じる必要がある場合は、真庭警察署と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止または制限する。

3 道路標識の設置

道路法による道路の通行を禁止または制限するときは、直ちに禁止または制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。

4 放置車両等への対応

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

5 復旧予定時期の明示

復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第3 相互連絡

県公安委員会、真庭警察署及び道路管理者、交通輸送班は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止または制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。

第4 交通規制の標識等

交通輸送班は、道路の通行を禁止または制限するときは、法令の定めに基づき、禁止または制限の対象、区域等及び期間を記載した標示または道路標識を設置する。

ただし、緊急を要するため、標示または道路標識を設置するいとまがないときまたは設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講じる。

第5 道路の通行を禁止または制限の広報

交通輸送班は、道路の通行を禁止または制限するときは、道路交通情報板をはじめ、道路交通情報センター及び報道機関、広報班等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、真庭警察署と協議し適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

第6 応援協力関係

県警察は、交通及び地域安全の確保等について十分な応急措置を講じることができない場合は、岡山県警備業協会に協力を要請する。県、村及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

第7章 道路啓開

災害発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（道路啓開）は、人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うための必須条件である。

これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議し、あらかじめ地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを緊急輸送道路ネットワークとして位置付け、各道路管理者ににおいて迅速な啓開作業を実施する体制整備を行う。

実施機関	交通輸送班・建設班・各道路管理者・真庭警察署
------	------------------------

第1 県で定める緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等）を連絡する道路を第2次緊急輸送道路に指定している。

本村においては、国道、主要地方道が第2次緊急輸送道路に指定されている。

第2 村で指定する緊急輸送道路

村役場と集落を結ぶ緊急輸送道路となる対象路線は、第2次緊急輸送道路と重複するために指定していない。

第3 緊急輸送道路の啓開

1 緊急点検パトロール

建設班は、災害発生に伴う道路への影響を考慮し、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、発生地域や被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

2 県の対応

県は、県内の道路の被災状況などの情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所、日本道路公団及び本四公団において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用する。

3 応援協定等の締結

道路管理者は、（社）岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

4 障害物の除去

道路管理者及び真庭警察署は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

第8章 輸送

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を中心に定める。

実施機関	交通輸送班・県公安委員会・真庭警察署・各輸送機関
------	--------------------------

第1 輸送力の確保

自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ、車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講じる。

第2 緊急通行車両の確認

災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（総務部、美作県民局真庭地域事務所）または県公安委員会（県警察本部交通規制課、警察署交通課）に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

第3 輸送拠点の確保

1 輸送拠点の確保

村は、災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性を考慮しながら、輸送拠点及び確保すべき輸送施設（道路等）について把握し、これらを調整することにより、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

2 臨時ヘリポート

村は、施設の管理者と連携をとりながら、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。

第4 応援協力関係

1 他市町村または県への応援要請

村は、自動車等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合、他市町村または県へ輸送活動の実施または自動車等の確保について応援を要請する。

2 自衛隊その他輸送機関への応援要請

村及び県以外の各機関は、自ら輸送活動の実施が困難な場合、1に準じ中国運輸局を始め（社）岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車等の確保につき応援を要請し、または自衛隊その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施につき応援を要請する。

3 他市町村からの応援要請の協力

村は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第5 緊急輸送の実施

1 道路管理者

(1) 被害状況を把握

各道路管理者は、高速道路、国道、県・市町村道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保を図る。

(2) 民間（土木建築業者）等の協力

道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て応急に実施する。

2 県公安委員会・県警察

(1) 隣県警察との協力

県公安委員会・真庭警察署は、被災地直近はもとより広範囲な交通規制を行い、必要により隣県警察の協力を得る。

(2) 緊急通行車両の事前届出

村は、緊急通行車両について、平常時から事前届出によりあらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける。

第6 災害対策本部の輸送ルート調整

県及び村災害対策本部は、輸送ルートに関する情報を収集し適切な輸送ルートを判断の上、防災関係機関等に情報提供または指示をする。

第7 人員、物資の輸送順位

1 輸送第1段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ輸送の円滑化を図る。輸送第1段階では、特に次の輸送に配慮するものとする。

(1) 人命の救助等に要する人員、物資

(2) 応急対策に必要な人員、資材

2 輸送第2段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案して必要な車両の通行措置を図る。

(1) 救援物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）

(2) 応急復旧等に必要な人員、物資

第9章 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策

第1節 ガス施設応急対策

ＬＰガスは地域住民にとって欠くことのできない燃料であり、民生安定を図る上から、迅速かつ的確な災害応急対策を実施して、被害の拡大及び二次災害の防止に努めるとともに、可能な限り早期に再供給体制を整備する必要がある。

このため、ＬＰガス協会・支部（以下「協会・支部」という。）及びエルピーガス防災協議会及びオートガススタンド協会（以下「協議会等」という。）は、災害対策要綱等に基づき、県、村と連携を密にし、総力をあげて応急対策を実施する。

特に避難所となる公共施設や老人ホーム等の災害時要配慮者の収容施設を最優先に実施する。

実施機関	ＬＰガス販売事業者・エルピーガス協会・支部
------	-----------------------

第1 実施責任者と主要業務

1 ＬＰガス製造（充填）事業者

被害の拡大と二次災害の防止のため、自社防災隊により緊急措置マニュアルに従って次の措置を行い、早期にＬＰガスの再供給体制の整備に努める。

- (1) 事業所内の火気制限及び危険区域の設定・立入禁止措置
- (2) 施設の被害状況調査
- (3) ガス漏れ防止及び消火等の応急措置
- (4) 必要に応じ、次の事項について地域住民への広報活動
 - ・火気制限
 - ・危険区域からの避難誘導
- (5) 県、村への被害状況等について通報
- (6) 応援隊の派遣要請は原則として協会長に行う。
- (7) その他必要な措置

2 ＬＰガス消費者

ＬＰガスの使用中等に地震が発生した場合は、速やかに次の措置を行う。

- (1) ガス栓・器具栓及び容器のバルブを閉止し、火気の使用を停止する。
- (2) 販売店に被害状況を連絡する。

3 ＬＰガス販売事業者

被害の拡大と二次災害の防止のため総力をあげて、緊急措置マニュアルに従って次の措置を行い、早期にＬＰガス消費設備が再使用可能な状態になるよう努める。

(1) 被害状況の調査・報告

顧客及び官公庁から被害状況を調査し、支部長又は会長に報告する。

(2) ＬＰガス設備の点検・調査

被害状況の調査結果を踏まえ、点検・調査計画を作成し、次のとおり実施する。

- ・ガス漏れ検知器によるガス漏れ点検

- ・マイコンメータ、調整器等の機能点検
- ・点検・調査時に実施可能な応急修理等

(3) 消費者等への広報活動

二次災害防止のため、火気使用禁止、容器・バルブ等の閉止の確認等必要な事項及び復旧計画等の広報を行う。

(4) 応援隊の派遣要請及び受入れ体制の整備

点検・調査及び復旧作業に応援隊の派遣を要請する場合は、協会長又は支部長に行うとともに、応援活動の円滑を期すために、顧客先被害リスト、地図等の受入れ体制を整備する。

(5) その他、必要な応急対策

4 協会・支部等

協会・支部等の役員は、自社の顧客先で被害が発生したときは、前記の緊急措置の実施と併せ、業界の総力をあげて被害の拡大と二次災害の防止対策を災害対策要綱等に基づき実施し、LPガスの早期安定供給に努める。

被災地以外の会員は積極的に協力する。

第2節 上水道施設応急対策

実施機関	水道班
------	-----

第1 応急給水の実施

水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、臨時給水所を設置し、給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。

この場合、災害発生後は、避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で、要配慮者に配慮した、よりきめ細かな給水を実施する。

また、浄水場が被災した場合でも村内他の被害を受けていない水源等から飲料水を供給できる体制の確保に努める。

第2 災害時における応急工事

水道班は、災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能または給水不良となった区域に対しては、応急給水を実施するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

第3 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

第4 施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。

- 1 管施設の多くが道路などの地下に埋設されており、その復旧に当っては、施設台帳の果たす役割が重要であることから、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の複製の分散化を図る。
- 2 資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、管内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。
- 3 施設の復旧に当っては、各地域毎の復旧予定時期などを地域住民に周知させるよう努める。

第5 他自治体との協力体制の整備

日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、相互応援対策要綱を策定して、県下市町村相互の支援体制を整備しており、これに基づいた実践的な訓練を毎年実施している。

さらに、県下市町村の支援で不十分な場合には、日本水道協会等を通じ他府県への協力支援を要請する。

第3節 電気施設応急対策

実施機関	中国電力(株)岡山支社
------	-------------

第1 災害における応急工事等

電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備、及び送電・配電線路等に被害があった場合、応急工事を実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

第2 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民生安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等、各設備の災害状況及び被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

第3 災害時における応急工事

1 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

第4 災害時における広報宣伝

1 感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し以下の事項を十分PRする。

- (1) 垂れ下がった電線には、絶対さわらない。
- (2) 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等再使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認したうえで使用する。
- (3) 外へ避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。

2 災害時における住民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電気施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

3 上記の1及び2については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知させる。

第5 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い、円滑な防災活動のために警察や消防機関等から送電停止の要請があった場合は、適切な予防措置を講じる。

第6 応援協力関係

電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の確保を図る。

応急工事が実施困難な場合、資機材・要員の確保について、他の電気事業者の応援を要請する。

第4節 電気通信施設応急対策

平常時においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

電気通信施設の応急対策については、村・県及び指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

実施機関	西日本電信電話株式会社（岡山支店）
------	-------------------

第1 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、被災状況等の情報連絡、通信の確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施するため、被災規模に応じて、現地の支店及び本社に災害対策本部を設置し、これに対処する。

第2 通信の確保と措置

1 通信の確保

- (1) 超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線の作成及び臨時公衆電話の設置
- (2) 応急用村内・光ケーブル等による回線の応急措置
- (3) 移動電源車又は携帯用発動発電機により、広域停電・長時間停電における通信電源の確保

2 一般通信の利用制限と輻輳緩和

通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル（171）」の提供により、輻輳の緩和を図る。

3 非常通話、非常電報の優先

非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電話サービス契約約款・電報サービス契約約款の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

4 公衆電話の無料化

災害による停電時に、カードが使用できなくなり、コイン詰まりが発生し利用できなくなることから、広域災害時（災害救助法発動時）には公衆電話の無料化を行う。

第3 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資材等を確保し、速やかに実施する。

第4 応急復旧等に関する広報

被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、N T Tビル前等掲示、広報車又はマスコミ等を通じ、広報を行う。

第5 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引続き、県、村、指定行政機関及びライフライン関係機関と連携して、災害対策本部の指揮により実施する。

第5節 下水道施設応急対策計画

実施機関	下水道班
------	------

第1 村は、村管理の下水道施設について、次の措置を講じる。

1 管路施設

管路施設については、その大部分が道路等の地下に埋設されており、被災時には流下機能の低下のほか、地表面の陥没など想定される影響は大きい。

このため、日頃から下水道台帳の整備や施設の健全度の把握に努めるとともに、発災時には、迅速に施設の緊急点検を行い、把握した被害状況を分析し、できる限り暫定供用可能な形での応急復旧に努めるとともに、地表面の陥没や人孔の浮き上がりなどによる二次災害の発生を防止する。

第2 村は、村が管理する下水道施設について、防災拠点や避難所等に接続する重要な管路ルートから優先して応急対策を進める。また事前からの下水道台帳の電算化、バックアップシステムなどについても検討する。

第10章 防災営農

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対してなすべき措置を中心に定める。

実施機関	農林班・調達班
------	---------

第1 農地及び農業用施設に対する応急措置

1 農地

村は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水または堤防切開工事等により、湛水排除を図る。

2 排水機

村は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土嚢積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

3 ダム他

県、村は、ダムが増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水導管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

4 用排水路

村は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

5 頭首工

村は、頭首工の保全についても必要な措置を講じるとともに、決壊するおそれがある場所は、応急工事を行う。

第2 農作物に対する応急措置

1 災害対策技術の指導

県は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、村、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

村は、災害に備えてビニールハウス等の施設の補強、農作物の倒伏防止等を指導する。

2 種子（稲）の確保

県は、岡山県穀物改良協会等において種子粃の供給が困難な場合、広島食糧事務所岡山事務所等に対し、岡山県穀物改良協会等へ種子粃を斡旋するよう依頼し、その確保に努める。

3 病虫害の防除

村は、病虫害の異常発生、またはそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討した上、県や農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指導する。

4 凍霜害防除

村及び農業協同組合は、防災行政無線やCATV、オフトーク放送、有線放送、広報車等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講じるよう措置する。

第3 家畜に対する応急措置

1 家畜の管理指導

村は、県、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

2 家畜の防疫

村は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、県、家畜防疫員等の協力を得て、必要に応じ、畜舎等の消毒、予防注射等を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動を制限する等のまん延防止措置を講じる。

第4 林産物に対する技術指導

1 災害対策技術指導

県は、村、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、森林に対する措置等林産物について技術指導を行う。

2 風倒木の処理指導

県は、風倒木の円滑な搬出等について、村、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

3 森林病虫害等の防除

県は、森林病虫害等を防除するため、村、森林組合の協力を得て、森林所有者に対しその防除活動につき技術指導を行う。

第5 農業用施設に対する応急協力

村は、湛水排除の実施が困難な場合、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。

村は、ダム、ため池、用排水路等について応急工事实施のための要員、資機材の確保につき、応援を要請する。

村は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第11章 水防活動

洪水による水害が発生し、または発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定める。

実施機関	交通輸送班・水防管理者・消防本部・消防団・河川管理者・ダム管理者・真庭警察署
------	--

第1 水防活動

水防管理者である村長は、消防団を指揮して次の業務を行う。

1 連絡

村長は、常に国土交通省岡山河川事務所、美作県民局、真庭警察署並びに隣接の他の管理団体と水防に関する相互連絡についてあらかじめ打合せをし、定めた連絡方法により、密接な連絡をとる。

2 情報収集及び記録

村長は、村内の県管理の各河川の状況を把握するため、水位観測所のテレメーター情報の収集に努めるとともに、堤防・護岸の異常についてはこれを記録し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、美作県民局長に連絡して、必要な指示を受ける。

3 警戒監視

監視は、原則として担任区域の消防団があたり、必要により職員を適宜配備する。

消防団は、随時担任区域を巡視し、溢水、漏水、決壊等のおそれがあると認められるときは、直ちにその状況を消防団長を経て、村長に報告し、応急工作など必要な措置を行う。

4 出動

(1) 出動準備

村長は、次の場合は消防団に対して出動準備をさせるものとする。

ア 県関係の水位観測所において河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。

イ 気象状況等によって洪水の危険が察知されるとき。

(2) 出動

村長は、県関係の水位観測所において河川の水位がはん濫注意水位に達したときは直ちに消防団をあらかじめ定められた計画に従い出動させ、警戒配置につかせるものとする。この場合は、直ちに美作県民局長に報告するものとする。

5 援助の要請

村長は、水防のため必要があるときは、真庭警察署長に対して警察官の出動を要請するものとする。

また、水防のため必要があるときは、その区域内の居住者または水防現場にいる者を水防作業

に従事させることができるものとする。

6 地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入を禁止または制限し、その区域内の居住者に水防応急活動の協力援助を要請する。

7 水防活動

(1) ダム、水門等の操作

ダム、水門等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

(2) 水防活動

河川、堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、村長は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

(3) 決壊等の通報及び決壊後の処理

村長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を美作県民局及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

(4) 避難のための立ち退き

洪水の氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、村長は、必要と認められる区域の居住者に対し、有線電話、携帯電話、防災行政無線（同報系、移動系）、オフトーク放送、有線放送などの方法により、立ち退きまたはその準備を指示する。

立ち退きの指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

8 湛水排除

村は、河川堤防の決壊等により湛水した場合は、湛水排除を実施するほか、排除ポンプにより排除を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

第2 応援協力関係

村長は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者または消防機関の長に対して応援を求めることとする。この場合、応援のため派遣される者は、所要の機具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。このため、あらかじめ相互応援、費用の負担等について協定しておくものとする。

第12章 雪害対策

豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、雪害対策を中心に定める。

実施機関	建設班・交通輸送班・道路管理者・消防団
------	---------------------

第1 雪崩災害の防止活動

村は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。また、この場合、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかける。

なお、独居老人及び高齢者世帯等、要支援者世帯の雪下ろしについては、消防団等の協力を得ながら実施する。

村は、雪崩の発生するおそれのある危険個所の巡視・点検を行い、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、住民に対し避難のための勧告・指示を行う。

第2 情報の伝達

村及び県は、警報等を住民等に伝達する体制を整備するとともに、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等及び村の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ（ＣＡＴＶ含む。）、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

第3 道路交通の確保

道路管理者は、冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。また、豪雪による広域的な雪害対策については、幹線道路において交通の途絶のおそれがある場合には、関係する警察及び道路管理者間で緊密に連絡調整を行い、道路管理者間で連携して除雪作業を実施するなど、より一層の連携強化を図り、早期の道路交通の確保に努める。

第4 雪崩災害発生後の活動

村は、雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施する。

災害発生後の対応では、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のための集中的な人員資機材の投入を図る。

第5 応援要請

村は、応急活動の実施が困難な場合には、他市町村または県へ応援を要請する。他市町村から応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第13章 自衛隊の災害派遣

天災、地変その他の災害が発生し、若しくは発生しようとしているとき、人命または財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能若しくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められたとき、自衛隊に災害派遣を要請する。

実施機関	総務班・県
------	-------

第1 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

2 避難者の援助

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

3 避難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救助作業等に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土嚢作成、運搬積込等の水防活動を行う。

5 消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等をもって、消防機関に協力して、消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

6 道路または水路の啓開

道路または水路が損壊し、若しくは障害物がある場合には、それらの啓開、除去にあたる。

7 診察、防疫の支援

被災者の応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

8 通信支援

災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において通信を支援する。

9 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

10 炊飯及び給水の支援

炊飯及び給水の支援を行う。

11 救援物資の無償貸付または譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、生活必需品等を無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

12 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が混雑する地点において、自衛隊車両を対象に交通規制の支援を行う。

13 危険物の除去等

能力上可能なものについて火薬類、火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

14 その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を講じる。

第2 災害派遣要請等手続き

1 知事等の派遣要請

知事等は、収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、人命または財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊の派遣を要請する。自衛隊の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにする。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2 村長の派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請要求書の提出

村長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(2) 要求書の提出が出来ない場合

村長は、(1)によって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び村の地域に係る災害の状況を防衛大臣または自衛隊に通知することができる。この場合において、村長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

3 撤収要請依頼

村長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときまたは必要がなくなった場合は、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

4 災害派遣要請等手続系統

■自衛隊の災害派遣要請要求

①要請手順 村長→要請権者（知事）→第13 特科隊長（日本原駐屯地司令）

②日本原駐屯地連絡先 N T T電話 0868-36-5151（内線 237 夜間 302）

F A X 0868-36-5151（内線 238）

防災行政無線 6440-031（事務室）

6440-038（宿直室）

6440-039（3科・F A X併用）

5 自主派遣の基準

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。
- (3) 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第3 災害派遣部隊の受入

村長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努める。

- 1 派遣部隊との連絡職員を指名する。
- 2 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- 3 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- 4 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

[自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準]

連隊規模：約 15,000 m²

師団等規模：約 140,000 m²

第4 ヘリコプターによる災害派遣

ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。なお、この際、土地の所有者または管理者との十分調整を行う。

- 1 着陸地点及び無障害地帯の基準
- 2 着陸地点には、基準のH記号を平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- 3 ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- 4 砂塵の舞い上がる時は散水する。
- 5 ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸時について広報を実施する。
- 6 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- 7 離着陸時のヘリコプターには、関係者以外立ち入らせないようにする。

第5 災害派遣に伴う経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた村が負担するものとし、下記の基準とする。

- 1 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 2 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料。
- 3 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借り上げ、その運搬、修理費
- 4 県等が管理する有料道路の通行料

なお、負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第6 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、村長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を村長等に通知しなければならない。

■災害派遣時における自衛官の権限

	措置権限	根拠条文	関連規定
災害対策 基本法	警戒区域の設定並びにそれに基づく立 入制限・禁止及び退去命令	63条3項	
	他人の土地、建物等の一時使用等	64条8項	通常生ずべき損失の 補償 82条
	現場の被災工作物等の除去等	64条8項	除去した工作物等の 保管 64条9項
	住民等を応急措置の業務に従事させる こと	65条3項	従事した者に対する 損害の補償 84条
	自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を 確保するため必要な措置	76条の33項	
自衛隊法	警察官がその場にはいない場合の避難等 の措置	94条	警察官職務執行法 4条及び6条
	警察官がその場にはいない場合に救助等 のための立入		

第14章 応援・雇用

大規模な災害が発生した場合、村等だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援・雇用について定める。なお、村及び県は、大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

実施機関	総務班
------	-----

第1 職員の応援または派遣要請

1 他の市町村に対する応援要請

村長は災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは知事を通じ、または他の市町村に対して直接に応援を要請する。

なお、本村が応援を要請された場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

村長は、次に掲げる事項を記載した文書によって応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭あるいは電話等により行い、事後文書によって処理する。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要する救助の種類
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援の場所
- (6) その他応援に関し必要な事項

2 指定地方行政機関の職員の派遣の要請

村長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し当該機関の職員の派遣を要請する（災害対策基本法第29条）。

■派遣要請事項

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

3 職員の派遣のあつせん

知事または村長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣または知事に対し、指定行政機関等の職員の派遣のあつせんを求めるものとする（災害対策基本法第30条）。

- (1) 派遣のあつせんを求める理由
- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

第2 労務者等の雇用

1 要員の確保

災害応急対策を実施するため必要な労務者の雇用については、関係班の班長が市本部長に届けて、それぞれ雇用する。

なお、要員の確保については、あらかじめ公共職業安定所及び土木建設事業者等と協議し、必要な措置を講じておく。

2 賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金以内（当該地域の職業安定所の業種別標準賃金以内）によることを原則とする。

ただし、法令その他により別に基準のあるものについてはこの限りでない。

3 労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産における移送
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用物資の整理、輸送及び配分
- (6) 遺体の捜索及び処理

第15章 ボランティアの受入、活用

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。ボランティア活動が円滑に行われるよう、県、村及び日本赤十字社岡山県支部、県・村社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入に際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、県及び村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

実施機関	避難所運営班・保健医療班・社会福祉協議会
------	----------------------

第1 村の措置

村は、新庄村ふれあいセンターをボランティア活動の拠点として提供するとともに、開設した避難所等のボランティアニーズを把握し、ボランティア現地本部に情報の提供を行う。

第2 村社会福祉協議会の措置

村の社会福祉協議会は、ボランティア現地本部を設置し、以下の業務を行う。

- 1 被災地のボランティアニーズの把握
- 2 ボランティアの受付及び登録
- 3 ボランティアのコーディネート
- 4 ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- 5 ボランティア活動に必要な物資・活動拠点等の提供等
- 6 ボランティア活動の拠点等の提供
- 7 ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請
- 8 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請
- 9 その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

第3 ボランティア救援本部の設置

本村が被災していない場合、村社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。

第4 専門分野のボランティア関係機関等の措置

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入・派遣に係る調整等を行う。

第5 ボランティアの健康に関する配慮

避難所運営班は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。

保健医療班は、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、健康相談の実施等の措置を講じる。

ボランティアグループの宿泊場所として村管内の宿泊可能な公共施設等を提供する。

第16章 義援金品等の募集・受付・配分

各方面から村に対して、寄託される義援金品等の募集、受付等について定める。

実施機関	会計・財政班
------	--------

第1 義援金品の募集

村は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、県、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金品を募集する。

なお、住民、事業所等は、義援金品を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資となるよう、また、品名を明示するなど、こん包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

第2 義援金品の受付

村は、県及び関係団体と連携し、義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

第3 義援金品の配分

義援金品の配分については、「第4編 第2章 第3節 義援金品等の配分計画」を参照。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町村が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

実施機関	総務企画部、住民福祉部、産業建設部、教育部
------	-----------------------

第1 被災地の復旧・復興は、村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第2 村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

村は、県と連携し、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたり、きめ細かな支援を講じる。

また、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等を推進するため、特に必要があるときは、県との調整に基づき、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

実施機関	総務企画部、住民福祉部、産業建設部、教育部
------	-----------------------

第1 住まいの確保

- ・復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとし、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行う。
- ・災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用し、極力安全な地域への移転を推奨する。

第2 生活資金等の支給等

- ・被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、支援金の支給を迅速かつ的確に行うため、申請に係る業務の実施体制の整備等を図る。
- ・被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう必要な措置を講じる。
- ・災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。
- ・必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

詳細は、「第2章 第2節 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画」参照。

第3 雇用の確保等

- ・被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

第4 り災証明書の交付

- ・り災証明書の交付を遅延なく行うため、必要な業務の実施体制の整備に努め、住家被害認定調査結果に基づき、り災証明書を被災者に迅速に交付する。

受付や住家被害認定調査等は、「第3編 第4章 第12節 住家被害認定調査及び被災証明書の交付」参照。

第5 情報、サービスの提供等

- ・被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- ・村は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- ・村は、県が被災者の救助を行った場合、被災者に関する情報の提供を県に要請する。

第3節 公共施設等の復旧・復興計画

実施機関	総務企画部、住民福祉部、産業建設部、教育部
------	-----------------------

第1 基本方向の決定

村は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努める。また、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興についても考慮する。

第2 迅速な復旧事業計画の作成

村は、公共施設等の本復旧に当たっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

第3 さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成

村は、被害想定を踏まえ、平常時から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備えることが重要である。また、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、必要と判断した場合には、可及的速やかに、さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する。

指針やガイドライン、復興計画の作成に当たっては次の点に留意する。

1 関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努めるとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

2 学校とまちづくりの連携

被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第4 特定大規模災害被災地の復興

村及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（市町村間の連携、国との連携、広域調整）に努める。

村はまた、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成するとともに、特定大規模災害で土地利用の状況が相当程度変化した地域等がある場合、円滑かつ迅速な復興を図る。

第4節 激甚災害の指定に関する計画

甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して、早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、激甚法に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることに鑑み、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。

実施機関	総務企画部、住民福祉部、産業建設部、教育部
------	-----------------------

第1 被害情報の収集

激甚法による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなっており、村及び県においては、国の早期指定のためにも、村区域内の被害状況の収集に努め、各種施設毎の正確かつ迅速な情報の提供を行う。

また、県が行う調査等について積極的に協力する。

第5節 復興本部の設置及び復興計画の策定

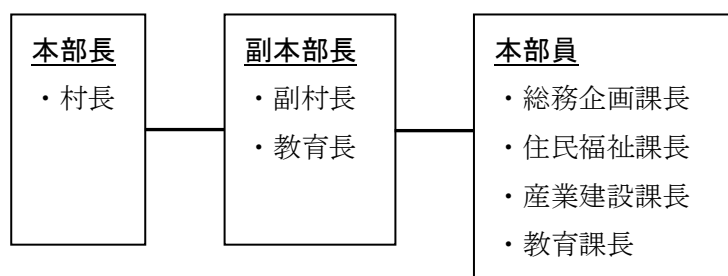
第1 復興本部の設置

実施機関	総務企画部、住民福祉部、産業建設部、教育部
------	-----------------------

村は、大規模な災害により、地域が壊滅的あるいは甚大な被害を受け、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興本部を設置する。

1 復興本部の組織

新庄村復興本部の組織は、以下を基本構成とする。また、災害の状況に応じ、本部長が必要と認めるものを本部員として追加して指名することができる。



第2 復興計画の策定

実施機関	総務企画部、住民福祉部、産業建設部、教育部
------	-----------------------

村は、迅速に復興が図れるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律」第10条に基づく復興計画を作成することができる。

復興計画は、県及び国の復興基本方針に即して、県と共同で作成することができる。

なお、県や国、関係機関の計画やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整する。

また、復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。更に、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- 復興計画の区域
- 復興計画の目標
- 復興計画の期間
- 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- その他復興事業の実施に関し必要な事項

第2章 財政援助等

第1節 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

実施機関	総務企画部・産業建設部・住民福祉部・教育部
------	-----------------------

第1 法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業については、個別の法律等により国が全部又は一部を負担し、又は補助することになっており、その対象となる事業は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。

1 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- カ 予防接種法
- キ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ク 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- ケ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

2 要綱等

- ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- イ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

第2 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下この項において「激甚法」という。）に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることになっており、その対象は次のとおりになっており、村は、被害の状況を速やかに調査し、県との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業

- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 婦人保護施設災害復旧事業
- コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ス 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 森林災害復旧事業に対する補助

3 中小企業に対する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ウ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- エ 水防資器材費の補助の特例
- オ リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- カ 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- キ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2節 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

実施機関	総務企画部・住民福祉部・産業建設部
------	-------------------

第1 個人被災者への融資等

大規模な災害により被害を受けた個人の生活の安定のため、村、県その他の関係機関は次の生活支援策を実施する。

1 災害弔慰金の支給（村）

大規模な災害により死亡した者の遺族に対して村を通じて災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給（村）

大規模な災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して村を通じて災害障害見舞金を支給する。

3 被災者生活再建支援金（県）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

○制度の対象となる自然災害

①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村※¹

<参考>

災害救助法施行令別表第1（第1号関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	30
5,000 人以上 15,000 人未満	40
15,000 人以上 30,000 人未満	50
30,000 人以上 50,000 人未満	60
50,000 人以上 100,000 人未満	80
100,000 人以上 300,000 人未満	100
300,000 人以上	150

災害救助法施行令別表第2（第2号関係）※²

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	1,000
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	2,000
3,000,000 人以上	2,500

※1 住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなされる

※2 別表第2に該当する被害が発生した都道府県については、別表第1の世帯数の2分の1に該当する被害が発生した市町村

②10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

③100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

④①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

⑤①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

○制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

① 住宅が「全壊」した世帯

② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

○支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (3. ①に該当)	解体 (3. ②に該当)	長期避難 (3. ③に該当)	大規模半壊 (3. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

○支援金の支給申請

(申請窓口) 新庄村

(申請時の添付書面) ①基礎支援金：り災証明書、住民票等

②加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等)等

(申請期間) ①基礎支援金：災害発生日から13月以内

②加算支援金：災害発生日から37月以内

4 災害援護資金の貸付(村)

大規模な災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して村を通じて災害援護資金を貸付ける。

5 生活福祉資金の貸付（県社会福祉協議会）

大規模な災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会を通じて、生活福祉資金を貸付ける。

6 母子福祉資金の貸付（県）

大規模な災害により被害を受けた母子世帯及び児童に対して、市及び県は母子福祉資金を貸付ける。

7 公的負担の免除等（県）

県及び村は、被災状況等を勘案し、必要に応じて税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとることとし、国に対しても同様の措置を行うよう要請する。

8 被災者への広報（村）

村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者への広報に努め、可能な限り総合的な相談窓口等を設置する。

第2 被災中小企業への融資等

大規模な災害により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、岡山県中小企業支援資金や、政府系中小企業金融機関の融資により施設の復旧等に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう村・県は、次の措置を実施する。

- 1 中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府系中小企業金融機関等に対し、融資の協力を要請する。
- 2 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。
- 3 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。
- 4 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置などについて国に要請する。
- 5 村は、中小企業関係団体を通じて特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。
- 6 岡山県中小企業支援資金融資制度による融資を優先的に行う。
- 7 村及び国、県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第3 農林漁業関係者への融資等

大規模な災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に村、県は次の措置を実施する。

- 1 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。

- 2 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資あっせんを実施する。
- 3 農業災害補償法に基づく農業共済団体等に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図るよう要請する。

第4 住宅関連融資等

村は、県と連携し、被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法の規定による次の資金の融通が適用される場合は、大規模な災害により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金のあっせんを行う。

- 1 災害復興住宅資金
- 2 地すべり等関連住宅資金
- 3 宅地防災工事資金
- 4 産業労働者住宅資金
- 5 マイホーム新築資金
- 6 リフォームローン

第3節 義援金品等の配分計画

各方面から寄託された義援金品は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要がある。

実施機関	総務企画部
------	-------

村は、県、関係団体等と義援金配分委員会を組織し、義援金品の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

義援金の募集、受付等は、「第3編 第16章 義援金品等の募集・受付」参照。

第5編 その他災害対策編

第1章 事故災害予防対策

第1節 道路の防災対策の推進

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による走路災害の発生を防止するため、道路施設の安全性向上のための整備を促進する。

実施機関	産業建設課・真庭警察署
------	-------------

第1 道路防災対策

- 1 道路管理者及び関係機関は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。
- 2 国道、県道等の幹線道路、橋梁等が被災した場合、交通機能に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、道路管理者及び関係機関は、これらの重要路線の施設の安全性の向上に努める。
- 3 山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、道路管理者及び関係機関は、法面保護工、落石対策工などの防災工事を実施する。

第2 トンネル事故防止対策

トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。

第3 交通管理体制の整備

村、県、真庭警察署は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、真庭警察署は、警備業者等との間で締結した応急対策業務に関する協定に基づき、災害時の交通規制を円滑に行うよう努める。

第4 情報の収集・連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、また、道路交通の安全を確保するため、情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

また、県警察は災害時に交通規制が実施された場合に迅速に運転者の義務等について広報できるよう体制の整備に努める。

第5 道路状況の把握

道路管理者及び関係機関は、道路施設等の点検を実施し、道路状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

第2節 林野火災予防対策の推進

村民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等、防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

実施期間	総務企画課・産業建設課・真庭市消防本部・消防団
------	-------------------------

第1 林野火災予防意識の啓発

村は、山火事予防協議会等へ参加し、各関係機関、団体等の協調と運動の徹底を図る。また、林野火災の多発する時期に、山火事予防運動月間等を設定し、立看板、広報紙、ポスター等の有効な手段を用い、村民の林野火災に関する予防意識の啓発に努める。

第2 警報伝達の徹底

村は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知する。また、火災に関する警報を発した場合は、火災予防条例で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

村、県及び消防機関は、気象予警報等伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発する乾燥注意報及び火災気象通報を接受した場合、注意報、警報等の確実な伝達と地域住民への周知を図る。

第3 巡視・監視の強化

村は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、山火事の多発期間、山林へ多数の人が出入する時期に山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見に努める。

第4 火入れ指導の徹底

村は、火入れに関する条例、火災予防条例を厳守させ、火災警報等の発令時には火入れを制限するとともに、乾燥注意報、強風注意報等の発令時には自粛を呼びかける。

第5 森林の防火管理の徹底

森林所有者、森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。また、村は、森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び標板等の設置を指導する。

第6 消防施設の整備

村は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。また、村及び県は、防火線としての役割をもたせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。

公有林管理者は、防火標識等火災予防施設の整備を図る。

第7 ヘリコプターによる空中消火体制の整備

村は、岡山県、岡山市又は周辺県において整備しているヘリコプターによる空中消火を必要ときに迅速かつ円滑に要請できるよう、応援手続き、運用要綱の習熟に努める。

第3節 危険物等施設の防災対策の推進

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類、高圧ガス、火薬類、有害ガス、放射性物質（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び被害の拡大防止を図るため、関係機関等と連携し、予防対策の充実に努める。

実施機関	総務企画課・産業建設課・真庭市消防本部
------	---------------------

第1 事業主の自主保安体制の確立

事業者は、法令に定める技術基準を遵守し、施設の安全性の確保に努めるとともに、日常点検、定期自主検査等を実施する。

また、自衛消防隊等、自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図るとともに、漏洩、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び資機材等の備蓄を図る。

第2 保守意識の高揚

村、真庭市消防本部及び県は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに法令等の講習会等を実施する。

第3 保安指導の強化

村、真庭市消防本部及び県は、関係法令の定めるところにより危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。

第4 事故原因の究明

事業者、村、真庭市消防本部及び県は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

第5 危険物等の流出時の対応

村、真庭市消防本部及び県は、危険物等が大量に流出した場合に備えて防除活動、避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、必要な資機材の整備を図る。

さらに、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。

第6 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

第7 関係機関との連携

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、休日、夜間を含め、情報の収集、連絡がとれる体制の整備を図る。

第4節 爆発・火災等労働災害予防対策

大規模な爆発、火災等の労働災害の原因となる災害について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の定めるところにより、その防止を図る。

実施機関	住民福祉課・事業者
------	-----------

第1 関係設備の安全確保対策

- 1 岡山労働局は、労働安全衛生法に基づき、化学設備、特殊化学設備による製造取扱いについて監督指導する。
- 2 岡山労働局は、労働安全衛生法に基づき、ボイラー及び圧力容器の取扱い等について監督指導する。
- 3 関係事業者は、ボイラー及び圧力容器の安全確保に関する自主的な予防対策を実施する。

第2 酸素欠乏等による災害予防対策

- 1 岡山労働局は、タンク、船倉など酸素欠乏の危険がある場所、し尿処理槽、清掃工場の残灰ピットなど硫化水素発生場所における作業において、酸素欠乏症、硫化水素中毒による労働災害を防止するため「酸素欠乏症等防止規則」等による管理を指導する。
- 2 関係事業者は、酸素欠乏及び硫化水素中毒による災害を防止するため、自主的な防災対策を実施する。

第2章 事故災害応急対策

第1節 道路災害対策

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

実施機関	危機管理班・建設班・維持管理班・消防本部・消防団・道路管理者・ライフライン事業者・真庭警察署
------	--

第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡する。

村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

第2 応急活動及び活動体制の確立

道路管理者及び関係機関は、発災後、速やかに必要な体制をとり、被害拡大防止のため必要な措置を講じる。

関係機関は、「第3編 第1章 防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制をとる。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

村及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。また、道路管理者は、村の要請を受けた場合、救助・救出活動に協力する。

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、村及び県は、必要に応じて民間事業者に要請し、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この項のほか、第3編第14節「集団事故災害対策」により活動を実施する。

第4 道路、橋梁等の応急措置

道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等の道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。

道路管理者は、類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

真庭警察署は、被災現場及び周辺地域及びその他の地域において、交通安全施設の点検を行う等

必要な措置を講じる。

第5 災害復旧への備え及び再発防止

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第6 応援協力要請

村は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要請する。

真庭警察署は、交通及び地域安全の確保等で十分な応急措置を講じることができない場合、岡山県警備業協会に協力を要請する。

応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

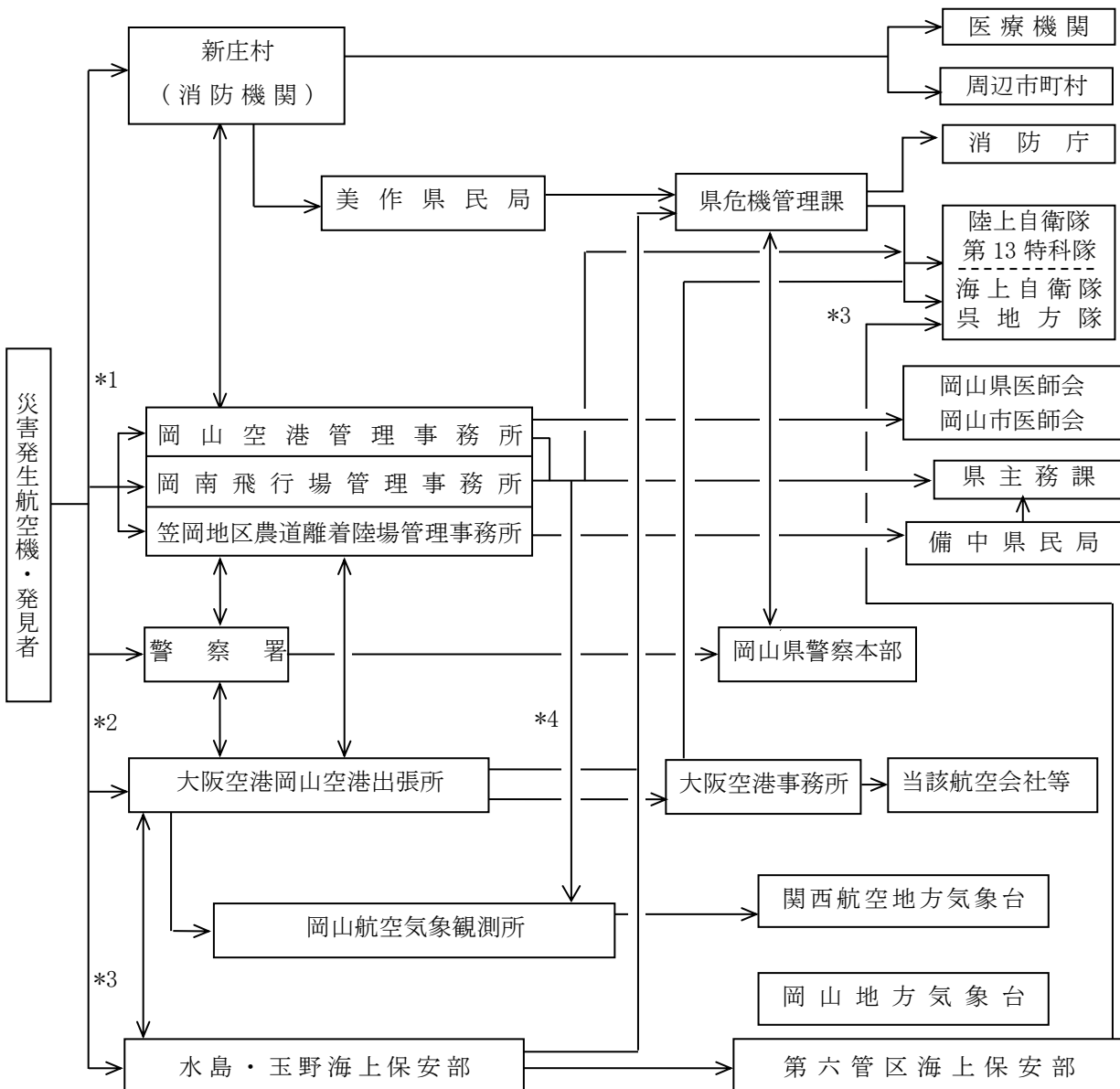
第2節 航空機事故災害対策

航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

実施機関	総務企画部・消防本部・消防団・真庭警察署・大阪航空局 航空運送事業者・関係機関
------	--

第1 通報連絡

空港、空港外周辺地域、その他の地域において万一災害が発生した場合の通報連絡は次のとおりとする。



*1 各空港又はその周辺で発生した場合

*2 岡山空港又はその周辺（半径 9km 以内）で発生した場合

- *3 海上で発生した場合
- *4 岡山空港以外で発生した場合

第2 大阪航空局の措置

- 1 岡山空港出張所は、岡山空港又はその周辺で航空機事故が発生したことを知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、直ちに岡山県空港管理事務所に通報し、所要の措置を講じることを求める。ただし、緊急を要する場合は、直接関係機関に通報する。
- 2 岡山空港出張所は、航空機事故が発生した場合は、情報の収集を行い、大阪航空局へ伝達する。
なお、岡山空港及びその周辺以外の地域において航空機事故が発生したことを知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、前記1の措置を講じるほか、大阪空港事務所へ通報する。
- 3 大阪空港事務所は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、陸上自衛隊に災害派遣を要請する。
- 4 岡山空港出張所は、航空機事故が発生した場合は、必要な情報を関係機関へ提供する。

第3 村の措置

村は、航空機事故の発生を知った場合、発見者等からの通報を受けた場合、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握できた範囲したものから直ちに県及び関係機関へ通報する。

村は、必要に応じ防災関係機関、関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施するとともに、死傷者が発生した場合、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

災害の規模が大きく村で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じ、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。県及び他の市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

さらに、消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

第4 真庭警察署の措置

墜落現場が不明の場合、航空機の行方が不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合、警察は、情報収集にあたりとともに、警察ヘリコプター等を活用し捜索活動を実施する。

航空災害が発生した場合、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場が山間へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

航空災害が発生した場合は、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出動させ、関係機関と緊密に連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行う。また、航空機の墜落現場の検索にあたっては、広範囲に実施し、生存者等の迅速な発見に努める。

航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速的確に実施する。

第5 航空運送事業者の措置

事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因ごと等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講じる。分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進する。

事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態または事故が発生した場合には、直ちにその情報を国土交通省へ連絡し、それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡する。

事業者は、発災後速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制を取る。

第6 その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第3章 第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

第7 応援協力要請

防災関係機関は、村、県、空港出張所等からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第3節 林野火災

林野火災が発生した場合、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

実施機関	農林班・消防本部・消防団・県
------	----------------

第1 情報の収集・連絡

1 県への連絡

村は、村内において大規模な林野火災が発生した場合には、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できた範囲から直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。

2 林野火災防御図の使用

情報連絡にあたっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、村が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

第2 応急活動及び活動体制の確立

村は、林野火災対応の中核として、全ての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。

村災害対策本部が設置された場合には、後方支援本部の業務は村災害対策本部が行う。

第3 消火・避難活動

1 消火活動

林野火災が発生した場合、村は速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

2 住民の避難誘導等

村は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。

3 立入禁止区域を設定

真庭警察署は、必要に応じて迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

第4 交通の確保・緊急輸送

村は、大規模な林野火災が発生した場合には、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

第5 救助・救急活動

消防本部は、林野火災による人的被害が発生した場合、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、集団事故災

害対策により活動を実施する。

第6 消防ヘリの要請と運用

村は、林野火災の拡大が予想されるとき、または延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めたときは、「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」に基づき消防ヘリを要請する。

消防ヘリによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。

消防ヘリを要請する場合、県（消防保安課）を経由してヘリ所有自治体へ要請する。消防ヘリの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

第7 応援協力関係

1 他市町村への応援

村は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請または応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。また、市町村で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合には、県またはその他の関係機関に確保を要請する。

2 広域的な運用

村の消防力のみでは対処できない林野火災の場合、市町村あるいは都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。

第4節 危険物等災害対策

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、または爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

実施機関	危機管理班・消防本部・消防団・真庭警察署・危険物施設の管理者
------	--------------------------------

第1 危険物等施設の所有者、管理者、占有者の措置

危険物施設において、被害が発生した場合、所有者、管理者、占有者は、次の措置を講じる。

- 1 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動するなど必要な応急措置を講じる。
- 2 真庭警察署及び村へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告する。
- 3 自衛消防隊その他の要員により、初期応急活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- 4 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の対応を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。
- 5 事業者は、災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。
- 6 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じる。
- 7 事業者は、消防機関、真庭警察署等と緊密な連携の確保に努める。
- 8 事業者は、災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講じる。
- 9 大量の危険物等が事業所外に漏洩した場合は、現場の事業者等は防除措置を講じる。防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

第2 真庭警察署の措置

危険物施設において、被害が発生した場合、真庭警察署は、次の措置を講じる。

- 1 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。
- 2 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
- 3 必要に応じ、流出した危険物等の防除活動等を行う。
- 4 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

第3 村の措置

危険物施設において、被害が発生した場合、村は、次の措置を講じる。

- 1 県へ災害発生について、直ちに通報する。
- 2 危険物等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、また

は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

- 3 村は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- 4 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- 5 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- 6 さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
- 7 村は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講じる。

第4 危険物等積載車両

危険物等積載車両において、事故等が発生した場合、危険物等輸送事業者、真庭警察署及び村は、上記と同様な措置を講じる。

第5 その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「第3編 第14章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

第6 応援協力要請

防災関係機関及び関係企業等は、村、県、災害発生企業から応援の要請等を受けた場合、積極的に協力して消火活動等を実施し、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したとき、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

第5節 高圧ガス災害対策

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、または爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

実施機関	総務企画部・消防本部・消防団・真庭警察署・高圧ガス施設等事業者
------	---------------------------------

第1 高圧ガス輸送事業者等の措置

高圧ガス輸送事業者、高圧ガス輸送依頼元事業者は、高圧ガス輸送中に災害が発生した場合、高圧ガス輸送事業者とともに、県・真庭警察署及び村の指示する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。

さらに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとり、被害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

高圧ガス輸送依頼元事業者は、消防機関・真庭警察署等との間において緊密な連携の確保に努める。

第2 真庭警察署の措置

真庭警察署は、情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行うとともに、被災地、避難場所、危険箇所等の警戒、避難路等の確保、被災者等の救出救助を行う。

また、交通秩序、通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

第3 村の措置

- 1 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- 2 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者・占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。
- 3 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- 4 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- 5 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- 6 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- 7 さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要がある

と認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

第4 その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、第3編「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

第5 応援協力要請

その他の防災関係機関及び関係企業等は、村、県、災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動を実施する。

村は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高圧ガス等災害の発生を覚知したとき、発災地以外の市町村及び事業者は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第6節 火薬類災害対策

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

実施機関	総務企画部・消防本部・消防団・真庭警察署 火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者・火薬類輸送事業者
------	---

第1 火薬類輸送事業者等の措置

火薬類輸送事業者、火薬類輸送依頼元事業者は、県・真庭警察署及び村へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。

火薬類輸送事業者、火薬類輸送依頼元事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

また、災害発生後速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じるとともに、消防機関・真庭警察署等との間において緊密な連携の確保に努める。

第2 真庭警察署の措置

真庭警察署は、情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行うとともに、被災地、避難場所、危険箇所等の警戒、避難路等の確保、被災者等の救出救助を行う。

また、交通秩序、通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

第3 村の措置

県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合には、直接消防庁へも連絡する。

火薬類の所有者・占有者等に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

第4 その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第3章 第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

第5 応援協力体制

防災関係機関及び関係企業等は、村または、県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動を実施する。

村は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火薬類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第7節 放射性物質災害対策

放射性物質の取扱上の事故や放射性物質の発見等により被害が発生し、または発生するおそれがある場合、事故等から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

実施機関	総務企画部・消防本部・消防団・真庭警察署・放射性物質の取扱事業者
------	----------------------------------

第1 放射性物質の取扱事業者及び放射性物質を発見した事業者等の措置

事故が発生し、その影響が周辺地域に及びまたは及ぶおそれがある場合で、原子炉等規制法または放射線障害防止法等の適用を受ける場合、事業者等は、関係法令に定めるところにより、直ちに関係機関へ通報する。放射性物質の発見等は、直ちに関係機関へ通報する。

また、放射性物質の取扱事業者等は、保安規定に基づき、次の措置を講じる。

- 1 消火その他事故鎮静化措置
- 2 立入制限区域の設定による被ばくの防止
- 3 放射性物質の安全な場所への移動等、放射能汚染の防止または汚染拡大の防止
- 4 放射線に被ばくした者の救護及び除染
- 5 その他放射線障害の防止に必要な措置

第2 村の措置

村長は、国、県と連携し事故の状況に応じ、次の措置を講じる。なお、実施が困難な場合、県、他の地方公共団体に措置の実施、実施に要する人員及び資機材について応援を要請する。

- 1 事故の状況把握と周辺住民への情報提供
- 2 事故の態様に応じた避難の指示等
- 3 事故の鎮静に必要な消火その他の措置
- 4 被ばく者の救助等
- 5 汚染の拡大防止及び除染
- 6 地域住民等に対する広報

第3 真庭警察署の措置

真庭警察署は、放射性物質に起因する事故が発生し、または発生するおそれがある場合、次の措置を講じる。

- 1 放射性物質事故情報の収集とその活用
- 2 被災者等の救出及び屋内退避の措置
- 3 被災地域住民の避難等の広報及び避難誘導
- 4 警戒区域の設定による立入制限または立入禁止措置
- 5 迂回路の設定等必要な交通規制

第4 事故復旧対策

村、県及び関係機関は、放射性物質による事故に係る風評被害が生じた場合、影響の軽減、周辺地域居住者等に対する心身の健康相談等、必要な災害復旧対策を行う。

第8節 集団事故災害対策

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

実施機関	総務企画部・消防本部・消防団・各施設管理者・真庭警察署
------	-----------------------------

第1 村災害対策本部の設置

交通事故、爆発、有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、村長は、地域防災計画に定めるところにより、災害対策本部を設置する。

第2 災害対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

- 1 災害現場での救助
- 2 現場付近での応急手当
- 3 負傷者の分類
- 4 収容医療施設の指示
- 5 医療施設への搬送
- 6 遺体の処理

■実施機関

関係機関	活動区分	主な業務
消防・警察・ 事故関係者等	消防 警戒	・警戒区域の設定と出入規制 ・現場の危険排除 ・災害の鎮圧
警察・事故関係者等	警備 交通規制	・現場の治安、秩序の維持 ・交通規制
消防・警察・ 事故関係者等	救出	・傷病者の救出
消防・事故関係者等	救急搬送	・搬送車両の区分 ・救急車等による病院への搬送 ・搬送中の傷病者管理

日赤・医療機関 (救護班、医療班)	救急医療	・現場での救命医療 ・傷病者の応急措置 ・傷病者の分類 ・収容病院の指示
村・警察	遺体収容	・仮安置所の設置 ・遺体の検視（見分）及び身元確認等

第4 関係機関の措置

1 事故発生責任者(企業体等)の措置

事故発生後直ち村(消防)、真庭警察署に通報するとともに自力による応急対策を行う。なお、必要に応じてその他の関係機関に協力を要請する。

総合救急対策本部が設置された場合は、当該事故発生責任者の代表は、これに参加し救急及び防災活動を行う。

2 村の措置

村長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、地域防災計画の定めるところにより直ちに災害対策本部を設置し、関係機関に協力、応援を要請するとともに、救護班に出動を命じる。

村長は、災害対策本部を設置したときは、知事（危機管理課）に通報する。

村長は、事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じる上で特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

3 真庭市消防本部、真庭警察署等の措置

通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに村長に通報するとともに所定の応急活動を実施する。

4 日本赤十字社岡山県支部及び地元医療関係機関の措置

村長等の要請により、救護班、医療班及び応援部隊を派遣する。

第5 応援協力要請

関係機関は、村の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。